地方分権に関する基本問題についての調査研究会報告書

（座長：神野　直彦）

平 成 27 年 3 月

一般財団法人　自治総合センター

はしがき

第１次・第２次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、国の制度改革の結果として地方の自主自立性が高まるなど、地方分権の基盤が構築されてきた。

地方公共団体に対する義務付け・枠付け等の見直しについては、平成２５年６月に「第３次一括法」が成立し、国から地方への事務・権限の移譲等についても、平成２６年５月に「第４次一括法」が成立した。

また、平成２６年６月には、地方分権改革有識者会議において、地方分権改革の具体的な改革の目指すべき方向等について、「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」が取りまとめられたところである。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成１６年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。平成２６年度においては４回の研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたところである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

平成２７年３月

一般財団法人全国市町村振興協会
理事長　　山　野　　岳　義

一般財団法人自治総合センター
理事長　　若　林　　清　造

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

委員名簿

座長	神野　直彦	東京大学名誉教授
	青木　宗明	神奈川大学経営学部教授
	池上　岳彦	立教大学経済学部教授
	伊集　守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	井手　英策	慶應義塾大学経済学部教授
	佐藤　　滋	東北学院大学経済学部共生社会経済学科准教授
	宍戸　邦久	東北大学大学院法学研究科教授
	関口　　智	立教大学経済学部教授
	高端　正幸	新潟県立大学国際地域学部准教授
	沼尾　波子	日本大学経済学部教授
	半谷　俊彦	和光大学経済経営学部教授
	古市　将人	帝京大学経済学部経済学科講師
	星野　　泉	明治大学政治経済学部地域行政学科教授
	諸富　　徹	京都大学大学院経済学研究科教授
	吉田　悦教	関西学院大学法学部教授

目　次

第１章　平成26年度調査報告

○　東日本大震災からの復旧・復興
　　～自治体の事例から～・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

○　＜緊縮財政＞下のイギリス福祉国家
　　-サッチャー、ブレア、キャメロン政権の連続と断絶-・　8

○　フランス地方法人課税の改革
　　職業税（ＴＰ）から地方経済税（ＣＥＴ）へ・・・・・・ 26

○　ドイツにおける企業課税改革について・・・・・・・・・ 37

第２章　参考資料

○　東日本大震災からの復興・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

○　公共施設等の総合的かつ計画的な管理
　　による老朽化対策の推進について・・・ 70

○　骨太の方針2014、平成27年度予算概算要求等・・・・・102

○　平成27年度地方税制改正（案）について・・・・・・・115

第１章

平成26年度調査報告

東日本大震災からの復旧・復興 ～自治体の事例から～

地方分権に関する基本問題についての調査研究会
平成26年6月27日

東北大学大学院法学研究科　宍戸邦久

１　東日本大震災と阪神・淡路大震災との比較
（１）震災の規模
（２）国の体制
（３）復興計画（宮城県と兵庫県）
（４）年次別復興事業費
（５）起債発行トレンド
２　自治体における財政的課題
（１）宮城県市長会の要望事項
（２）自治体の事例
①仙台市
②宮古市
③南相馬市
おわりに

1　東日本大震災と阪神・淡路大震災との比較

（1）震災の規模

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
発生日時	平成7年1月17日5:46	平成23年3月11日14:46
マグニチュード	7．3	9．0
地震型	直下型	海溝型
震度6以上の県	1県（兵庫）	8県（宮城、福島、茨城、栃木、岩手、群馬、埼玉、千葉）
災害救助法の適用	25市町（2府県）	241市区町村（10都県）
被災地	都市部が中心	沿岸部（農林水産地域）が中心
津波	数10cmの津波の報告はあるが、被害はない	各地で大津波を観測
死者・行方不明者	死者6,434名 行方不明者3名　（平18.5.19）	死者15,884名 行方不明者2,640名（平26.1.10）
住家被害（全壊）	104,906戸	126,631戸
被害の特徴	建物の倒壊。長田区を中心に大規模火災が発生	大津波により、沿岸部で甚大な被害が発生、多数の地区が壊滅的被害
災害の特徴	局地的・限定的	広域・複合的

※内閣府「平成23年版、防災白書」、山口広文（2011）東日本大震災と国土計画の今後の課題『レファレンス』、河村和彦（2014）東日本大震災と地方自治−復旧・復興における人々の意識と行政の課題、復興庁資料　より齋藤元彦氏作成

（2）国の体制

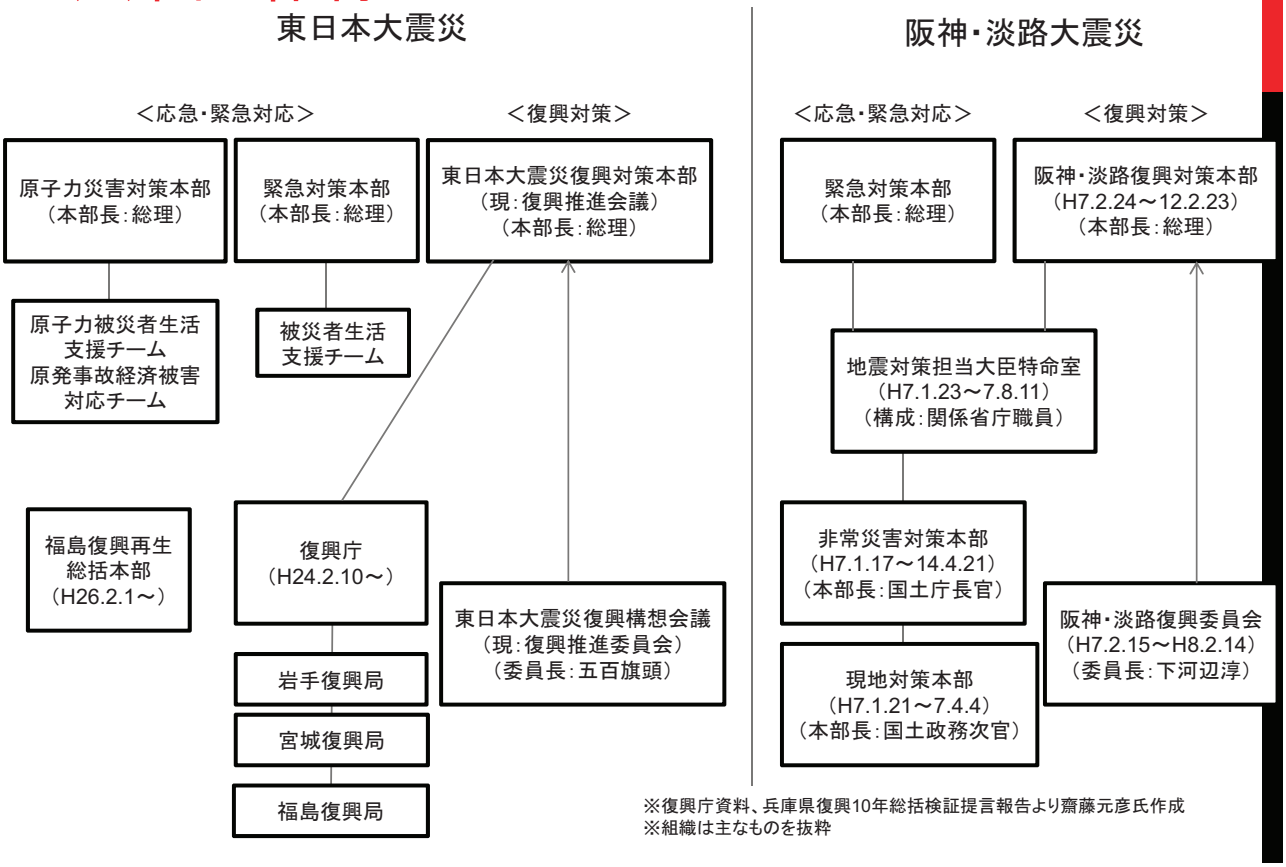

※復興庁資料、兵庫県復興10年総括検証提言報告より齋藤元彦氏作成
※組織は主なものを抜粋

（3）復興計画（兵庫県と宮城県）

	阪神・淡路大震災	東日本大震災
名称	阪神・淡路震災復興計画 （ひょうごフェニックス計画）	宮城県震災復興計画
策定（決定）日 （発生日）	平成7年8月4日 （平成7年1月17日）	平成23年10月18日 （平成23年3月11日）
復興計画期間	平成7年度～平成17年度 （10年間）	平成23年度～平成32年度 （10年間）
期間区分	前期5カ年（7年度（6補正）～11年度） 後期5カ年（12年度～16年度）	復旧期（平成23年度～25年度） 再生期（平成26年度～29年度） 発展期（平成30年度～32年度）
基本理念	①21世紀に対応した福祉のまちづくり ②世界に開かれた、文化豊かな社会づくり ③既存産業が高度化し、次世代産業もたくましく活動する社会づくり ④災害に強く、安心して暮らせる都市づくり ⑤多核・ネットワーク型都市圏の形成	①災害に強く安心して暮らせるまちづくり ②県民1人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興 ③復旧にとどまらない抜本的な再構築 ④現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり ⑤壊滅的な被害からの復興モデルの構築
事業規模	17兆円	12．8兆円

※宮城県資料、兵庫県復興10年総括検証提言報告より齋藤元彦氏作成

（4）年次別復興事業費

阪神・淡路大震災

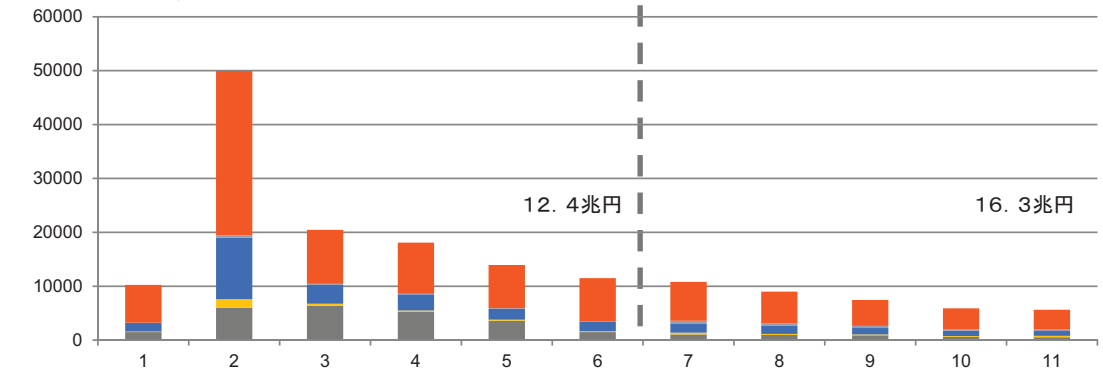

宮城県

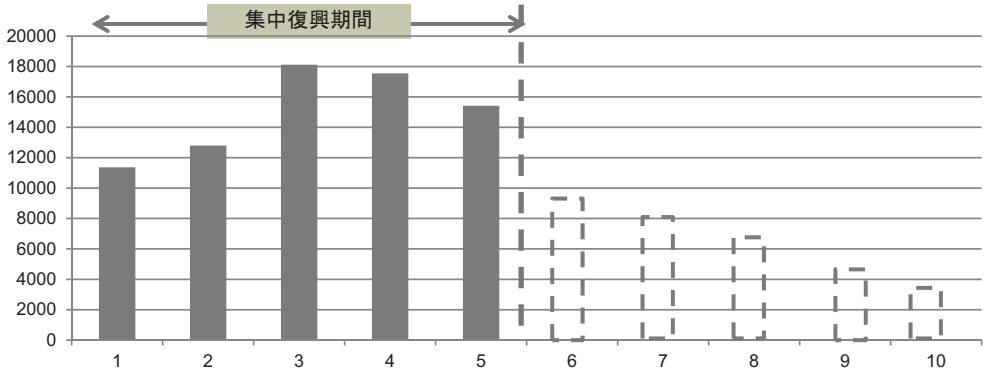

※兵庫県復興10年総括検証提言報告より齋藤元彦氏作成。阪神・淡路震災復興計画（16．3兆円ベース）
※宮城県はH 23、H24決算値、H25，H26は予算ベース、H27は推計

（5）起債発行トレンド

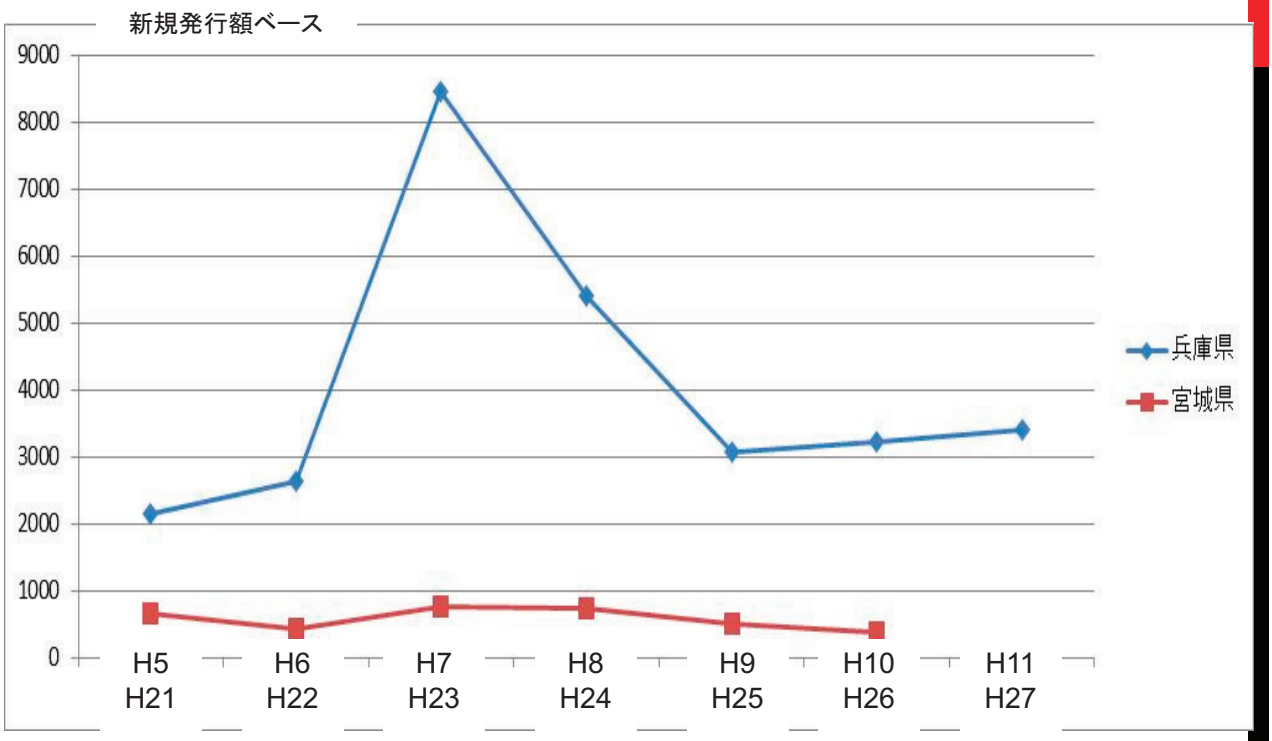

※兵庫県復興10年総括検証提言報告、宮城県決算統計資料より齋藤元彦氏作成
※普通会計ベース、H21～H24は決算、H25，H26は予算。兵庫県H7及びH8には復興基金分含む。宮城県は臨財債除く。

（5）起債発行トレンド

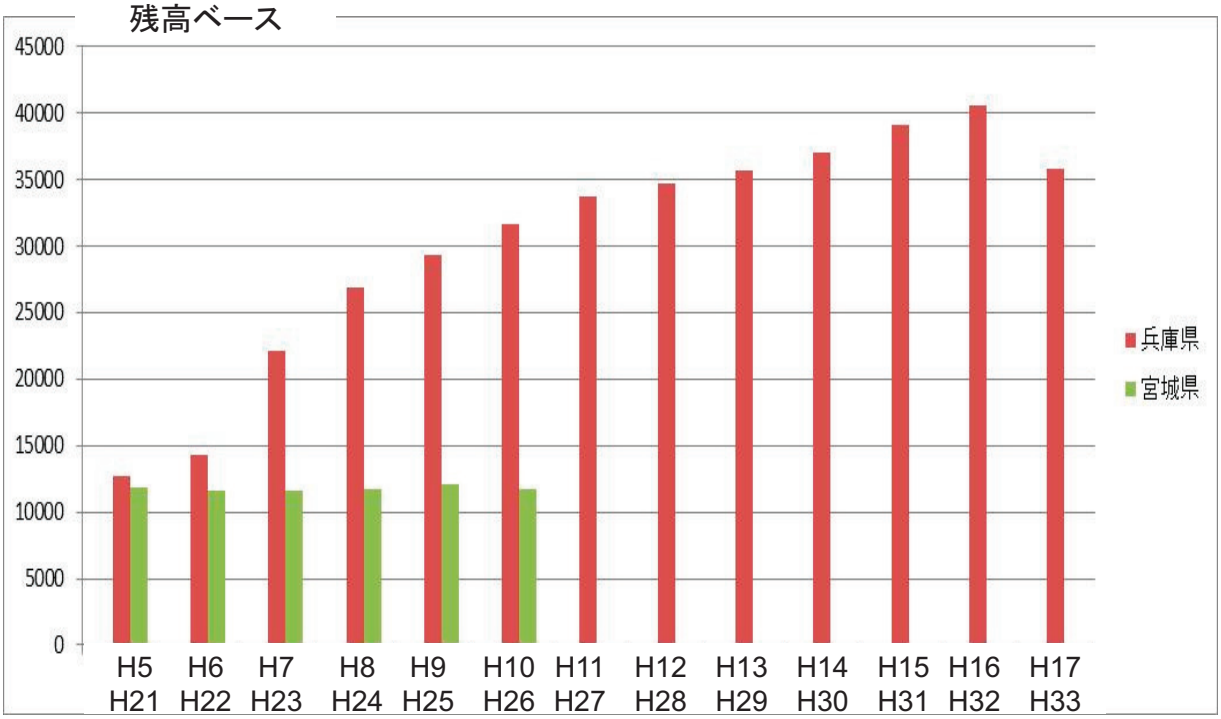

※兵庫県復興10年総括検証提言報告、宮城県決算統計資料より齋藤元彦氏作成
※普通会計ベース、H21～H24は決算、H25，H26は予算。兵庫県H7及びH8には復興基金分含む。宮城県は臨財債除く。

2　自治体における財政的課題
（1）宮城県市長会の要望事項

	H23.9	H24.5	H24.9	H25.5	H25.9	H26.5
財政支援等	7	11	12	13	9	12
生活再建支援	12	12	13	8	10	9
地域産業復旧復興	5	6	7	1	4	5
公共施設復旧復興	7	8	12	7	6	9
原発事故対応	7	8	11	9	9	11
災害廃棄物処理	1	2	2			
その他	7	4	5			
計	46	51	62	38	38	46

※各特別決議をもとに、宍戸分類。

（1）宮城県市長会の要望事項

【財政支援等】

○復興交付金延長　○震災復興特別交付税継続　○普通交付税でのH22国調特例　○被災市町村への職員派遣措置
○資材費人件費高騰の地方負担軽減策　　等

【生活再建支援】

○仮設転居への公的支援に財源措置　○復興加配教員継続　○災害援護資金貸付制度の拡充
○国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険一部負担金免除への財政支援措置　　等

【地域産業復旧復興】

○復興特区法による税制特例措置の延長　○中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の基金化・新たな支援創設
○経営転換協力金交付事業の制度改善　　等

【公共施設復旧復興】

○消防防災施設・設備復旧への財政措置　○土地購入可能にする復興交付金事業の要件拡充・財源措置
○復興道路・復興支援道路の集中復興機関以降の別枠財源確保　○地方単独地域活性化事業の創設　　等

【原発事故対応】

○国の主体的な責任による対応　○原発被害に対する東京電力の損害賠償・費用負担に関する指導監督
○河川除染対策　○地方消費者行政活性化交付金制度の存続　　等

（2）自治体の事例　①仙台市

人　口	標準財政規模	財政力指数	実質公債費比率
1,038,522人	228,927,535千円	0.84	11.3%

【財政運営上の現状・課題】

〇概ね予定通りに事業進捗（好況だが、一過性のおそれ）

〇集中復興期間の終期が迫る中、財政規律が厳しくなりつつある。

〇公共施設（特に建築物）の老朽化に対応する修繕・改良費が増嵩

〇市税収入減少のおそれ（復興需要の減）

（2）自治体の事例　②岩手県宮古市

人　口	標準財政規模	財政力指数	実質公債費比率
57,575人	19,012,090千円	0.31	11.9%

【財政運営上の現状・課題】

〇概ね予定通りに事業進捗（H26年度末で、復興計画約8割進捗見込）

〇2回の合併を経ており、歳入の約1割が合併算定替によるもの。

〇課題は「マンパワー」「資機材」「財源」

・マンパワー：発注者側の技師不足。受注者側の監督者・〇〇工の不足。

・資機材：基礎杭、鉄鋼が不足・材料費高騰。重機不足。

・財源：復興交付金～実質1件審査、経済ソフト系事業がない。

復興特別交付税～H28年度以降の事業があり、継続を。

⇒「期間」と「しばり」

（2）自治体の事例　③福島県南相馬市

人　口	標準財政規模	財政力指数	実質公債費比率
65,298人	18,101,282千円	0.57	14.4%

【財政運営上の課題】

〇予算執行力（職員の質・量、事業者の受注力）の確保

〇生活再建事業（除染、住宅確保等）の早期完遂

〇きめ細かい生活再建支援（放射線健康管理、子育て支援等）

〇復興交付金・効果促進事業の要件緩和

〇原子力災害対策特措法による避難指示区域の線引きによる分断解消

おわりに

〇国補助志向への移行？…分権型の復興とは

〇公的資金で生活再建支援を行うこと

〇復旧・復興事業の進捗度合

〇マンパワーの充実策

〇「忘れない、今も動いている」

〈緊縮財政〉下のイギリス福祉国家

–サッチャー、ブレア、キャメロン政権の連続と断絶–

東北学院大学　佐藤　滋

本報告の課題（１）

- イギリスの現在（＝福祉縮減の時代）を、サッチャー、ブレア、キャメロン政権の一連の流れのなかに位置づける。
- 現在急速に進行する福祉国家へのバックラッシュは、サッチャーを批判し、新たな福祉国家を建設しようとしたニューレイバーの政策体系の中に胚胎。

本報告の課題（２）

- 世界金融危機後、キャメロン政権は新たな政策体系を生み出しえたのか？
- 日本の政策論議との関係：イギリスは２０１５年から法人税を20%へ引き下げる予定。これは、西ヨーロッパでは最も低い水準。Osborne said: "I want to send a message to anyone that wants to set up business here, or create jobs here, that Britain is open for business."
- イギリスの法人税改革を参照すべきとする議論をどうみるか？（法人税のパラドックス）

3

ベヴァリッジ型普遍主義の意義

- 戦後イギリス福祉国家の基礎＝ベヴァリッジ・プラン
- 均一拠出・均一給付の原則、行政責任統一の原則、適正給付の原則、包括性の原則、被保険者分類の原則
  - ‘right for all citizens”universality’
  - すべての被用者を包摂する「普遍主義」原則
  - イギリスの社会保障制度を、ミーンズ・テストを伴う困窮者への「施し」から権利としての社会保障制度へと改革＝ベヴァリッジ型普遍主義

4

- このうち、他国との比較では、均一拠出・均一給付の原則と適正給付の原則が特徴（＝全被用者の均一な拠出に基づいて「最低生活費保障」を行う）

- 拠出原則へのこだわり＝「拠出とひきかえに給付を受けるほうが、国からただで手当を受けるよりはイギリス国民の希望とするところである。…（ミーンズ・テストへの）反対は、すべてのものをただで得たいという要望からではなく、人びとが、万が一の場合に備えて倹約し貯えをすることを義務であると同時に喜びであると考えてきたことを台無しにすると考えられる措置への憤りから生じている」

ベヴァリッジ型普遍主義の限界

- 低水準の「最低生活費」の存在が、公的扶助への依存を促す（この間、均一拠出・均一給付の原則を基礎年崩し、金の定額部分を一階部分、二階部分に所得比例年金を導入することで拠出性を維持しようとしたが事態は改善できず）

- 「ベヴァリッジ・プランは根本的に変化してしまった」

ベヴァリッジ型普遍主義の限界

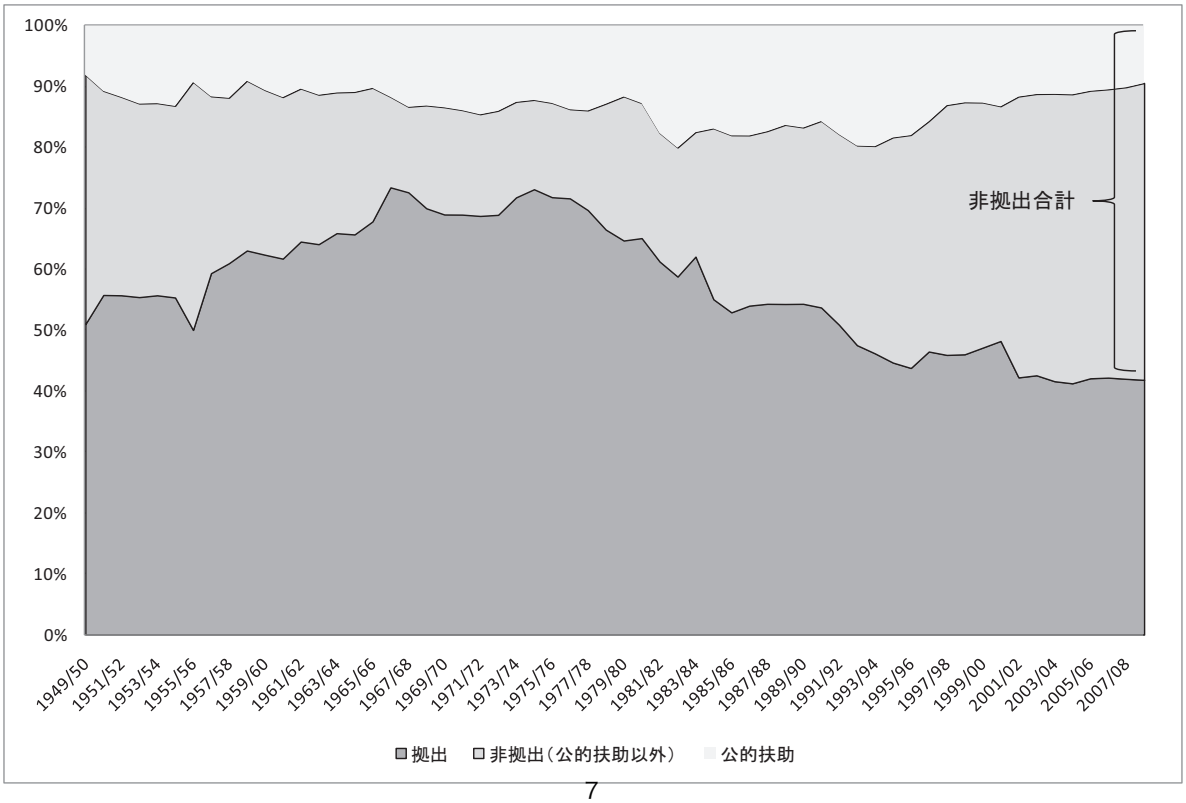

7

ベヴァリッジ・プランの前提

- ベヴァリッジ報告「満足のいく社会保険計画は、雇用の維持と大量失業の予防とを前提としている」
- 拠出原則に基づくベヴァリッジ型普遍主義を貫徹するには、その体系の「前提」に経済成長による雇用維持が組み込まれていなければならない。
- ベヴァリッジ型普遍主義の問題＝「市民であることは何の権利ももたらさない」という、ベヴァリッジ型普遍主義の「選別主義」的な性格

8

ベヴァリッジ・プラン「前提」の創出

- ニューレイバー以前の「前提」創出の試み
  - タックス・クレジット＝一九六〇年代後半にウィルソン労働党政権が検討開始。その後にヒース保守党政権が白書にまとめる。サッチャー政権下でも検討。
  - 代替措置として、労働党が家族手当を児童給付へと改革（一九七七年）。また、家族手当収入が課税対象となっており（＝クローバック）、これが貧困の罠を助長しているとの批判を受け、児童給付収入を非課税に。一人親への割増手当も開始。

  - 一九七〇年代前半から一九八〇年代にかけては、マンパワー・サービスコミッションの設置、特別臨時雇用事業、若年労働者制度の開始
  - これに呼応するように、「ワークフェア」という用語も定着。
- ニューレイバーのワークフェア政策＝「古い政策方針はすでに陳腐化し、多くの点で生産に対して反作用を及ぼすものである。われわれは、労働市場、社会、グローバル経済に起きた変化を反映する、新たなアプローチを必要としている」

ニューディールの財源＝ウィンドホール・タックス

	1997／98	1998／99	1999／00	2000／01	2001／02	1997／2002
若年失業者のためのニューディール	100	580	650	640	640	2,620
長期失業者のためのニューディール	0	120	160	90	80	450
一人親のためのニューディール	0	50	50	50	50	190
病者・障害者のためのニューディール	0	10	20	80	80	200
失業中の両親のためのニューディール	0	0	300	20	20	60
学校のためのニューディール	100	300	0	300	300	1,300
チャイルド・ケア	0	40	0	0	0	40
産業のための大学（University for Industry）	0	5	1,200	0	0	5
支出合計	200	1,090		1,170	1,170	4,850
未使用分						350
ウィンドホール・タックス	2,600	2,600				5,200

11

- このプラグラムの財源は、六年目からは新たな財源措置を講ずるわけではないにも関わらず、一般財源から捻出されることになっていた。しかも、第一期の財政支出抑制路線から転じ、第二期以降（二〇〇一年以降）は財政支出を拡大。となれば、その他の条件を一定にすれば、これは財政赤字の拡大につながるはず。

- ニューレイバーが、サステナビリティ・ルールによって債務を抑制し、財政の持続可能性に強くコミットメントしていた事実を考慮すれば、こうした施策は、福祉政策の拡充と債務コントロールとの間に矛盾を引き起こすことになるのでは？

12

恒久減税の忌避と経済成長の追求

- 「われわれの福祉国家の改革――失業者を福祉から労働へと促すプログラムによる――は、民営化企業the utilitiesの超過利潤に課される、新たな一回限りのウィンドホール・タックスによって賄われる。...民営化された当時のそれら企業の価値が過小評価され、十分な規制が行われなかった...ウィンドホール・タックスは、電力部門から二一億ポンド、水道部門から一六億五〇〇〇万ポンド、そして残りの公益企業から一四億五〇〇〇万ポンドを徴収する予定である」

13

民営化企業の株価上昇率

	民営化年月	ロンドン株価指数(FTSE)に対する各企業の株価伸長率(%)		
		100日後	1年後	4年後
BT	1984年11月	51	52	18
British Gas	1986年12月	10	22	32
BAA	1987年7月	43	39	69
WASCs	1989年12月	31	58	93
RECs	1990年12月	26	23	124
English generators	1991年3月	28	27	109
Scottish generators	1991年6月	2	4	4
Northern Ireland Electricity	1993年6月	32	46	21
Railtrack	1996年5月	3	15	—
British Energy	1996年7月	17	21	—

「与件」としての経済成長

- ブラウン蔵相＝経済成長は完全雇用のための欠くことのできない条件。自然増収をもたらすことで、ワークフェアの拡充を可能に。
- 増税の忌避と経済成長の追求
  - オールドレイバーとの相違を強調するためにそれは封じられていた。重視されたのが経済成長の追求。

15

- 減税路線の追求
  - 所得税の標準税率を二五％から二〇％としたほか、最低税率も二〇％から一〇％に。加えて、二〇〇〇年にはキャピタル・ゲイン税を、二〇％、四〇％の二段階だったものを、一〇％、二〇％、四〇％へと減税。相続税の非課税枠の拡大も。
- 財務省が作成した初期の予算関係資料には、「ウィンドホール・タックスを除いた」税収の推移が強調されているが、経済成長の結果、減税路線にも関わらず税収の増大が予想

16

ニューレイバーの福祉改革課

ベヴァリッジ・プランの「前提」と福祉制度の特徴

前提	制度の特徴	制度の欠陥
(a)最低生活費保障原則	低い所得代替率、民間(営利・非営利)部門の重視	老齢期の貧困、公的扶助との非整合性
(b)男性世帯主モデル	現金給付中心	不十分な対人社会サービス
(c)完全雇用	社会保険中心、補完としての公的扶助	消極的な雇用政策
(d)中央集権的行財政構造	公平・無料・国営のNHS	供給者重視・需要者軽視

⇩ 情勢の変化による「前提」の瓦解、欠陥の露呈

近年の福祉改革の課題と財政方式

新たな前提	政策分野ごとの主な対応策	財政方式		備考
		税方式	社会保険方式	
(a)´最低所得保障	〔年金〕最低所得保障年金の導入	○	○	社会保険料を財源とし、賦課方式により運営。ただし、国家第二年金の一部と最低所得保障部分は国税を財源とする。
(b)´家族の多様化	〔子育て支援〕シュア・スタート	○		幼児教育は国税により、原則無料。一方、保育サービスの利用は自己負担が原則。
(c)´雇用可能性の確保	〔雇用政策〕ニューディール	○		タックス・クレジットによって保育費用が一定程度保証されており、子育て支援策と強い関連性がある。
(d)´地方分権の推進・準市場の活用	〔医療・介護〕NHS・コミュニティケア	○		NHSは国税を財源とし、原則無料。一方、コミュニティケアの費用は自己負担が原則で、所得に応じて減免制度あり。ただし、看護ケアはNHS所管のため無料となる。

17

不況に脆弱なニューレイバーの政策体系

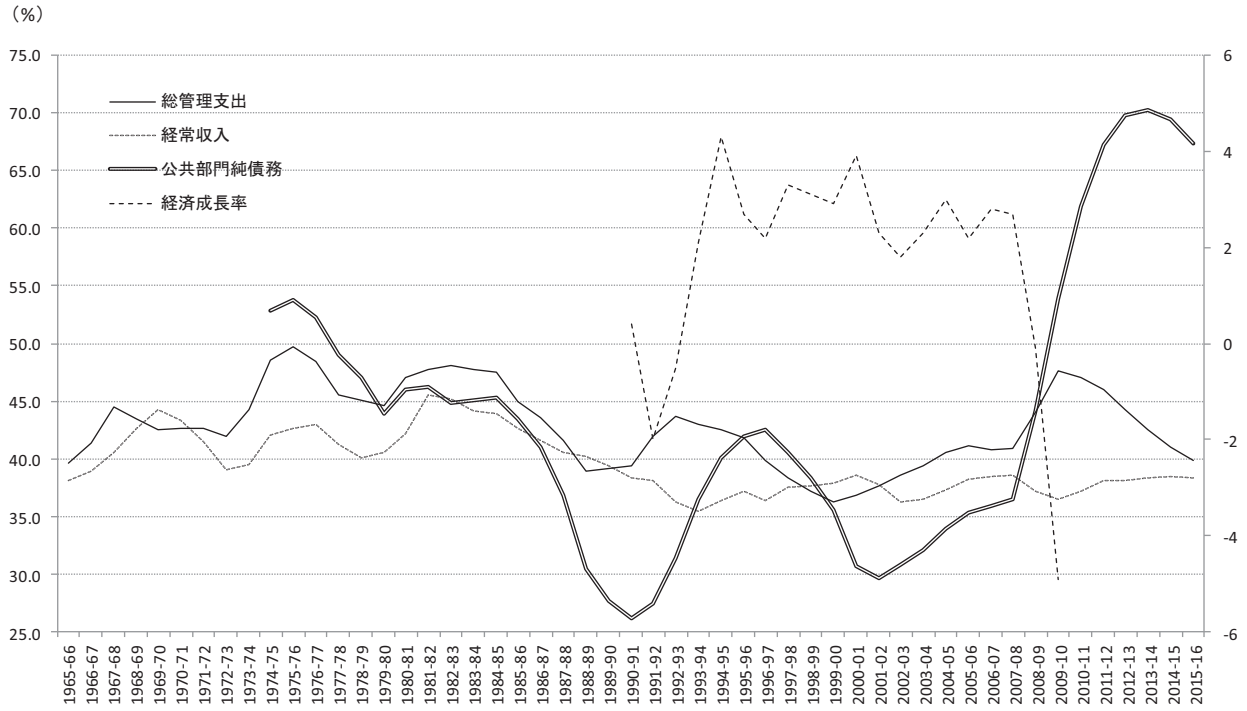

18

福祉財政に対する意識調査（1991～2011年）

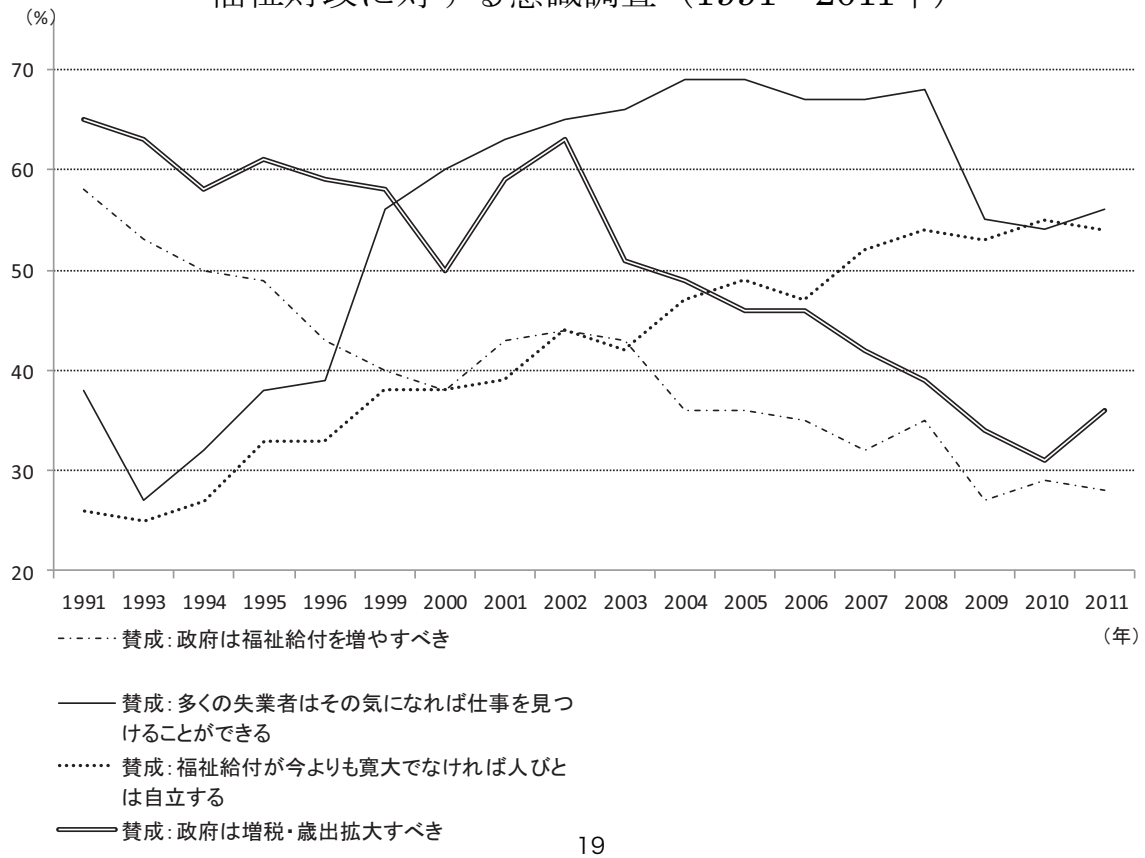

離反するミドルクラス

		2003年	2011年	2003年からの変化
支持政党	保守党	80	51	−29
	労働党	83	66	−17
	自民党	82	56	−26
職業	専門職	81	53	−27
	中級職	82	57	−24
	ルーティン	81	67	−14
受給・非受給	福祉受給者	82	62	−20
	非福祉受給者	79	55	−25
全体		81	59	−22

再分配のパラドックス

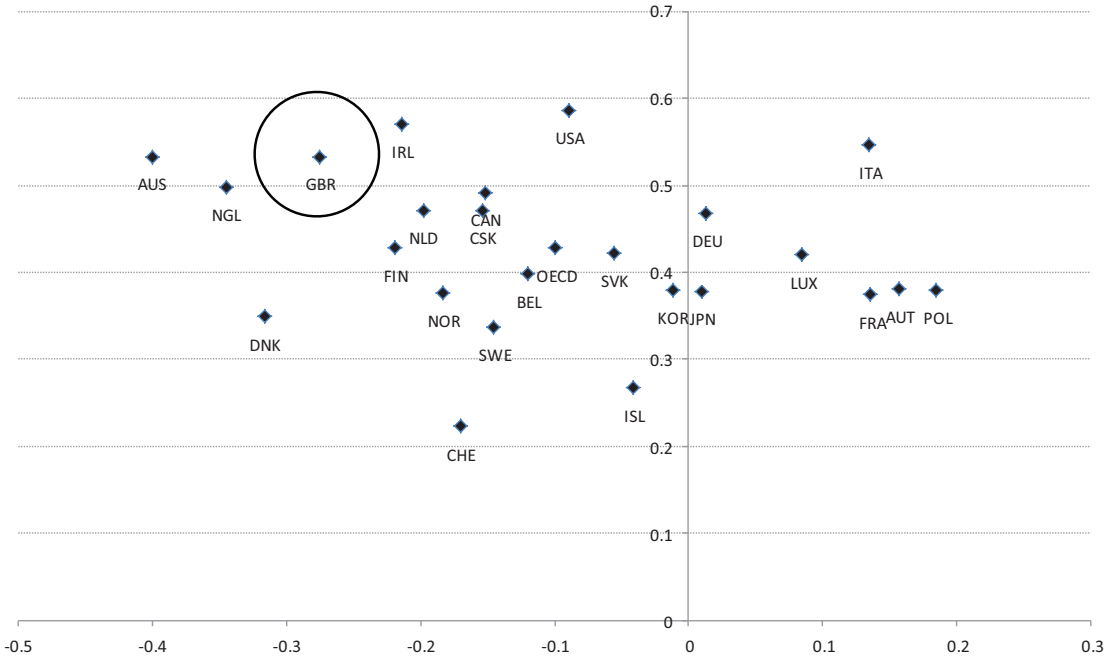

縦軸：家計税の集中係数、横軸：公的現金給付の集中係数

21

緊縮財政の進展

- イギリスの現在＝福祉縮減の時代、福祉依存批判。
- Spending Review 2010＝800億ポンドの歳出削減。そのうち180億ポンドは福祉支出の削減。自治体は３年で３３%の予算削減を迫られる。2013年6月にはここからさらに地方自治体予算からの26億ポンドの削減を含む115億ポンドを削減することが決定。
- 75%を歳出削減で、残りの25%を増税（主としてVAT）。

22

- 福祉改革法（2012）
  - 住宅手当の適格要件の厳格化
  - 労働インセンティブを重視した、ユニバーサル・クレジットの創設
  - 普遍的給付の代表格である児童手当に所得制限（また、三年間の凍結）
- このほか、児童税額控除の削減や、NHSの歳出削減が著しく進展（保健およびソーシャルケア法（2012））。また、支給開始年齢引き上げを伴う年金改革等も行われている。

23

相対的貧困率（再分配後）

	1970年代央	1980年代央	1990年前後	1990年代央	2000年前後	00年代央	00年代後半
イギリス	6.2	6.7	13.7	10.5	11.0	10.3	11.0
ドイツ	..	5.6	5.5	7.2	7.6	8.3	8.9
スウェーデン	3.8	3.3	3.6	3.7	5.3	5.3	8.4
アメリカ	15.4	17.9	17.9	16.7	16.9	17.0	17.3
日本	..	12.0	..	13.7	15.3	14.9	15.7
OECD平均	..	..	..	..	..	11.1	11.1

ジニ係数（再分配前）

	1970年代央	1980年代央	1990年前後	1990年代央	2000年前後	00年代央	00年代後半
イギリス	0.338	0.419	0.439	0.453	0.512	0.500	0.506
ドイツ	..	0.439	0.429	0.459	0.471	0.499	0.504
スウェーデン	0.389	0.404	0.408	0.438	0.446	0.432	0.426
アメリカ	0.406	0.436	0.450	0.477	0.476	0.486	0.486
日本	..	0.345	..	0.403	0.432	0.443	0.462
OECD平均	..	..	..	..	..	0.467	0.457

2008年時点の子どもの貧困率と1990年代央からの変化率

	貧困率	変化率
イギリス	12.5	-4.9
ドイツ	8.3	0.2
スウェーデン	7	4.4
アメリカ	21.6	-0.6
日本	14.2	2.1
OECD平均	12.6	1

※　2010年には子どもの貧困対策法が制定。ジョナサン・ブラッドショー「昔はイギリスから教訓を学ぶことができたとしても、今は状況が変わっておりまして…参考にできるところは残念ながらなくなってしまっています…しかし、私は子ども貧困にフォーカスしたいと思います…もし何か参考になる分野がイギリスにあるとしたならば、それは子どもの貧困対策ではないか」

撤回されつつある成果

Figure 4.2b. Absolute AHC poverty rates, by family type

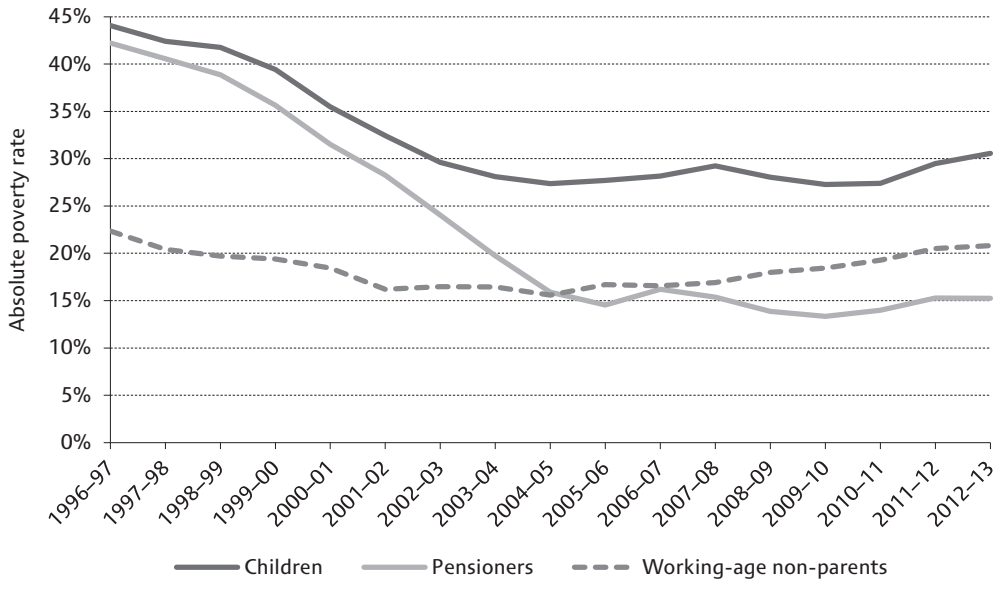

Belfield, C., Cribb, J. and Joyce, R. (2014), Living Standards, Poverty and Inequality and Inequality in the UK, IFS.

Figure 4.7. Impact of direct tax and benefit reforms introduced or planned between April 2013 and April 2015, by income decile group and household type

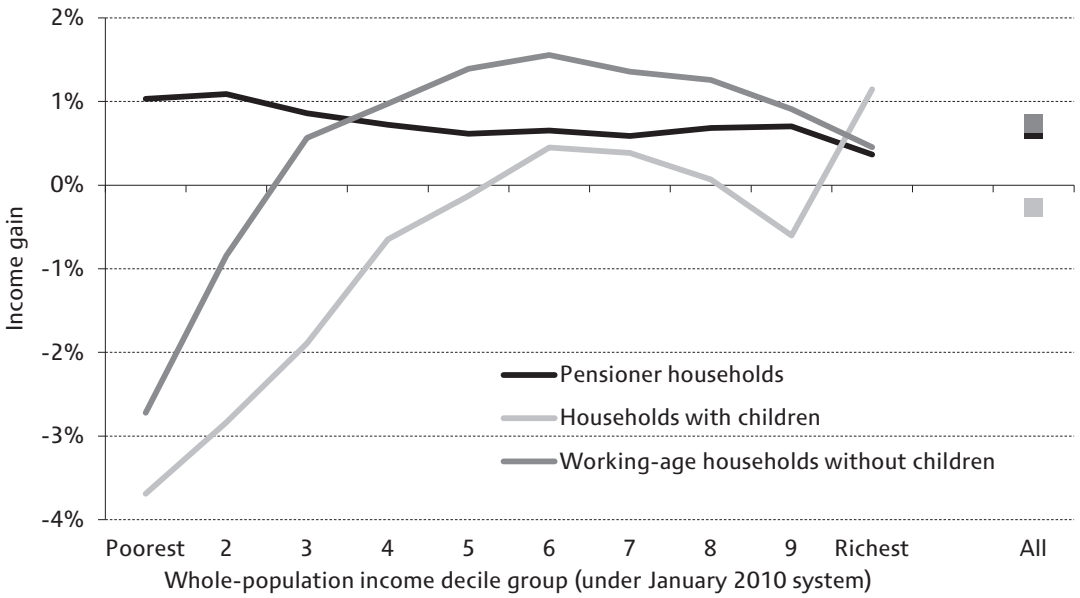

Ibid.

Table 2.C Private sector domestic demand rose in 2014 Q1

Expenditure components of demand[a]

Percentage changes on a quarter earlier

	Averages					
	1998–2007	2008–09	2010–12	2013 H1	2013 H2	2014 Q1
Household consumption[b]	0.9	-0.7	0.2	0.6	0.5	0.7
Private sector investment	0.9	-4.7	0.5	2.3	2.2	4.0
of which, business investment[c]	*0.7*	*-1.6*	*0.4*	*1.8*	*2.3*	*5.0*
of which, private sector housing investment	*1.1*	*-8.8*	*1.5*	*3.5*	*2.0*	*2.1*
Private sector final domestic demand	**0.9**	**-1.3**	**0.2**	**0.9**	**0.8**	**1.3**
Government consumption and investment[c]	0.8	0.8	-0.1	0.5	0.2	-0.7
Final domestic demand	**0.9**	**-0.8**	**0.1**	**0.8**	**0.6**	**0.8**
Change in inventories[d][e]	0.0	-0.2	0.2	-0.1	-0.1	0.4
Alignment adjustment[e]	0.0	0.0	0.0	-0.4	0.4	-0.7
Domestic demand	**0.9**	**-1.1**	**0.3**	**0.3**	**1.0**	**0.5**
'Economic' exports[f]	1.1	-0.7	0.9	0.9	-0.8	0.1
'Economic' imports[f]	1.4	-1.4	0.8	0.1	-0.1	-1.0
Net trade[e][f]	**-0.1**	**0.2**	**0.0**	**0.3**	**-0.2**	**0.3**
Real GDP at market prices	**0.8**	**-0.9**	**0.2**	**0.6**	**0.7**	**0.8**

BOE (2014), Inflation Report.

資産価格の上昇を通じた経済成長

- Help to Buy
- Right to Buy（※1980年代との連続性）

29

Chart 2.2 House price inflation has increased in all areas of the United Kingdom during the past year

Annual house price inflation

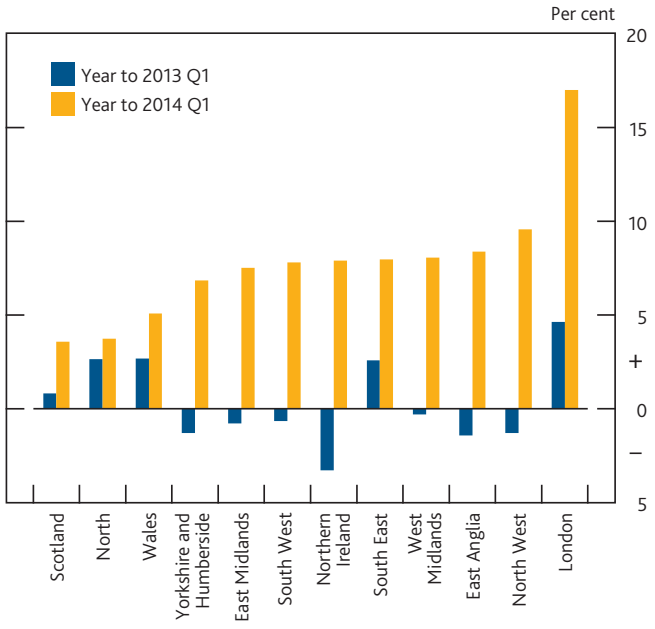

BOE (2014), Financial Stability Report.

30

Chart 2.32 Household debt could rise further over time

Household secured debt to income ratios[a][b][c][d]

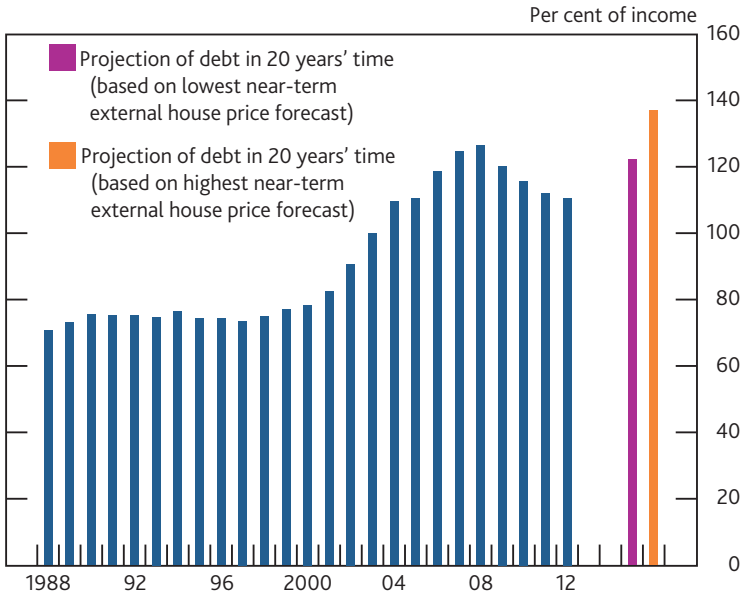

BOE (2013), Financial Stability Report.

Chart 2.4 UK private sector borrowing remains high

UK non-financial private sector debt to GDP[a]

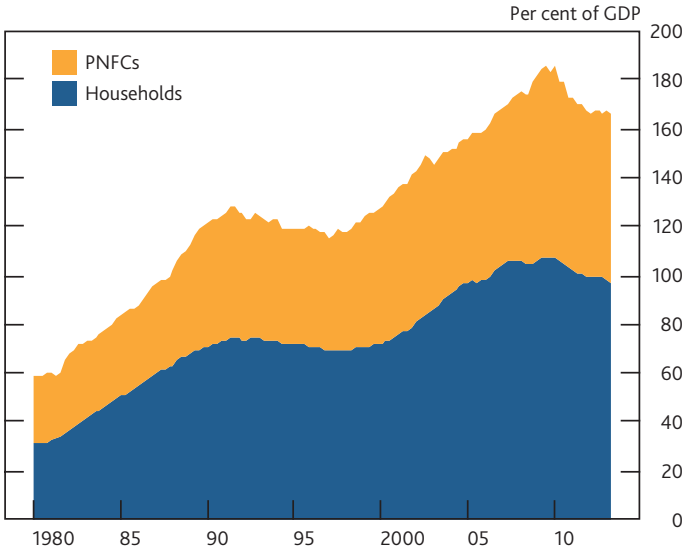

Ibid.

イギリス経済の脆弱性

- 家計と企業の債務（対所得比率）は金融危機後も高止まりでバランスシート調整は進んでいない。非銀行民間部門と家計の債務はGDPの165%。
- BOEの量的緩和政策が債務による資産取得を促進している側面があり、これが住宅価格の上昇を招いている。（バブルかどうかの論争がある）
- 利上げの影響は甚大。mortgage loanを借りれている個人のうち16%は、住宅コストや基礎的支出を除くと200£以下。300£以下だと全体の三分の一。
- Colin Crouch: Privatized keynesianism

33

Cost of Living Crisis

Chart 6.1 Average earnings and consumer prices annual growth rates

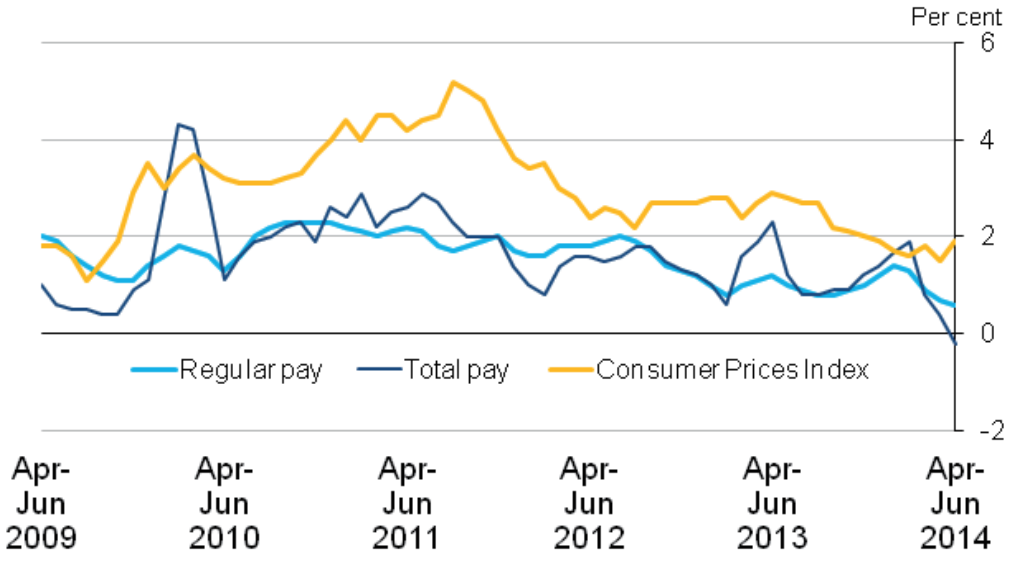

まとめ

- ニューレイバー：経済成長からのトリクル・ダウンを通じた社会保障政策の拡充（＝補償原理的に人びとの厚生を向上させること）、ミドルクラス化を通じた社会的包摂。
- 与件としての経済成長。そのための脆弱性。経済政策面でのサッチャーとの連続性。
- キャメロン政権下ではポスト金融危機の政策体系は作れていない。与件としての経済成長。それどころか、債務を通じた経済成長（＝民営化されたケインズ主義）は金融危機前のもの。一方で、格差や貧困は拡大。
- 以上の文脈のなかで行われる法人税減税。

35

2014年10月23日　地方分権に関する基本問題についての研究会

フランス地方法人課税の改革
職業税（TP）から地方経済税（CET）へ

「付加価値標準」の追求と
経済政策への政治配慮

神奈川大学　経営学部　教授
青木　宗明

2010年以降の地方法人課税

これまでの職業税（la taxe professionnelle：TP）

↓

- 地方経済税（CET）（la contribution économique territoriale）
  - 霞ヶ関界隈で表記されている「国土経済税」はフランスの地方を知らない人の誤訳
  - ＊　事業不動産税(CFE)　la cotisation foncière des entreprises
  - ＊　事業付加価値税(CVAE)　la cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises
- 設備網を有する企業への概算課税（ IFER ）
  （l’ imposition forfaitaire sur les enterprises de réseaux）

これまでのTP

- 課税標準
  - 事業用不動産・償却資産の賃貸価格
  - 支払い給与額
  - （一部事業について）事業収入
  - その他にミニマルタックス、ミニマムタックスあり
- 税率　地方自治体の自由決定
  - ただし家計にかかる税と「増減税率の連結」
  - 自治体間の税率格差は大きい

地方税収の2012年の状況　単位＝100万ユーロ

CFA	6,662	9.3%
CVAE	15,182	21.2%
IFER	1,370	1.9%
住居税	19,525	27.2%
既建築値税	27,357	38.1%
未建築値税	982	1.4%
商業施設面積税 Taxe sur les surfaces commerciales (Tascom)	648	0.9%
合計	71,726	100%

コミューンと連合

CFA	6,662
CVAE	4,024
IFER	488
住居税	19,525
既建築値税	15,776
未建築値税	982
Tascom	648

デパルトマン

CVAE	7363
IFER	239
既建築値税	11581

レジオン

CVAE	3795
IFER	643

地方「直接税」収の2008年の状況　単位＝100万ユーロ

職業税（TP）	29,134	44.3%
住居税	15,267	23.2%
既建築値税	20,472	31.1%
未建築値税	854	1.3%
合計	65,727	100%

資料）フランス内務省

地方の税収入：対国内総生産比

資料）フランス内務省

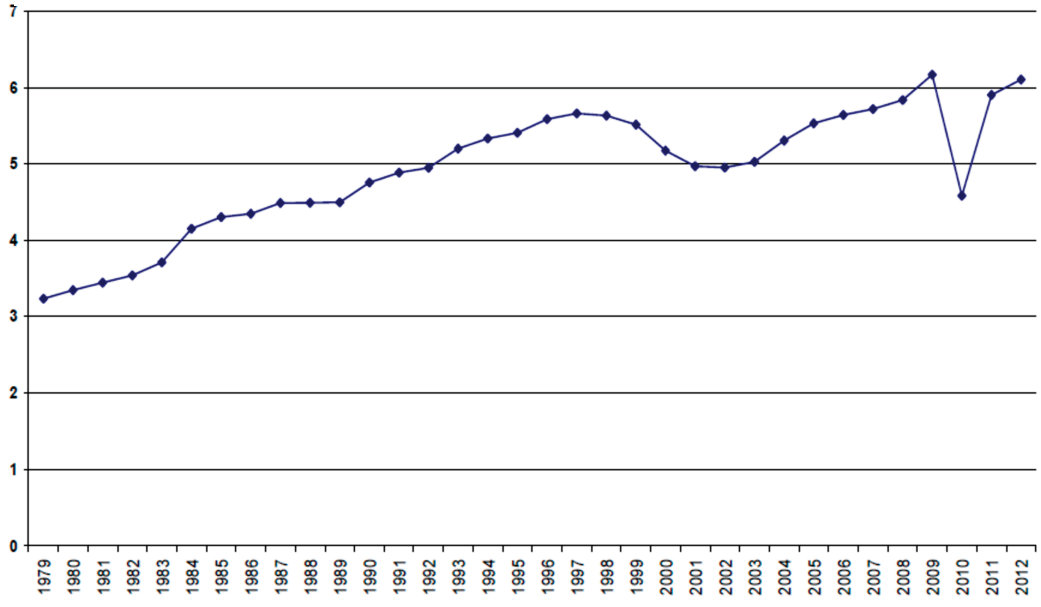

CET　地方経済税

各事業のCET納税額（CFE+CVAE）は
各事業の付加価値額の3%が上限：上限の基準自体が付加価値

CFE　事業不動産税

課税団体	コミューンとその連合
課税標準	事業用不動産の賃貸価格の70%
税率	各コミューン・連合が定める

これまでのTPでは、課税ベースに償却資産が含まれていた。

CVAE　事業付加価値税

課税団体	デパルトマン（税収の48.5%） コミューンと連合（税収の26.5%） レジオン（税収の25%）
納税義務者	売上高15万2,500ユーロ以上の事業者 ただし売上高50万ユーロ未満の事業者は全額減税
課税標準	付加価値　ただし売上高の一定割合で上限 売上高　760万ユーロ未満　売上高の80% 売上高　760万ユーロ以上　売上高の85%
税率	全国一律　15% ただし売上高に応じて累進性 売上高　50万-300万€　税率0.5% 売上高　300万-1000万€　税率0.5-1.4% 売上高　1000万-5000万€　税率1.4-1.5% 売上高　5000万€以上　税率1.5%

＜いわゆる分割基準＞
複数自治体間での付加価値の配分は、1/3がCFE課税標準、2/3が従業員数に応じて

IFER　設備網を有する企業への概算課税

課税団体	コミューンと連合、デパルトマン、レジオン 設備の種類別に税収の帰属・帰属割合が異なる
課税客体	風力発電施設、太陽光発電施設、発電所、変電施設、 中継アンテナ、電話交換施設、鉄道施設
税率	設備の種別に概算税率を設定

TP改革で設備網を有する企業の負担軽減が大きすぎることから追加された課税

TP→CET改革の4つの「要点」

- （1）地方法人課税の税率統一：税率決定の自主権喪失
- （2）最適な課税標準の模索：35年間の苦闘と原点回帰
  やはり地方法人課税は付加価値（VA）標準が最善
  財界に対する政治配慮の点でも最善
- （3）中小と自動車等製造業の税負担が大幅に軽減
- （4）今後の国の負担を軽減
  （ただし当面の財源補償・保障は巨額のまま）

（1）地方法人課税の税率統一　税率決定の自主権喪失

- CFAは自治体が税率決定だが
  CVAEとIFERは、国が決定、全国一律の一定税率

- 事業者にとっては願っていた改善
- 地方自治体にとっては深刻な権利喪失

（2）最適な課税標準の模索：35年間の苦闘と原点回帰

やはり地方法人課税はVAが最善
財界に対する政治配慮の点でも最善

- この点は後に・・・

（3）中小と自動車等製造業の税負担が大幅に軽減

（2012年11月に国会提出された政府報告書より。2011年の状況）

- 企業（事業）の負担軽減は　およそ40億ユーロ
- 企業の60%（200万社）が軽減、25%が増税
- CVAEの免税点と複数税率により、中小企業の負担減
- 償却資産への課税廃止(CFA)により、自動車を中心とする製造業の税負担が大きく低減

（4）今後の国の負担を軽減
（ただし当面の財源補償・保障は巨額のまま）

- TP税収のうち、約45%（2009年）は企業ではなく国が負担
- CETではその数値はおおよそ25%(2011年)
- ただし改革に伴う地方税収減は、国が100%補償・保障
- ただ他方で水平調整の部分的導入により多少相殺

ここからは租税論の観点からみたTP→CET改革
（2）35年にわたる課税標準選択の紆余曲折

- 地方法人課税の最適な課税標準は付加価値（VA）額
- VAの4構成要素
  - 利潤（単年度損益額）
  - 人件費（支払い給与額）
  - 土地・設備費（不動産・償却資産賃貸価格）
  - 利払費（支払利子額）

（1）営業税（la patente、1791～1974）→TP（1975～2009）

職業税と営業税の課税標準

職業税（1975年の創設時）	営業税
①支払給与（給与総額の20%） ＊ 自由業（弁護士等）は事業収入（収入額の1/8）	①従業員数
②事業用不動産の賃貸価格 事業用償却資産の賃貸価格（取得価格の16%）	②事業用不動産の賃貸価格 事業用償却資産の賃貸価格
③利潤 創設前の法案では存在 審議の過程で削除	
④支払利息 法案にも含まれず	

（2）TP創設～（1980年）付加価値標準の法律～支払給与廃止

- 創設以来、政治の左右を問わず大統領はTPを批判
- 財界のTP批判が強かったから・・・とはいえ
  後の保守大統領ほどに財界に弱くはない
- 毎年のように減税、免税措置の累積
- 財界の批判-批判の根拠を課税標準の不公平に求める
- VAの4要素が揃わないために不公平感が強まる
- 1980年VA標準の立法　－　実施法が続かず廃止
- 減税・免税措置のさらなる強化　vs　財界の批判
- 支払い給与ベースの廃止

TP創設以来の負担軽減と課税標準の右往左往・・・

1975年	職業税の創設（1975年7月29日法）	保守派ジスカール 1974年5月-1981年5月
1976年	納税額を（旧）営業税の170%で打ち切り	
1977年	特定企業への減税財源を調達するための付加税率創設	
1979年	**付加価値額の一定割合(8%)で納税額を打ち切り**	
1980年	**①「付加価値」標準への改革（1980年1月10日法）** ②「事業収入」標準に算入される収入の割合を1/10へ引き下げ ③最低限納税額（Cotisation mimimum：ミニマム・タックス） ④課税標準の算定年度を、前年度から前々年度に変更 ⑤全国平均の2.5倍での制限税率の設定。	
1982年	①「支払給与」標準への給与算入割合を18%へ低減 ②「投資減税」導入 （インフレ率を超える「不動産賃貸価格」上昇を50%圧縮）	社会党ミッテラン 1981年5月-95年5月 ただし86年3月-88年5月は保守派政権 ただし93年3月-95年5月は保守派政権
1983年	新規に開業した事業の2年間の免税（地方団体の任意の免税）	
1985年	納税額の1割削減	
1987年	課税標準全体の16%削減	
1988年	「雇用・投資減税」導入 （インフレ率を超える課税標準の増大を50%圧縮）	
1988年	「支払給与」標準を5年間で段階的に縮小・廃止	
1991年	施設の新設・拡張・郊外分散に対する5年間の免税 （地方団体の任意の免税）	

支払い給与ベースの廃止は間違い

- 権威ある租税評議会　1997年度報告書　テーマは職業税
- 「職業税が労働コストを高める程度はきわめて小さく、雇用を阻害しているわけではない」
- 「職業税を失業対策の手段として使うべきではない」

いずれにせよ残るは不動産・償却資産ベース

- 財界の批判は、「雇用阻害」から「投資を阻害」へ

経済効率重視のリベラル大統領は廃止へと走る

- フランスもいよいよグローバル経済へ染まり始めた
  （ただしその後、揺り戻しの社会党政権も）

（3）相次ぐ減免税と付加価値「基準」の定着～TP廃止

1995年	付加価値額の一定割合での納税額打ち切りを累進制へ改正（3.5%、3.8%、4.0%）	保守派シラク 1995年5月-2007年5月 ただし97年6月-2002年5月は社会党政権
1996年	付加価値額の1.5%での最低限納税額（Cotisation mimimale：ミニマル・タックス）	
1997年	租税評議会のTP報告書「職業税が労働コストを高める程度はきわめて小さく、雇用を阻害しているわけではない」「職業税を失業対策の手段として使うべきではない」	
2004年	新規投資の3年間減免税 大統領による職業税抜本改革の表明 →「付加価値」標準の導入提案（フーケ委員会報告）	
2005年	付加価値額の3.5％で納税額を打ち切り（減税効果は2007年度以降）	
2008年	新規投資の完全免税 大統領による職業税抜本改革（職業税の廃止）の表明	保守派サルコジ 2007年5月-2012年5月
2009年	「地方自治体改革委員会（バラデュール委員会）」報告書で改革内容提示	

（4）多大な労力と時間をかけた検討～フーケ委員会結論はやっぱりVAが最善

フーケ委員会の整理した改革のシナリオ（選択肢）

	各シナリオの概要
1	固定資産賃貸価格(VLF)と償却資産（EBM）へ各自治体の税率で課税
2	純収益に対して全国一律税率で課税
3	取引高に対して全国一律税率で課税
4	取引高-支払給与額の金額に対して全国一律税率で課税
5	付加価値額（VA）に対して全国一律税率で課税
6	VLFに自治体税率で課税＋VAに対して全国税率で課税
7	VFLとVAに自治体税率で課税
8	**シナリオ7の課税で、VAに対する税率を1.2%-3.2%の幅で制限**
9	シナリオ7の課税で、VAに対する税率を1.5%-2.6%の幅で制限
10	VFLに自治体税率で課税＋VAに対して全国的な累進税率で課税
11	VFLに自治体税率で課税＋粗利益に対して全国税率で課税
12	VFLを2倍にして自治体税率で課税＋粗利益に対して全国税率で課税
13	VFLと粗利益に対して自治体税率で課税
14	シナリオ13で税率に制限
15	VFLに自治体税率で課税＋課税所得（法人税）に全国一律税率で課税
16	シナリオ6のケースで税収を700万ユーロ減額

（資料）La commission de réflexion pour la réforme de la taxe professionnelle, RAPPORT AU PREMIER MINISTRE, 2005.

CETへの移行：35年の紆余曲折の末に正式なVA標準

- 租税理論的にはようやく最善に到着
- 財界は負担軽減かつ中小免除になれば
  実は課税標準は何でもよかった？
- それとも批判のネタを見いだしにくい？
- その意味で財界に対する政治的な配慮の必要性が最も低いのはVA標準？

2014年10月23日　地方分権に関する基本問題についての研究会
追加資料　　青木　宗明

地方法人課税の税収の推移

		2009	2010	2011	2012	2013
コミューン①	TP	4,625	4,352			
	PVAなしTP	4,547	4,282			
	CFE			1,461	1,466	1,353
	CVAE			1,045	1,063	1,080
	IFER			155	148	143
	TASCOM			132	134	129
	合計	4,547	4,282	2,793	2,811	2,705
コミューン連合②	TP	13,614	14,639			
	PVAなしTP	13,496	14,514			
	CFE			4,833	5,165	5,560
	CVAE			2,845	2,961	3,246
	IFER			312	340	367
	TASCOM			477	514	579
	合計	13,496	14,514	8,467	8,980	9,752
①＋②	TP	18,289	19,026			
	PVAなしTP	18,092	8,831			
	CFE			6,327	6,662	6,934
	CVAE			3,890	4,024	4,325
	IFER			467	488	510
	TASCOM			609	648	708
	合計	18,092	8,831	11,293	11,822	12,477
デバルトマン	TP	9,821	9,978			
	PVAなしTP	9,239	9,396			
	CVAE			7,130	7,363	7,916
	IFER			226	239	248
	合計	9,239	9,396	7,356	7,602	8,164
レジオン	TP	3,254	3,375			
	PVAなしTP	2,922	3,042			
	CVAE			3,675	3,795	4,081
	IFER			643	643	655
	合計	2,922	3,042	4,318	4,438	4,736
地方全体	TP	31,365	32,379			
	PVAなしTP	30,253	31,269			
	CFE			6,327	6,662	6,934
	CVAE			14,695	15,182	16,323
	IFER			1,336	1,370	1,413
	TASCOM			609	648	708
	合計	30,253	31,269	22,967	23,862	25,378

TP＝職業税
PVA＝納税額の3%上限に対する補償額
CFE＝事業不動産税
CVAE＝事業付加価値税
IFER＝設備網を有する企業への概算課税
TASCOM＝商業施設面積税

ドイツにおける企業課税改革について

2015年1月13日
和光大学 半谷俊彦

1. 企業課税改革2008の概要

（1） 法人税について、税率を25%から15%に引き下げる。
（2） 営業税について、基準税率を5%から3.5%に引き下げる。
（3） 営業税について、人的企業への軽減税率を廃止する（超過累進構造を廃止し、資本会社と同じ税率での比例課税とする）。
（4） 所得税について、営業税税額控除を営業税標準税額の1.8倍から3.8倍に引き上げる（人的企業に対する負担軽減措置）。
（5） 所得税および法人税について、過小資本税を強化する（他人資本率が30%を超える場合には利子の損金算入を認めない）。
（6） 営業税について、長期債務利子および家賃の50%益金算入措置を廃止する。
（7） 営業税について、債務利子、家賃、賃貸料の25%益金算入措置を導入する。但し、100,000ユーロの基礎控除を設ける。
（8） 営業税について、営業税分担金を引き下げる。
（9） 所得税および法人税について、営業税の損金算入を廃止する。
(10) 所得税および法人税について、定率償却を廃止する。小額償却資産の即時償却を廃止する。
(11) 所得税について、二元的所得税を導入する（配当所得、利子所得、金融資産譲渡所得に対して、2009年から25%の源泉分離課税を導入する）。
(12) 所得税について、2分の1所得控除制度（配当所得控除による二重課税軽減措置）を2009年から廃止する）。
備考 売上税について、2007年から、標準税率を16%から19%へ引き上げる（軽減税率は7%に据え置き）。

2. 法人企業の税負担率

	改革前		改革後	
	税率	負担率	税率	負担率
営業税	20.0%	16.67%	14.0%	14.00%
法人税	25.0%	20.83%	15.0%	15.00%
連帯付加税	5.5%	1.15%	5.5%	0.83%
法人企業課税合計		38.65%		29.83%

※ 営業税の基準税率は、改革前5%、改革後は3.5%。※ 営業税の賦課率は400%とする。

営業税の税率 ＝ 基準税率 × 賦課率

※ 改革前は、営業税を損金算入するため、以下の計算式によって負担率を求める。

営業税の負担率（注）	営業税率÷（100%＋営業税率）	20%÷（100%＋20%）＝16.67%
法人税の負担率	（100%－営業税負担率）×法人税率	（100%－16.67%）×25%＝20.83%
連帯付加税の負担率	法人税の負担率×連帯付加税税率	20.83%×5.5%＝1.15%

注）営業税の税率は、営業収益を営業税引後とみなし、営業収益を（100%＋営業税率）で割り戻したものに営業税率を乗じることによって求める。よって、営業税の負担率は、営業税率÷（100%＋営業税率）となる。

3. 市町村の歳入構造

			年額（十億ユーロ）	構成比（%）
収入合計			182.5	100.0
	租税収入		76.8	42.1
		営業税（分担金拠出後）	29.3	17.9
		不動産税	11.0	6.0
		所得税（市町村分）	28.4	15.6
		売上税（市町村分）	3.6	2.0
	州からの交付金		63.9	35.0
		一般交付金	39.7	21.7
		目的交付金	24.2	13.2
	料金（手数料なと）		17.2	9.4
	その他の収入		24.7	13.5

※ 2013年決算。経常会計。

4. GDP（名目）の推移（グラフ）

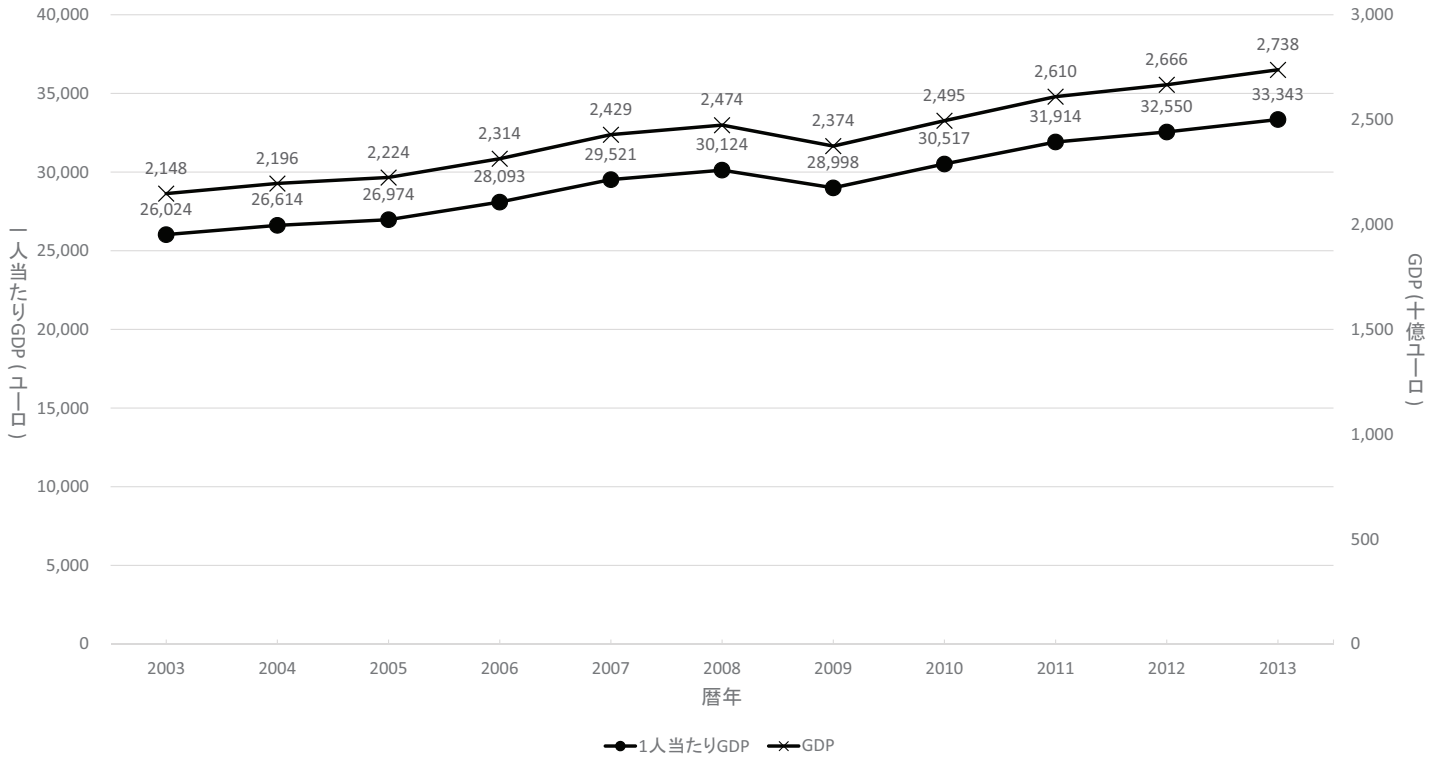

5. 連邦、州、市町村、EUの租税収入の推移

	租税収入（百万ユーロ）					2008年の税収を1とした時の各年の税収の指数				
	連邦	州	市町村	EU	租税収入総額	連邦	州	市町村	EU	租税収入総額
2003年	191,935	177,577	51,801	20,925	442,238	0.80	0.80	0.67	0.91	0.79
2004年	186,953	179,565	56,379	19,941	442,838	0.78	0.81	0.73	0.86	0.79
2005年	190,146	180,457	59,765	21,711	452,079	0.79	0.81	0.78	0.94	0.81
2006年	203,892	195,116	67,294	22,142	488,444	0.85	0.88	0.87	0.96	0.87
2007年	230,104	213,201	72,689	22,249	538,243	0.96	0.96	0.94	0.96	0.96
2008年	239,180	221,921	77,000	23,081	561,182	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
2009年	227,996	207,119	68,386	20,499	524,000	0.95	0.93	0.89	0.89	0.93
2010年	225,811	210,052	70,357	24,367	530,587	0.94	0.95	0.91	1.06	0.95
2011年	247,983	224,291	76,613	24,464	573,351	1.04	1.01	0.99	1.06	1.02
2012年	256,303	236,343	81,083	26,317	600,046	1.07	1.06	1.05	1.14	1.07
2013年	259,866	244,205	84,535	31,102	619,708	1.09	1.10	1.10	1.35	1.10

※ 共同税配分後の、連邦、州、市町村の租税収入金額とEUへの納付額。
※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht", 2015年版より作成。

6. 租税収入総額と政府別内訳の推移（グラフ）

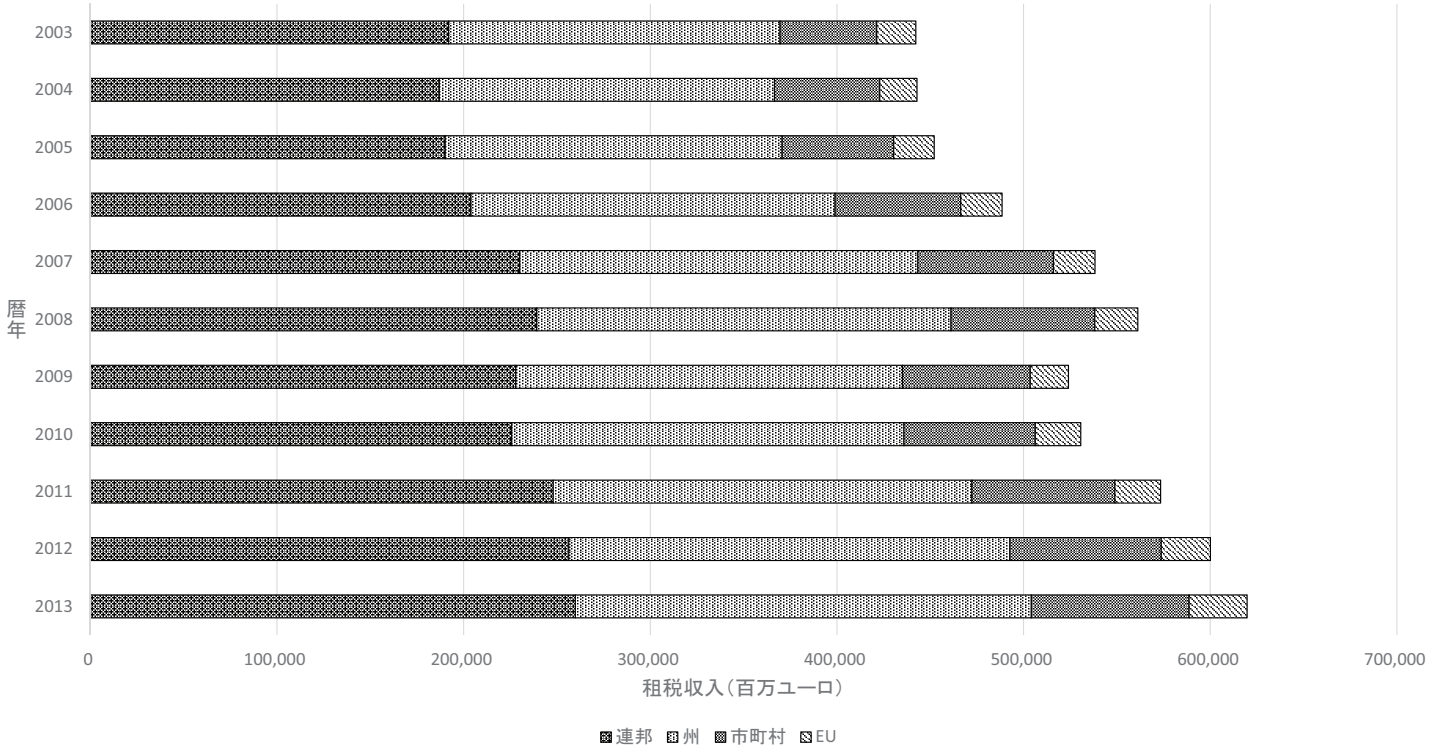

7. 連邦、州、市町村の租税収入の推移（グラフ）

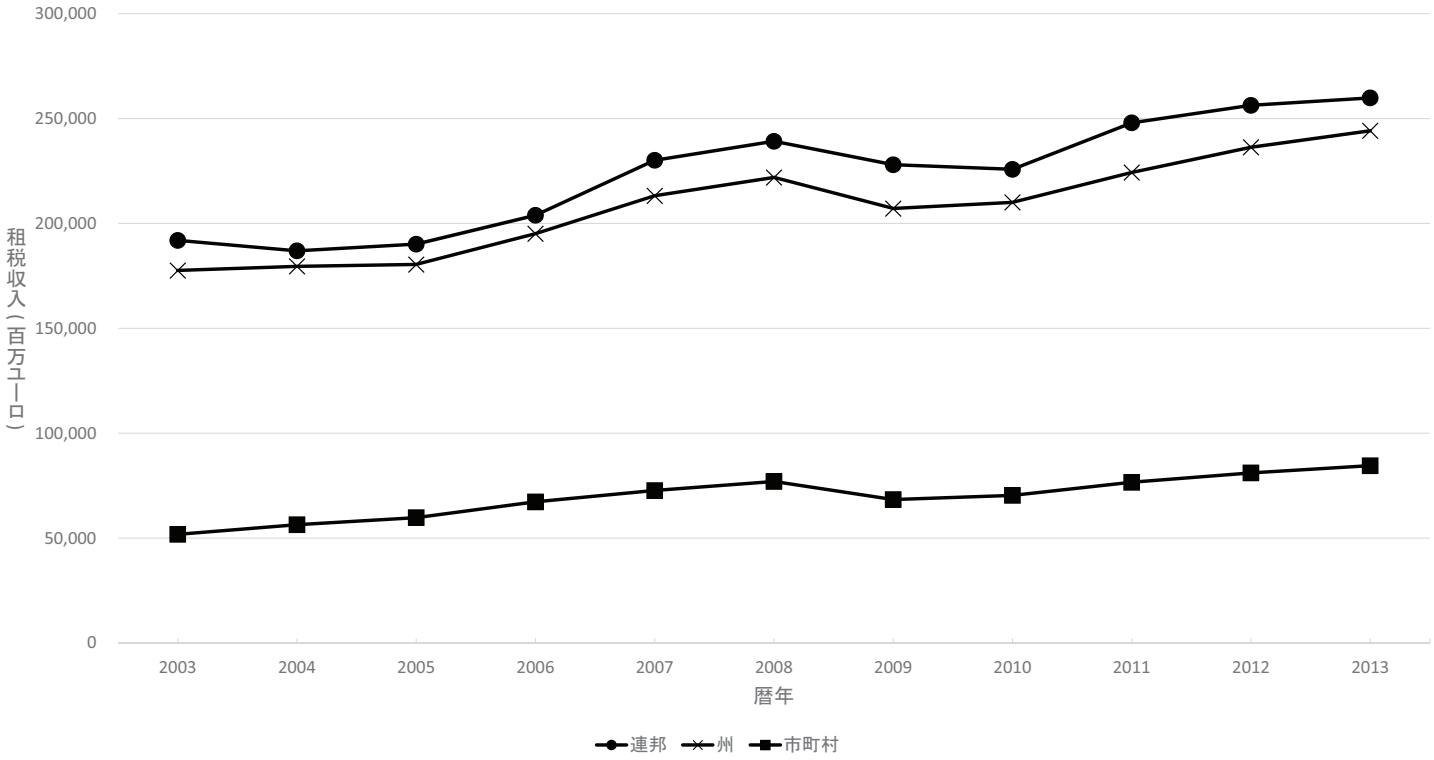

8. 所得税、法人税、売上税、営業税の税収と租税収入総額の推移

	租税収入（百万ユーロ）						2008年の税収を1とした時の各年の税収の指数					
	所得税	法人税	売上税	営業税	その他	租税収入総額	所得税	法人税	売上税	営業税	その他	租税収入総額
2003年	154,291	8,275	136,996	24,139	118,537	442,238	0.75	0.52	0.78	0.59	0.96	0.79
2004年	145,981	13,123	137,366	28,373	117,995	442,838	0.71	0.83	0.78	0.69	0.95	0.79
2005年	145,627	16,333	139,712	32,129	118,278	452,079	0.71	1.03	0.79	0.78	0.96	0.81
2006年	159,715	22,898	146,688	38,369	120,774	488,444	0.78	1.44	0.83	0.93	0.98	0.87
2007年	181,769	22,929	169,636	40,116	123,793	538,243	0.89	1.44	0.96	0.98	1.00	0.96
2008年	204,614	15,868	175,989	41,037	123,674	561,182	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
2009年	186,511	7,173	176,991	32,421	120,904	524,000	0.91	0.45	1.01	0.79	0.98	0.93
2010年	180,774	12,041	180,042	35,711	122,019	530,587	0.88	0.76	1.02	0.87	0.99	0.95
2011年	197,901	15,634	190,033	40,424	129,359	573,351	0.97	0.99	1.08	0.99	1.05	1.02
2012年	214,620	16,934	194,635	42,345	131,512	600,046	1.05	1.07	1.11	1.03	1.06	1.07
2013年	226,401	19,508	196,843	43,027	133,929	619,708	1.11	1.23	1.12	1.05	1.08	1.10

※ 所得税、法人税、売上税、営業税は徴収額（共同税として配分する前の総額）。
※「租税収入総額」は、連邦、州、市町村によって徴収される全ての租税の合計額。
※ Bundesministerium der Finanzen, "Finanzbericht", 2015年版より作成。

9. 租税収入の総額と構成の推移（グラフ）

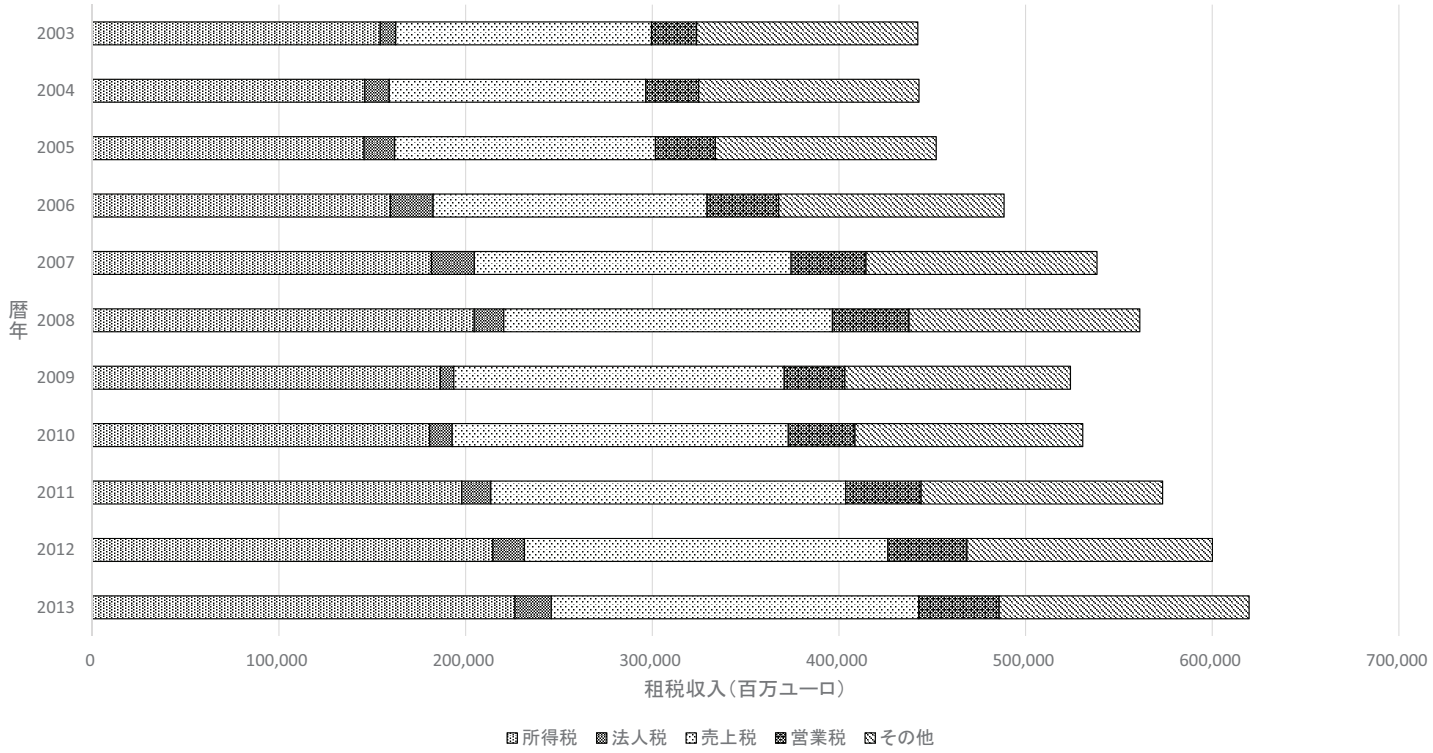

10. 所得税、法人税、売上税、営業税の推移（グラフ）

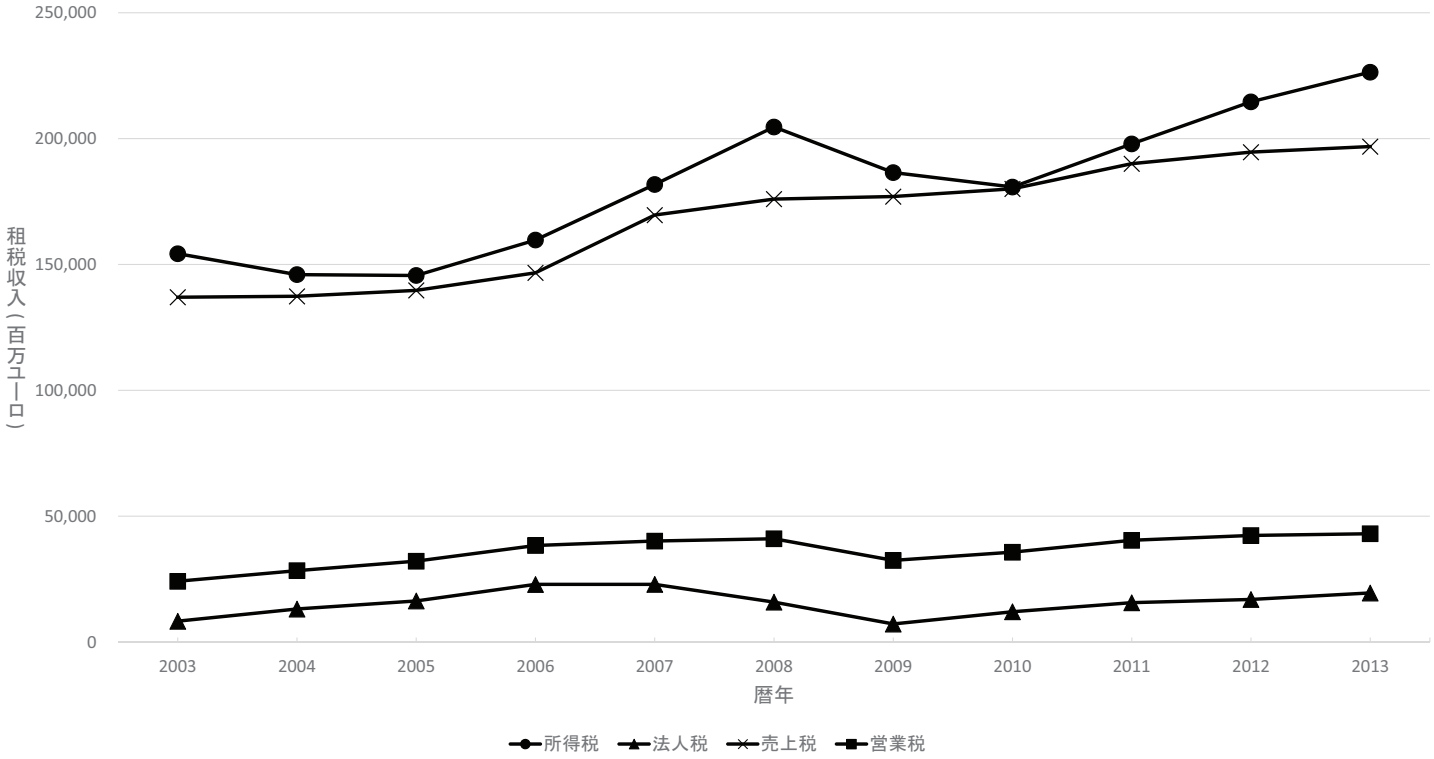

11. 地方税収の推移

	租税収入（百万ユーロ）						2008年の税収額を1とした時の指数					
	不動産税 A	不動産税 B	営業税（分担金納付後）	所得税 市町村分	売上税 市町村分	地方税収総額	不動産税 A	不動産税 B	営業税（分担金納付後）	所得税 市町村分	売上税 市町村分	地方税収総額
2001年	332	8,738	18,967	22,276	2,883	53,195	0.94	0.84	0.55	0.80	0.82	0.69
2002年	337	8,914	17,470	21,970	2,869	51,560	0.95	0.85	0.50	0.79	0.82	0.67
2003年	340	9,317	17,200	21,555	2,846	51,258	0.96	0.89	0.50	0.78	0.81	0.67
2004年	347	9,591	22,792	20,188	2,851	55,768	0.98	0.92	0.66	0.73	0.81	0.73
2005年	349	9,896	25,875	20,097	2,908	59,124	0.98	0.95	0.75	0.72	0.83	0.77
2006年	352	10,043	31,829	21,898	3,036	67,158	0.99	0.96	0.92	0.79	0.86	0.87
2007年	354	10,359	33,041	24,908	3,234	71,896	1.00	0.99	0.95	0.90	0.92	0.94
2008年	355	10,447	34,673	27,793	3,515	76,782	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
2009年	355	10,587	27,338	25,724	3,533	67,536	1.00	1.01	0.79	0.93	1.01	0.88
2010年	360	10,956	29,737	24,907	3,593	69,553	1.01	1.05	0.86	0.90	1.02	0.91
2011年	367	11,306	33,699	26,724	3,784	75,880	1.03	1.08	0.97	0.96	1.08	0.99
2012年	373	11,607	35,270	28,915	3,895	80,059	1.05	1.11	1.02	1.04	1.11	1.04
2013年	377	11,987	36,049	31,036	3,935	83,384	1.06	1.15	1.04	1.12	1.12	1.09

※「営業税(分担金納付後)」は営業税の徴収額から分担金の納付額を控除した金額。
※　分担金の賦課率は2008年までは減少傾向、2009年からは増加傾向にある。
※　Statistisches Bundesamt, "Realsteuervergleich Fachserie 14, Reihe 10.1", 2013年版より作成。

12. 地方税収総額と内訳の推移（グラフ）

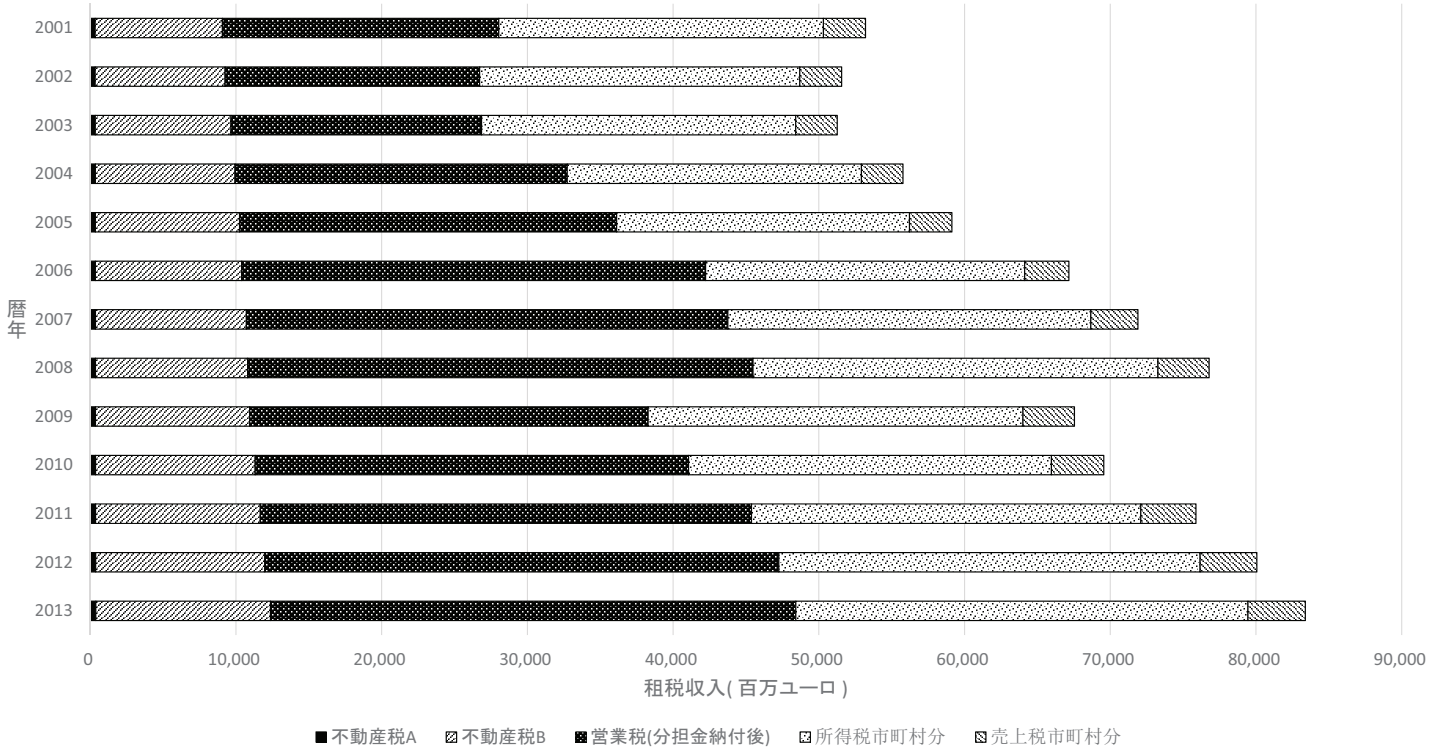

13. 各地方税収の推移（グラフ）

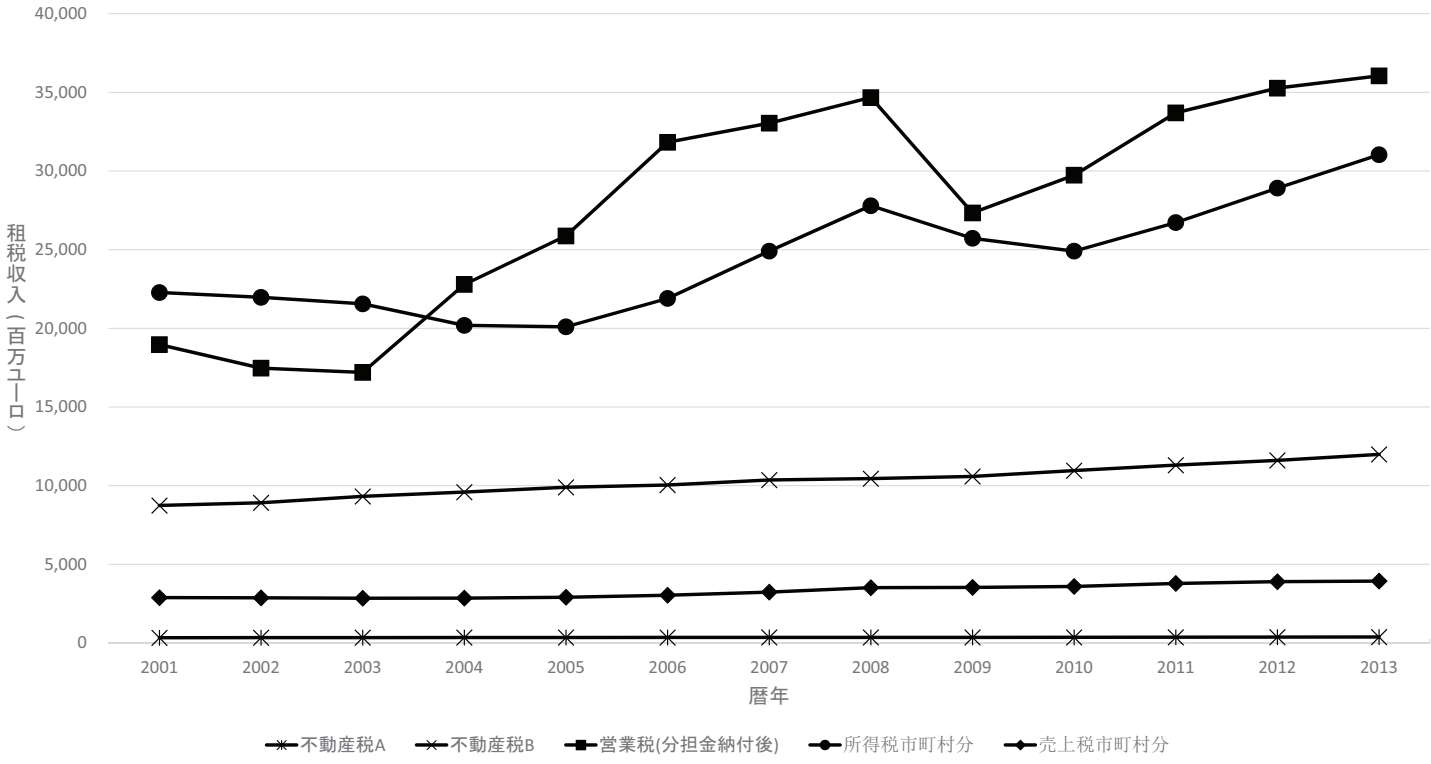

14. 営業税の税収(分担金納付前)、営業税分担金、税収(分担金控除後)の推移

	年額（百万ユーロ）			2008年を1とした時の各年の指数		
	営業税 (分担金納付前)	営業税 分担金	営業税 (分担金納付後)	営業税 (分担金納付前)	営業税 分担金	営業税 (分担金納付後)
2003年	24,128	6,928	17,200	0.59	1.08	0.50
2004年	28,544	5,752	22,792	0.69	0.90	0.66
2005年	32,129	6,254	25,875	0.78	0.97	0.75
2006年	38,357	6,528	31,829	0.93	1.02	0.92
2007年	40,114	7,073	33,041	0.98	1.10	0.95
2008年	41,090	6,417	34,673	1.00	1.00	1.00
2009年	32,450	5,112	27,338	0.79	0.80	0.79
2010年	35,737	6,000	29,737	0.87	0.94	0.86
2011年	40,452	6,753	33,699	0.98	1.05	0.97
2012年	42,293	7,024	35,270	1.03	1.09	1.02
2013年	43,038	6,989	36,049	1.05	1.09	1.04

※「営業税(分担金納付前)」は営業税の徴収額。
※「営業税(分担金納付後)」は営業税の徴収額から営業税分担金を控除した金額。
※ Statistisches Bundesamt, "Realsteuervergleich Fachserie 14, Reihe 10.1" 2013年版より作成。

15. 営業税の税収(分担金納付前)、営業税分担金、税収(分担金控除後)の推移（グラフ）

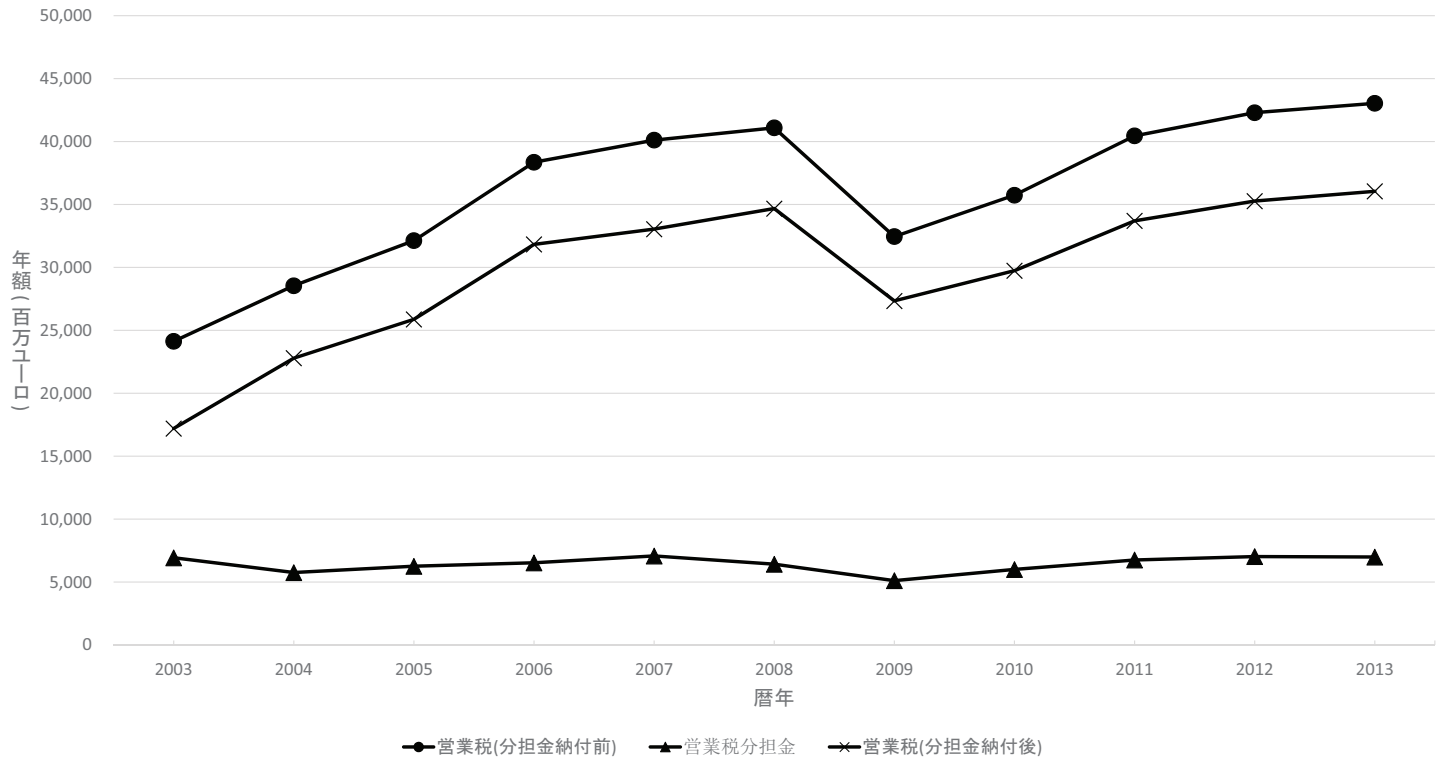

16. 物税の賦課率全国平均の推移

	賦課率全国平均			2008年の賦課率を1とした時の各年の賦課率の指数			2008年の税収を1とした時の各年の税収の指数（再掲）		
	不動産税A	不動産税B	営業税	不動産税A	不動産税B	営業税	不動産税A	不動産税B	営業税(分担金納付後)
2001年	280%	368%	385%	0.95	0.92	0.99	0.94	0.84	0.55
2002年	282%	373%	386%	0.95	0.93	1.00	0.95	0.85	0.50
2003年	286%	381%	387%	0.97	0.95	1.00	0.96	0.89	0.50
2004年	289%	385%	388%	0.98	0.96	1.00	0.98	0.92	0.66
2005年	292%	392%	389%	0.99	0.98	1.00	0.98	0.95	0.75
2006年	294%	394%	391%	0.99	0.98	1.01	0.99	0.96	0.92
2007年	295%	400%	389%	1.00	1.00	1.00	1.00	0.99	0.95
2008年	296%	400%	388%	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
2009年	297%	401%	387%	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	0.79
2010年	301%	410%	390%	1.02	1.02	1.01	1.01	1.05	0.86
2011年	306%	418%	392%	1.04	1.05	1.01	1.03	1.08	0.97
2012年	311%	425%	393%	1.05	1.06	1.01	1.05	1.11	1.02
2013年	316%	436%	395%	1.07	1.09	1.02	1.06	1.15	1.04

※　Statistisches Bundesamt, "Realsteuervergleich Fachserie 14, Reihe 10.1", 2013版より作成。

17. 物税の賦課率全国平均の推移（グラフ）

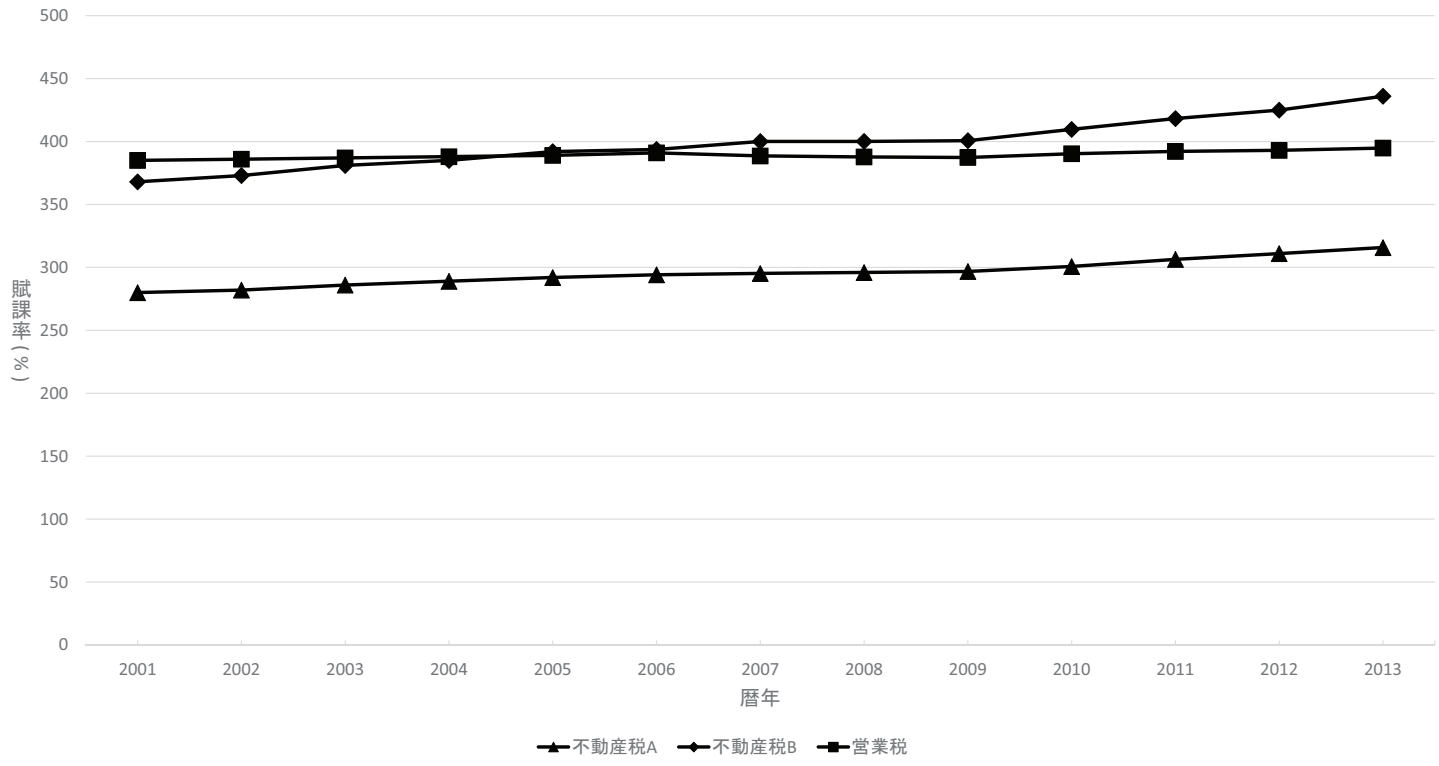

18. 営業税の賦課率全国平均、税率全国平均、基準税額、営業税収(分担金納付前)の推移

	賦課率 全国平均	税率 全国平均	年額（百万ユーロ）		2008年を1とした時の各年の指数			
			課税標準	営業税 (分担金納付前)	賦課率 全国平均	税率 全国平均	課税標準	営業税 (分担金納付前)
2003年	387%	19.4%	6,231,826	24,128	1.00	1.00	0.59	0.59
2004年	388%	19.4%	7,347,492	28,544	1.00	1.00	0.69	0.69
2005年	389%	19.5%	8,263,495	32,129	1.00	1.00	0.78	0.78
2006年	391%	19.6%	9,809,916	38,357	1.01	1.01	0.93	0.93
2007年	389%	19.4%	10,322,466	40,114	1.00	1.00	0.97	0.98
2008年	388%	19.4%	10,596,398	41,090	1.00	1.00	1.00	1.00
2009年	387%	13.6%	8,377,206	32,450	1.00	0.70	0.79	0.79
2010年	390%	13.7%	9,155,361	35,737	1.01	0.70	0.86	0.87
2011年	392%	13.7%	10,314,960	40,452	1.01	0.71	0.97	0.98
2012年	393%	13.8%	10,760,700	42,293	1.01	0.71	1.02	1.03
2013年	395%	13.8%	10,899,548	43,038	1.02	0.71	1.03	1.05

※「営業税(分担金納付前)」は営業税の徴収額。
※ 納税額＝課税標準×基準税率×賦課率。※ 税率＝基準税率×賦課率。※ 2008年までの基準税率は5%、2009年以降は3.5%。
※ Statistisches Bundesamt, "Realsteuervergleich Fachserie 14, Reihe 10.1" 各年版より作成。

19. 営業税の賦課率全国平均、税率全国平均、基準税額、営業税収(分担金納付前)の推移（グラフ）

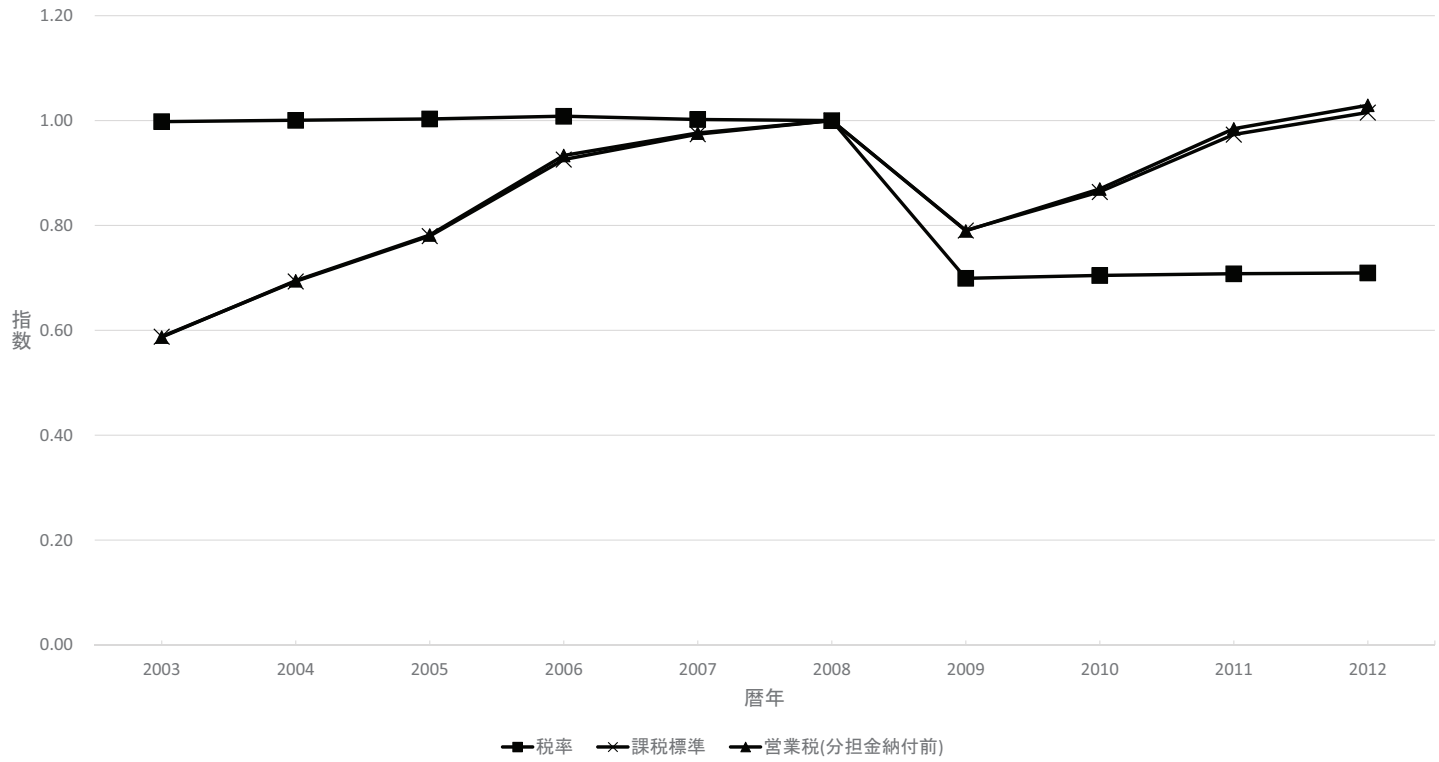

20. 営業税の賦課率の推移（度数分布表）

	市町村数						構成割合					
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
500%以上	3	3	3	5	6	10	0.02%	0.03%	0.03%	0.04%	0.05%	0.09%
450%～459%	76	78	83	95	120	159	0.62%	0.65%	0.73%	0.84%	1.07%	1.42%
400%～449%	692	676	666	767	826	870	5.67%	5.64%	5.82%	6.79%	7.36%	7.80%
350%～399%	3,945	4,029	4,197	4,839	5,230	5,453	32.31%	33.59%	36.68%	42.85%	46.60%	48.86%
300%～349%	6,754	6,522	5,967	5,164	4,688	4,383	55.32%	54.38%	52.15%	45.72%	41.77%	39.27%
250%～299%	636	597	461	381	320	253	5.21%	4.98%	4.03%	3.37%	2.85%	2.27%
200%～249%	101	87	64	43	34	32	0.83%	0.73%	0.56%	0.38%	0.30%	0.29%
150%～199%	0	1	0	0	0	0	0.00%	0.01%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
100%～149%	0	0	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
50%～99%	0	0	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
0%～49%	0	0	0	0	0	0	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
市町村数	12,208	11,993	11,441	11,294	11,224	11,160	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

※ 課税対象が存在しない市町村があるため、各階層の合計と「市町村数」が一致しない年がある。
※ 賦課率は2004年以降、200%を下回ってはならないと定められている。
※ Statistisches Bundesamt, "Hebesätze der Realsteuern, Gemeinschaftsveröffentlichung" 2013年版により作成。

21. 営業税の賦課率の推移（グラフ）

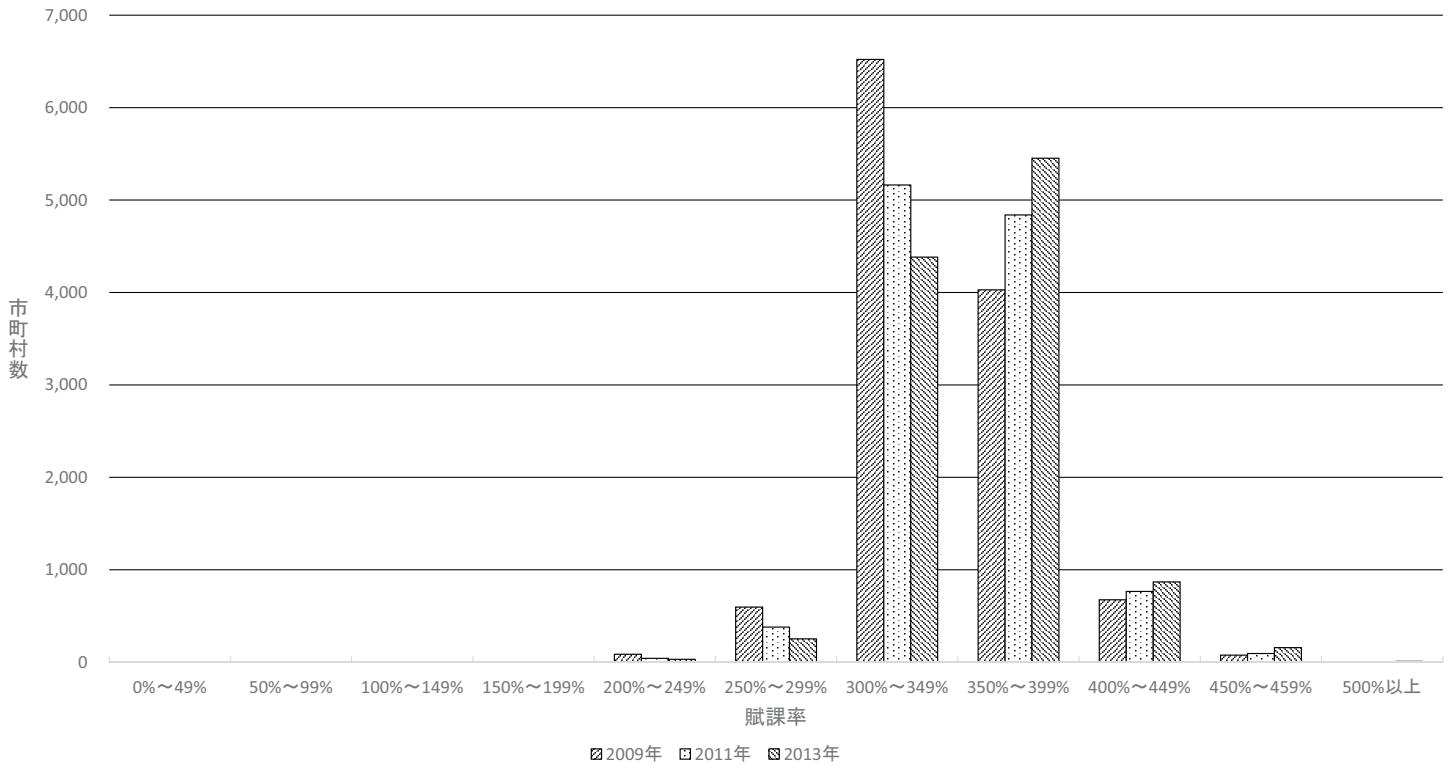

22. 市町村規模別にみた営業税の課税標準の推移

	全市町村合計年額（千ユーロ）						2008年を1とした時の各年の指数					
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2008	2009	2010	2011	2012	2013
郡独立市町村	4,220,113	3,330,048	3,654,416	3,985,530	4,178,590	4,236,574	1.00	0.79	0.87	0.94	0.99	1.00
2万人～5万人	111,848	86,303	80,332	97,125	105,985	119,162	1.00	0.77	0.72	0.87	0.95	1.07
5万人～10万人	206,380	170,359	182,695	192,214	209,329	200,345	1.00	0.83	0.89	0.93	1.01	0.97
10万人～20万人	686,730	536,068	613,543	665,669	828,776	676,427	1.00	0.78	0.89	0.97	1.21	0.98
20万人～50万人	832,826	597,469	648,162	746,501	800,481	879,334	1.00	0.72	0.78	0.90	0.96	1.06
50万人超	2,382,329	1,939,850	2,129,683	2,284,021	2,234,020	2,361,308	1.00	0.81	0.89	0.96	0.94	0.99
郡所属市町村	6,376,285	5,047,159	5,500,945	6,329,430	6,582,110	6,662,972	1.00	0.79	0.86	0.99	1.03	1.04
1千人以下	140,684	121,205	104,464	111,162	101,851	119,619	1.00	0.86	0.74	0.79	0.72	0.85
1千人～3千人	407,813	313,384	343,628	378,035	411,593	403,736	1.00	0.77	0.84	0.93	1.01	0.99
3千人～5千人	411,450	328,563	361,723	402,733	433,549	434,760	1.00	0.80	0.88	0.98	1.05	1.06
5千人～1万人	995,005	780,850	833,838	991,317	975,684	1,009,801	1.00	0.78	0.84	1.00	0.98	1.01
1万人～2万人	1,448,315	1,150,081	1,281,775	1,476,866	1,560,073	1,634,435	1.00	0.79	0.89	1.02	1.08	1.13
2万人～5万人	1,930,179	1,543,330	1,675,834	1,902,999	1,999,931	2,036,128	1.00	0.80	0.87	0.99	1.04	1.05
5万人～10万人	781,037	579,077	637,750	768,627	787,665	734,832	1.00	0.74	0.82	0.98	1.01	0.94
10万人超	261,800	230,670	261,931	297,692	311,765	289,662	1.00	0.88	1.00	1.14	1.19	1.11

※ Statistisches Bundesamt, "Realsteuervergleich Fachserie 14, Reihe 10.1", 各年版より作成。

23. 市町村規模別にみた営業税の課税標準の推移（グラフ）

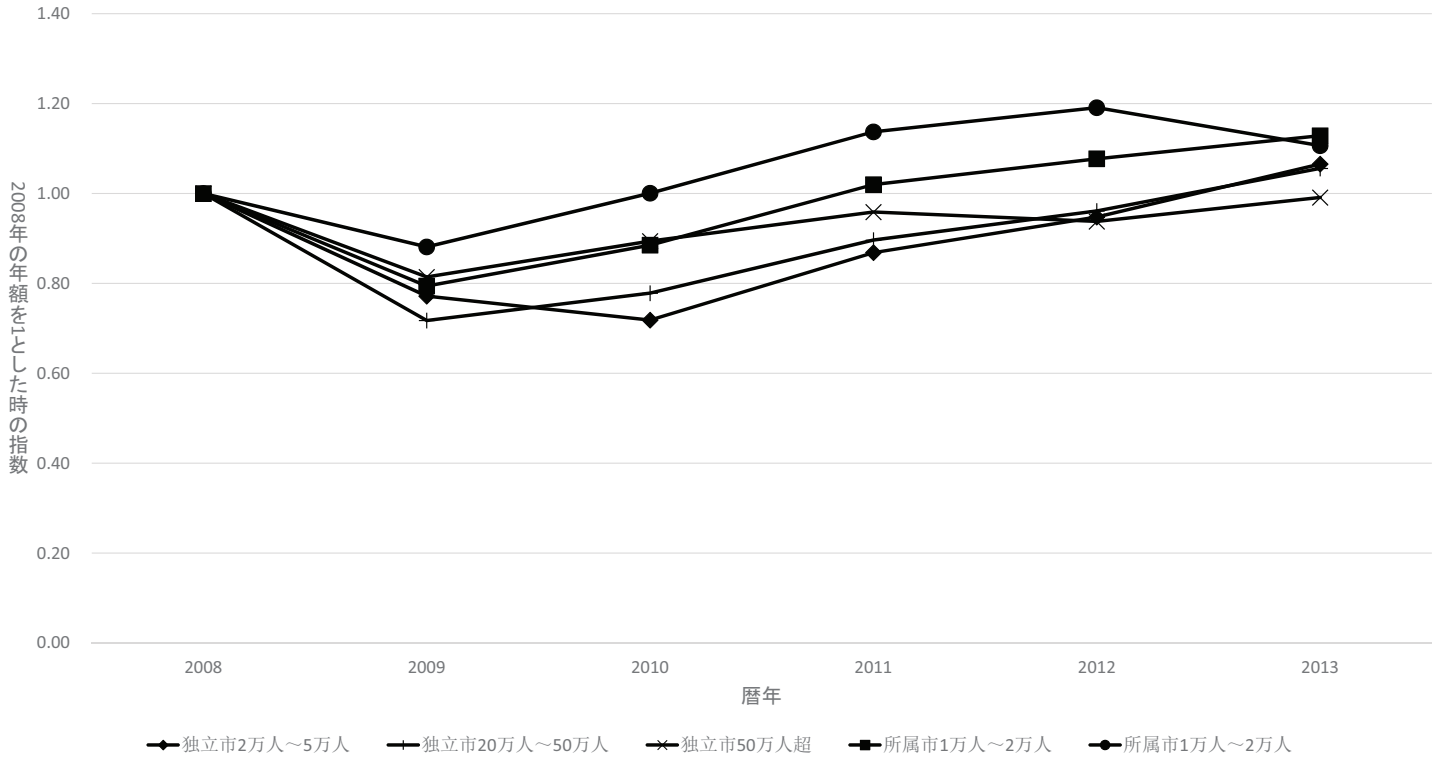

24. 市町村規模別にみた営業税の賦課率平均の推移

	賦課率平均（%）						2008年の値を1とした時の各年の指数					
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2008	2009	2010	2011	2012	2013
郡独立市町村	438	438	439	441	440	445	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.02
2万人～5万人	350	345	357	358	354	372	1.00	0.99	1.02	1.02	1.01	1.06
5万人～10万人	386	386	391	396	399	400	1.00	1.00	1.01	1.03	1.03	1.03
10万人～20万人	412	414	411	413	412	418	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01
20万人～50万人	439	438	441	444	446	451	1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.03
50万人超	454	453	454	456	456	458	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.01
郡所属市町村	354	354	358	361	363	363	1.00	1.00	1.01	1.02	1.03	1.02
1千人以下	297	301	305	322	331	333	1.00	1.01	1.03	1.09	1.12	1.12
1千人～3千人	323	329	330	333	336	337	1.00	1.02	1.02	1.03	1.04	1.04
3千人～5千人	325	325	329	333	335	337	1.00	1.00	1.01	1.03	1.03	1.04
5千人～1万人	333	332	335	336	339	342	1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.03
1万人～2万人	337	334	339	342	343	340	1.00	0.99	1.01	1.02	1.02	1.01
2万人～5万人	366	365	368	370	372	372	1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02
5万人～10万人	401	401	406	408	414	419	1.00	1.00	1.01	1.02	1.03	1.04
10万人超	441	441	444	446	448	449	1.00	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02

※ Statistisches Bundesamt, "Realsteuervergleich Fachserie 14, Reihe 10.1", 各年版より作成。

25. 市町村規模別にみた営業税の賦課率平均の推移（グラフ）

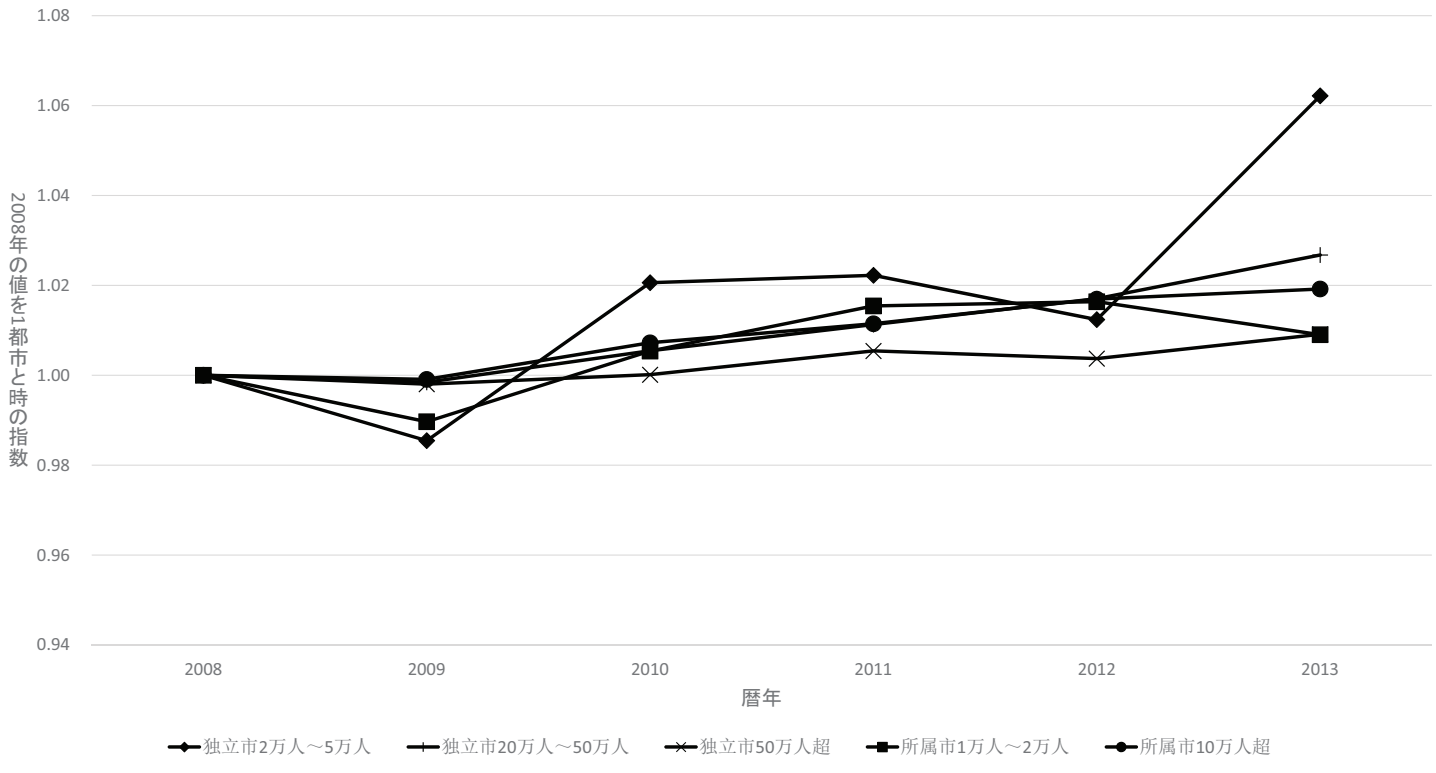

26. ヘッセン州における2009年～2013年の営業税の増減税状況

住民数		(1)	(2)	(3)	(3)／(1)	(4) 増税した市町村の内訳			(5) 増税した市町村の内訳		
超	以下	市町村総数	減税市町村数	増税市町村数	増税構成比	1～50pp	51~100pp	101pp～	1～1.2	1.21～1.4	1.41～
0	1,000	1	0	1	100.0%	0	1	0	1	0	0
1,000	5,000	113	1	83	73.5%	54	28	1	91	21	1
5,000	10,000	144	0	109	75.7%	92	16	1	131	13	0
10,000	20,000	109	2	69	63.3%	58	10	1	104	5	0
20,000	50,000	47	2	25	53.2%	24	1	0	46	1	0
50,000	100,000	7	1	3	42.9%	2	1	0	6	1	0
100,000	500,000	4	0	0	0.0%	0	0	0	4	0	0
500,000	1,000,000	1	0	0	0.0%	0	0	0	1	0	0
1,000,000		0	0	0	—	0	0	0	0	0	0
合計		426	6	290	68.1%	230	57	3	384	41	1

※ (2)は2009年～2013年に営業税の賦課率を引き下げた市町村の数。　※ (3)は2009年～2013年に営業税の賦課率を引き下げた市町村の数。
※「pp」はパーセントポイント。
※ (4)は上乗せされたパーセントポイントの大きさで増税した市町村の内訳を示したもの。※ (5)は賦課率が何倍になったかを基準に増加した市町村の内訳を示したもの。
※ 基準税率が5%から3.5%に引き下げられたので、税率を同一に保つためには、賦課率を約1.429倍に引き上げる必要がある。
※ Statistisches Bundesamt, "Hebesätze der Realsteuern, Gemeinschaftsveröffentlichung" 2008年版および2013年版により作成。

27. まとめ

（１） GDPは、2009年に減少しているが、その後は一貫して増加傾向にある。

（２） 連邦、州、市町村の税収は2009年に落ち込んだが、その後は増加し続けており、2013年の租税収入総額は、2008年の1.10倍に達している。

（３） 2009年の租税収入の落ち込みは、連邦が前年の0.95倍と小幅であったのに対し、市町村は0.89倍と比較的大きかった。

（４） 2009年の租税収入の落ち込みは、法人税が最も大きく前年の0.45倍であったが、その後は増加し続け、2013年には2008年の1.23倍に達している。

（５） 2009年の租税収入の落ち込みは、営業税(総税収)は二番目に大きく前年の0.79倍であったが、その後は増加し続け、2013年には2008年の1.05倍に達している。

（６） 地方税収総額は、2009年に大きく減少しているが(2008年の0.88倍)、翌年から増加し始め、2013年には2008年の1.09倍に達している。

（７） 営業税収(分担金納付後)は、2009年に大きく減少しているが(2008年の0.79倍)、翌年から増加し始め、2013年には2008年の1.04倍に達している。

（８） 所得税市町村分は、2010年まで減少しているが(2008年の0.90倍)、翌年から増加し始め、2013年には2008年の1.12倍に達している。

（９） 営業税分担金は、2009年に納付率が引き上げられているが、その増加幅は小さく、分担金納付後の営業税収に与える影響はさほど大きくない。

(10) 営業税の賦課率は、全国平均でみると、2010年から上昇傾向にあるが、2013年の賦課率は2008年の1.02倍に過ぎない。

(11) 営業税の税率は、全国平均でみると、基準税率の引き下げに伴い13.6%に低下したが、賦課率の引き上げが1.02倍に過ぎないため、2013年も13.8%に過ぎない。

(12) 営業税の税収は、課税標準の縮小と基準税率の引き下げに伴い、2009年には大幅に低下したが、その後は上昇傾向にあり、2013年には2008年の1.05倍に達した。

(13) 営業税の課税標準と税収の推移はほぼ比例しており、税収が2010年から増加傾向にあるのは、主として課税標準が増大したためであると考えられる。

(14) 営業税の賦課率は、度数分布でみると、2010年以降、350%未満が減少傾向にあり、350%以上が増加傾向にある。

(15) 営業税の課税標準と賦課率の推移は、市町村規模別にみた場合、特に際立った特徴は見いだせなかった。

(16) ヘッセン州の例からは、市町村の規模が小さくなるほど、賦課率を引き上げる傾向が高くなっている。

第２章
参　考　資　料

東日本大震災からの復興

平成26年6月26日

復興庁参事官　　海老原　諭

東日本大震災の概要

(1) 規模

○日時：2011年3月11日14:46
○震源域：東北地方沖約100kmの太平洋海底（右図）
○規模：マグニチュード9.0、最大震度7（日本の観測史上最大）

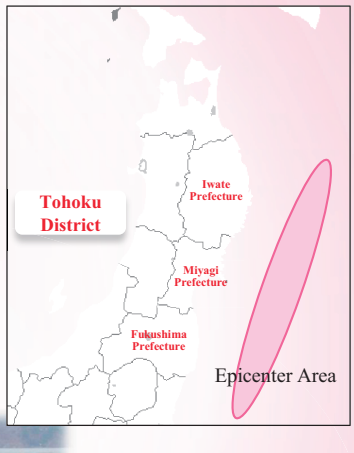

(2) 被害(H26. 4. 10現在)

○人的被害：24，674名
- 死者　15，884名
- 行方不明　2，640名
- 負傷者　6，150名

○建物被害：1，142，776戸
- 全壊　126，631戸
- 半壊　272，653戸
- 一部破損　743，492戸

(岩手県宮古市中心部)

(岩手県宮古市田老地区)

(3) 特徴

○地震、津波、原子力発電所事故の広域・複合災害
○人的被害、建物被害の多くは津波によるもの

1

政府の取組

2011年3月11日	地震発生、政府に緊急災害対策本部設置
5月～11月	復興のための補正予算を順次措置 （合計15兆円（1500億ドル））
7月	「復興基本方針」の策定 ・復興期間を10年、うち5年を集中復興期間と設定 ・集中復興期間における予算規模（19兆円）を設定 ・復興のための特例措置を施す復興特別区域を設定 ・復興のための新たな予算制度を創設
2012年2月	復興庁開庁 ・内閣に設置 ・復興事務を一元的に処理 ・10年以内の時限的組織

震災後すみやかに予算、法制度を整えるとともに、復興事務を一元的に処理する内閣の組織を新たに設立した。

2

復興庁の任務と所掌事務

(1)任務

①東日本大震災からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助ける。
②東日本大震災からの復興に関する行政事務を円滑かつ迅速に遂行する。

(2)主な所掌事務

①東日本大震災からの復興施策に関する基本的な方針の企画、立案、総合調整
②地方公共団体が行う復興事業への国の支援の実施の推進
③その他の関係行政機関が講ずる復興施策の実施の推進

(3)政府全体での位置付け

①他の省庁と比べて高い位置付け
②復興大臣は、必要に応じ、関係省庁の長に対し、必要な資料の提出や説明を求めたり、また勧告したりする権限を持つ。

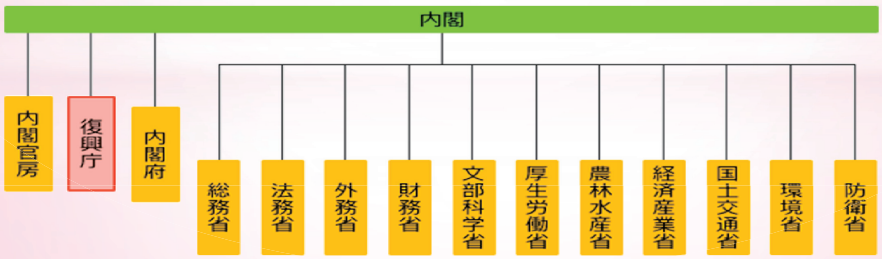

3

復興庁の体制

○トップは内閣総理大臣。
○復興を専門的に所掌する復興大臣を配置。
○職員数は520人。多くは他の省庁から派遣。
○本部は東京。被災した岩手県、宮城県、福島県に支部を設置。

（平成25年12月末時点）

復　興　庁　職員約５２０名

- 内閣総理大臣
- 復興大臣
- 副大臣４名
- 大臣政務官４名

- 東京本庁　職員約２１０名強
- 岩手復興局（盛岡市）職員約１００名弱
  - 宮古支所
  - 釜石支所
- 宮城復興局（仙台市）職員約１００名強
  - 気仙沼支所
  - 石巻支所
- 福島復興局（福島市）職員約１００名弱
  - 南相馬支所
  - いわき支所
  - 帰還環境整備センター
- 青森事務所
- 茨城事務所
- **復興推進会議**（閣僚級会合）
- **復興推進委員会**（有識者会合）

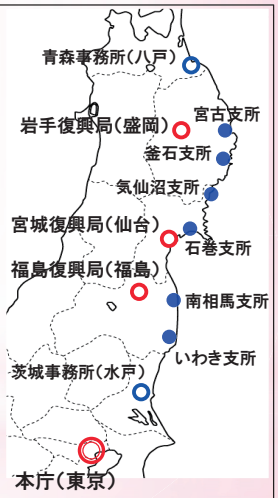

4

(参考)東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し①

復興庁 Reconstruction Agency

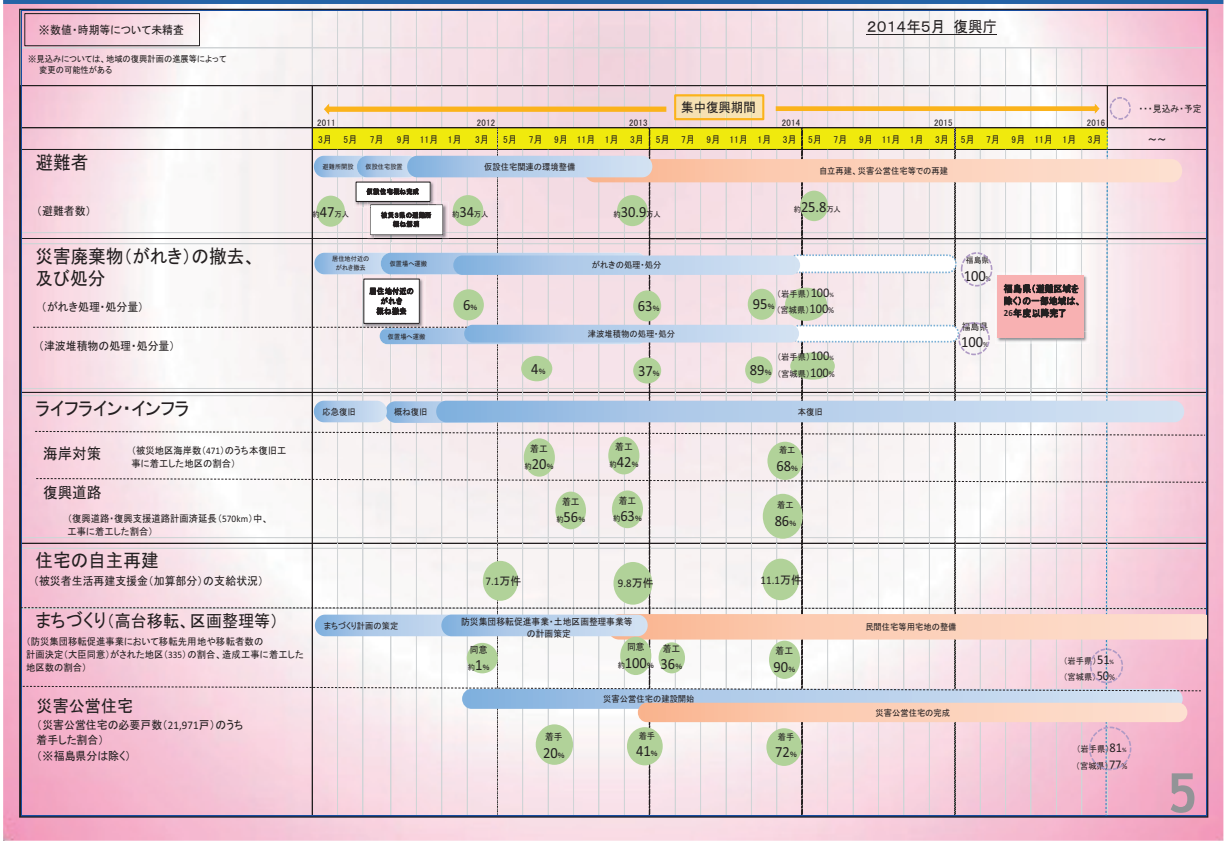

東日本大震災からの復興に向けた道のりと見通し②

復興庁 Reconstruction Agency

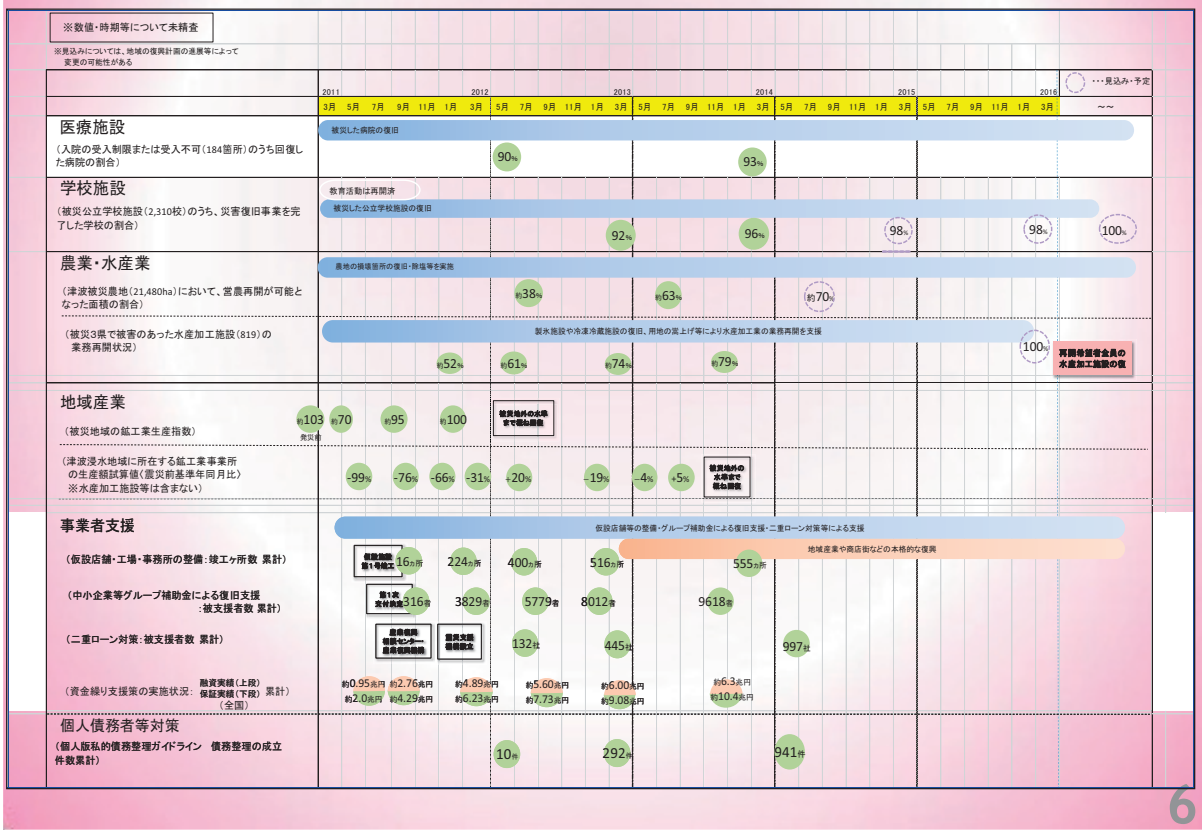

復興財源の確保

○集中復興期間（2011年度から2015年度）における、復旧・復興事業の規模と財源を、25兆円（2500億ドル）程度と設定。

○復旧・復興事業の財源のうち、10.5兆円（1,050億ドル）程度を復興増税により捻出。

○集中復興期間における、公共インフラの復旧にかかる費用は、原則として国が負担。

○集中復興期間以降（2016年度から2020年度）については、事業の進捗等を踏まえて定める。

7

復興財源フレームの見直し（H25.1.29 復興推進会議決定）

復興庁 Reconstruction Agency

○「集中復興期間」（平成23年度～平成27年度）における復旧・復興事業の規模と財源について、以下のとおり見直し（５年間19兆円程度を25兆円程度）を決定。
○今後は、毎年度の予算編成において、被災地の復旧・復興に必要な施策・事業を見直したうえで、そのための財源の検討を行い、必要な予算を確保する。また、これを踏まえ、事業規模と財源の枠組みについて、必要に応じ、見直しを行う。

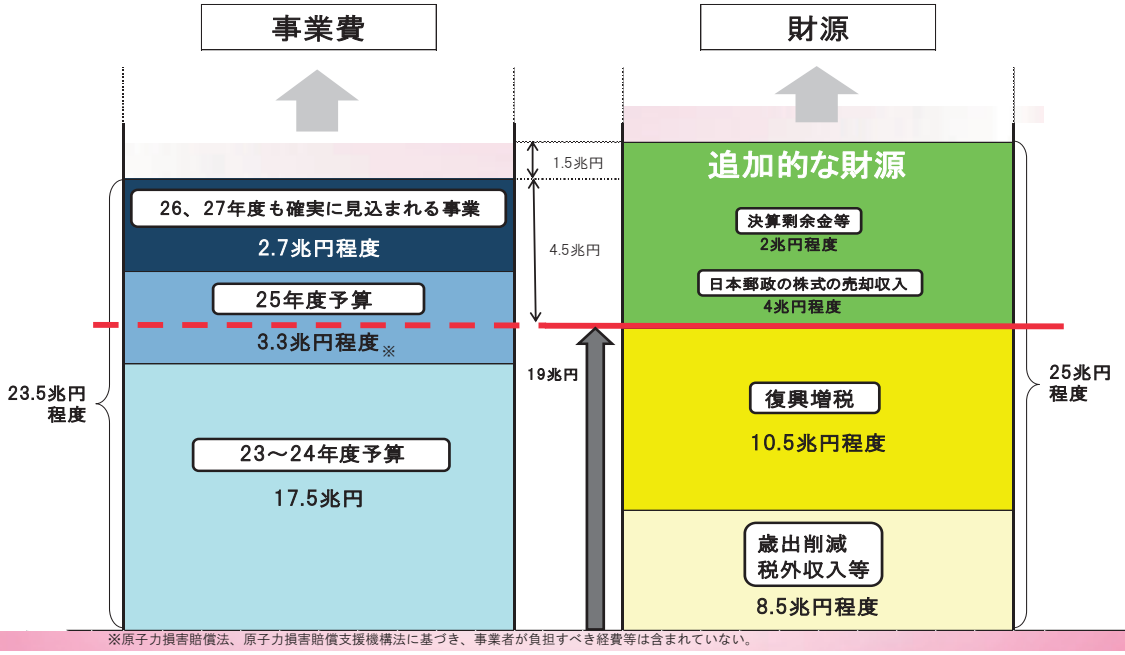

※原子力損害賠償法、原子力損害賠償支援機構法に基づき、事業者が負担すべき経費等は含まれていない。

8

復興関係予算の執行状況（23年度末現在）

復興庁 Reconstruction Agency

（単位：億円、%）

区分	歳出予算現額 (A)	支出済歳出額 (B)	翌年度繰越額 (C)	不用額 (D)=(A−B−C)	執行率 (B)/(A)	繰越率 (C)/(A)	不用率 (D)/(A)
被災者支援	**15, 496**	**12, 244**	**2, 323**	**928**	**79. 0%**	**15. 0%**	**6. 0%**
生活支援	9, 232	7, 119	1, 920	193	77. 1%	20. 8%	2. 1%
教育・医療・福祉	3, 307	3, 112	99	96	94. 1%	3. 0%	2. 9%
救助活動	2, 486	1, 683	199	603	67. 7%	8. 0%	24. 3%
その他	469	329	104	35	70. 2%	22. 2%	7. 6%
インフラ等復旧、まちづくり	**60, 083**	**17, 425**	**34, 907**	**7, 751**	**29. 0%**	**58. 1%**	**12. 9%**
災害廃棄物等処理	7, 378	3, 186	3, 941	250	43. 2%	53. 4%	3. 4%
公共事業（災害復旧）	19, 146	2, 895	11, 857	4, 392	15. 1%	61. 9%	22. 9%
施設等の災害復旧等	9, 093	3, 090	4, 105	1, 896	34. 0%	45. 2%	20. 9%
復興に向けた公共事業等	2, 706	872	1, 770	63	32. 2%	65. 4%	2. 3%
住宅	6, 096	4, 870	111	1, 113	79. 9%	1. 8%	18. 3%
東日本大震災復興交付金等	15, 661	2, 508	13, 119	33	16. 0%	83. 8%	0. 2%
産業の振興・雇用の確保	**31, 918**	**27, 204**	**3, 768**	**945**	**85. 2%**	**11. 8%**	**3. 0%**
産業振興	26, 745	22, 389	3, 455	900	83. 7%	12. 9%	3. 4%
災害関連融資	13, 205	13, 056	25	122	98. 9%	0. 2%	0. 9%
中小企業への支援・立地補助事業等	5, 238	3, 870	1, 350	17	73. 9%	25. 8%	0. 3%
農林水産業の復興支援	5, 358	3, 670	996	691	68, . 5%	18. 6%	12. 9%
研究開発・再生エネルギー等	2, 942	1, 791	1, 082	69	60. 9%	36. 8%	2. 4%
雇用の確保	4, 332	4, 308	−	23	99. 4%	0. 0%	0. 6%
その他	840	505	313	21	60. 2%	37. 3%	2. 5%
原子力災害からの復興・再生	**12, 410**	**9, 775**	**2, 176**	**458**	**78. 8%**	**17. 5%**	**3. 7%**
風評被害対策・食の安全確保等	3, 517	3, 028	87	401	86. 1%	2. 5%	11. 4%
除染等	5, 793	3, 870	1, 878	44	66. 8%	32. 4%	0. 8%
研究開発拠点整備等	3, 037	2, 830	205	1	93. 2%	6. 8%	0. 0%
その他	62	45	5	10	73. 8%	9. 2%	17. 0%
地方交付税交付金	**22,408**	**22,408**	**−**	**−**	**100.0%**	**0.0%**	**0.0%**
全国防災対策費	**6,092**	**1,376**	**4,519**	**196**	**22.6%**	**74.2%**	**3.2%**
その他	**833**	**78**	**−**	**754**	**9.5%**	**0.0%**	**90.5%**
合計	**149,243**	**90,513**	**47,695**	**11,034**	**60.6%**	**32.0%**	**7.4%**

※1 計数は、今後変動があり得る。
※2 計数は、億円未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。

9

復興関係予算の執行状況（24年度末現在）

復興庁 Reconstruction Agency

（単位：億円、%）

区分	歳出予算現額 (A)	支出済歳出額 (B)	翌年度繰越額 (C)	不用額 (D)=(A−B−C)	執行率 (B)/(A)	繰越率 (C)/(A)	不用率 (D)/(A)
被災者支援	**5, 092**	**3, 523**	**51**	**1, 517**	**69. 2%**	**1. 0%**	**29. 8%**
生活支援	3, 205	1, 795	−	1, 410	56. 0%	0. 0%	44. 0%
教育・医療・福祉	913	858	−	55	94. 0%	0. 0%	6. 0%
救助活動	805	714	51	39	88. 7%	6. 4%	4. 9%
その他	167	155	−	12	92. 6%	0. 0%	7. 4%
インフラ等復旧、まちづくり	**47, 331**	**26, 563**	**13, 707**	**7, 060**	**56. 1%**	**29. 0%**	**14. 9%**
災害廃棄物等処理	7, 384	3, 488	3, 810	84	47. 2%	51. 6%	1. 1%
公共事業（災害復旧）	14, 009	5, 016	4, 498	4, 494	35. 8%	32. 1%	32. 1%
施設等の災害復旧等	4, 963	2, 108	1, 026	1, 828	42. 5%	20. 7%	36. 8%
復興に向けた公共事業等	4, 275	2, 157	1, 586	531	50. 5%	37. 1%	12. 4%
住宅	661	578	5	78	87. 4%	0. 8%	11. 8%
東日本大震災復興交付金等	16, 036	13, 213	2, 780	43	82. 4%	17. 3%	0. 3%
産業の振興・雇用の確保	**8, 133**	**5, 415**	**1, 919**	**799**	**66. 6%**	**23. 6%**	**9. 8%**
産業振興	7, 182	4, 592	1, 914	675	63. 9%	26. 7%	9. 4%
災害関連融資	1, 567	1, 531	−	36	97. 7%	0. 0%	2. 3%
中小企業への支援・立地補助事業等	2, 719	1, 285	1, 310	123	47. 3%	48. 2%	4. 6%
農林水産業の復興支援	1, 401	841	246	313	60. 0%	17. 6%	22. 4%
研究開発・再生エネルギー等	1, 493	934	357	201	62. 6%	23. 9%	13. 5%
雇用の確保	618	528	−	89	85. 5%	0. 0%	14. 5%
その他	333	294	4	34	88. 3%	1. 4%	10. 3%
原子力災害からの復興・再生	**8, 659**	**3, 690**	**3, 386**	**1, 582**	**42. 6%**	**39. 1%**	**18. 3%**
風評被害対策・食の安全確保等	228	172	7	47	75. 8%	3. 5%	20. 7%
除染等	6, 556	2, 105	2, 939	1, 511	32. 1%	44. 8%	23. 1%
研究開発拠点整備等	1, 332	1, 149	164	18	86. 3%	12. 3%	1. 4%
ふるさとの復活	208	0	207	0	0. 2%	99. 8%	0. 0%
その他	333	261	67	5	78. 3%	20. 1%	1. 6%
地方交付税交付金	**6,704**	**6,704**	**−**	**−**	**100.0%**	**0.0%**	**0.0%**
全国防災対策費	**10,458**	**6,911**	**2,965**	**581**	**66.1%**	**28.4%**	**5.6%**
その他	**11,023**	**10,323**	**−**	**700**	**93.6%**	**0.0%**	**6.4%**
合計	**97,402**	**63,131**	**22,030**	**12,240**	**64.8%**	**22.6%**	**12.6%**

※1 計数は、今後変動があり得る。
※2 計数は、億円未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。
※3 計数は、平成２３年度一般会計予算措置分（予備費・１次～３次補正）及び平成２４年度東日本大震災復興特別会計分の合計額

10

被災自治体に対する東日本大震災に係る復旧・復興事業における主な財政的支援について

復興庁 Reconstruction Agency

復旧事業

国庫補助	地方負担
➢ 補助率のかさ上げ （例）公共土木施設等・・・８～９割（阪神・淡路大震災時は８割） ➢ 補助の算定方法の特例 公共土木施設等は総合負担軽減方式で算定（プール方式：各施設の災害復旧事業費を合算し補助率算出） ➢ 補助対象施設の拡大 市町村仮庁舎、介護老人保健施設等も補助（阪神・淡路大震災では対象外）	➢ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 （通常の災害では地方債を発行）

復興事業

国庫補助	地方負担
【復興交付金】 ➢ 復興地域づくりに必要なハード事業（５省４０事業）を一括化（地方負担分の５割を追加的に国庫補助） ➢ 基幹事業に関連し実施する使途の自由度の高い効果促進事業等により、ハード・ソフト事業ニーズに対応（補助率８割） 【福島の復興・再生に向けた交付金】 ➢ 帰還を加速するための支援事業、復興公営住宅整備等長期避難者のコミュニティ維持のための事業、中通り等の子どものための全天候型運動施設整備等の事業 【その他】 ➢ 社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の復興枠による支援 ➢ 地域経済の核となる中小企業等グループの施設の復旧等のためグループ補助金を創設 ➢ 既存の制度・予算での対応が困難な「制度の隙間」に対応するための復興推進調整費の創設	➢ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 （通常の災害では地方債を発行 する等により対応）

その他

- ➢ 中長期職員派遣、職員採用等の単独事業、地方税等の減収に対する震災復興特別交付税措置
- ➢ 取崩し型復興基金の創設（23年度２次補正（特別交付税の増額））、津波被災地域の住民の定着促進のため基金の積み増し等（24年度補正（震災復興特別交付税の増額））

11

復興特区制度①　復興推進計画に基づく特例の概要

復興庁 Reconstruction Agency

○ 地方公共団体が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画に基づき、税・金融上の特例、規制・手続の特例が講じられ、企業の新規立地や投資をはじめとする復興のための取組を促進。

特例措置の概要

税制上の特例

事業者の税負担の軽減

・取得する機械等に係る特別償却又は税額控除
・被災雇用者に対する給与等支給額の１０％の税額控除
・新規立地新設企業を５年間無税　　等

金融上の特例

事業者への低利融資

・指定金融機関に対する利子補給金の支給

規制・手続等の特例

土地の有効活用等、事業活動への負担軽減

・工場立地法上の緑地面積等の比率に係る要件の緩和
・都市計画で定められた土地用途に係る規制の緩和
・医療機器製造販売業の許可基準の緩和
等

対象区域

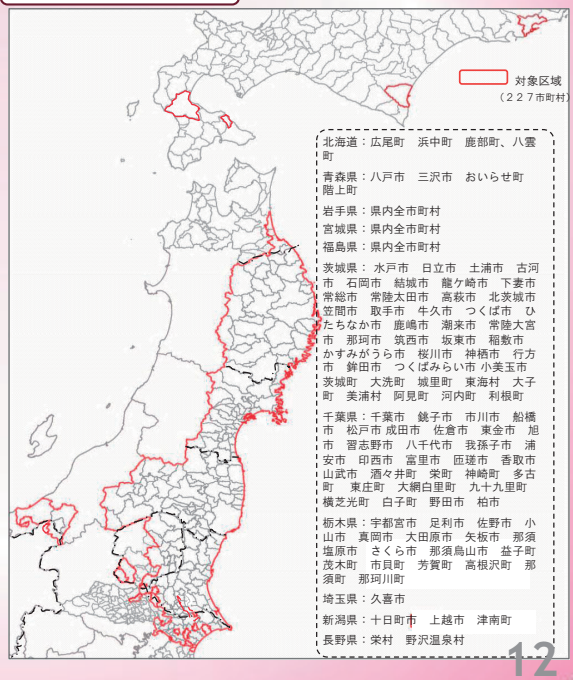

12

復興特区制度②　税制上・金融上の特例の活用事例

復興庁 Reconstruction Agency

岩手県

＜例＞有限会社グランパファーム
（陸前高田市、農業）

・地域経済産業活性化対策費補助金及び復興特区の課税の特例を活用。

・平成24年７月にドーム式の太陽光型植物工場を建設。また、平成26年４月に同地に植物工場を増設予定。

・設備投資は総額約5.6億円、新規に18人を雇用。

宮城県

＜例＞株式会社メイコー
（石巻市、電子回路製造業）

・中小企業等グループ補助金及び復興特区支援 利子補給金を活用。

・平成25年2月に、同市内の重吉町に研究開発及び生産拠点を再整備。

・設備投資は総額11億円、30人を雇用。

福島県

＜例＞株式会社新つた
（いわき市、宿泊業）

・グループ補助金及び復興特区の課税の特例を活用。

・平成25年６月に宿泊用建物をリニューアル。

・設備投資は約4,100万円、指定期間中の設備投資計画は総額約7,600万円。

復興特区制度③　規制の特例の主な活用状況

復興庁 Reconstruction Agency

活用が見込まれる者	項　目	内　容	活　用　状　況
事業者	**工場緑地規制の緩和**	**工場立地法上の緑地面積等の比率に係る要件の緩和。**	**【活用実績】３３件 【活用事例】Ａ社（青森県）が、工場増設時に緑地面積率の緩和分（２５％から６％に緩和）を駐車場等に活用。**
事業者	**土地用途規制の緩和**	**都市計画で定められた土地用途に係る規制の緩和。**	**【活用実績】４市町 【活用事例】宮城県女川町の二種住居地域等において、準工業地域における工場の建設が可能。**
事業者	**医療機器製造販売業の特例**	**医療機器製造販売業の許可基準の緩和**	**【活用実績】８１名 【活用事例】岩手県、宮城県、福島県において講習が行われ、受講したうちの８１名が資格を獲得。**
会社法人、地方公共団体、学校法人等	応急仮設建築物の特例	最長2年3カ月である仮設建築物の存続期間の要件を緩和。	【活用実績】５県５０市町村 【活用事例】南相馬市（福島県）において、事務所・商店等の仮設建築物につき、存続期間を３年間延長。
会社法人等	訪問リハビリ事業所等の特例	訪問リハビリテーション事業主体に係る要件を緩和。	【活用実績】８件 【活用事例】岩手県において、会社法人によるＣ訪問リハビリテーション事業所が開設。
医療法人等（医療機関、福祉施設等）	地域医療確保の特例	病院において配置すべき医師等の数に係る基準を緩和。	【活用実績】１０件 【活用事例】Ｂ病院（宮城県）において、通常の90%相当に緩和された医師配置基準を適用。
地域住民 地方公共団体	災害公営住宅入居要件等の特例	公営住宅への入居に係る収入等の要件を緩和する特別法の適用期間（3年）の延長等を可能とする。	【活用実績】５県１４８市町村 【活用事例】千葉県旭市において、建設される公営住宅（33戸）と既存の公営住宅につき、入居要件緩和の適用期間（平成26年3月まで）を１年延長。
地域住民	確定拠出年金の特例	確定拠出年金の脱退要件を緩和し、住環境の再建や事業再開等への資金活用を可能とする。	【活用実績】１６名 【活用事例】福島県、宮城県、岩手県、及び茨城県の一部の市町で緩和。住宅再建資金等に活用。

注：活用実績及び事例は、平成２６年２月末現在のもの。

避難者・仮設住宅の状況

復興庁 Reconstruction Agency

○ 避難者数は１年で、約３０万４千人から、約２５万８千人に減少。
○ 仮設住宅等への入居戸数は減少しはじめており、住まいの再建への動きが進みつつある。

（1）避難者等の減少

発災３日目　約４７万人		
全体	避難所にいる者	住宅等にいる者 (*1)
平成25年5月		
３０３，５７１人	１２３人	２８８，２６４人 (*2)
平成26年5月		
２５８，２１９人	０人	２４１，２８８人 (*2)

＊１　緊急災害対策本部　青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木の避難者の合計。
＊２　復興庁調べ　全国の避難所（公民館・学校等）、旅館・ホテル、その他（親族・知人宅等）、住宅等（公営・仮設・民間・病院含む）にいる者の合計。

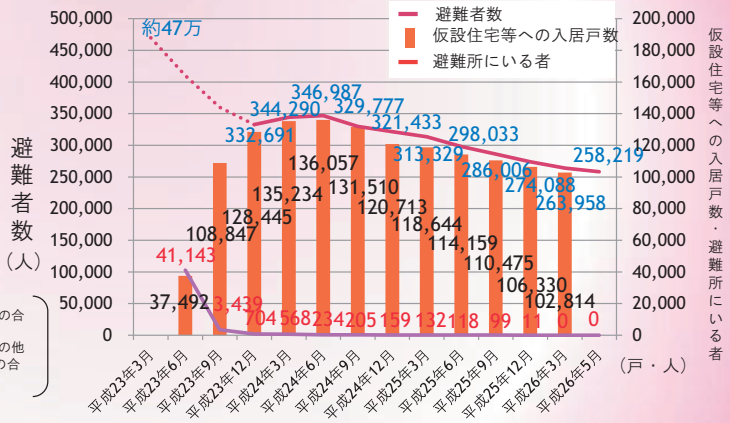

（2）仮設住宅等の入居状況

内閣府調べ

25年3月	入居者数	入居戸数	26年3月	入居者数	入居戸数	備考
公営住宅等	２９，２７８人	１０，５７３戸	公営住宅等	２３，５５１人	８，７４０戸	全国計
民間住宅	１５１，９２１人	５９，９４３戸	民間住宅	１２０，６５７人	４９，８６３戸	全国計
仮設住宅	１１１，１５９人	４８，１２８戸	仮設住宅	９７，１１３人	４４，２１１戸	岩手県・宮城県・福島県・茨城県・栃木県・千葉県・長野県

15

（参考）被災3県における人口の状況

復興庁 Reconstruction Agency

○ 被災３県における人口は、減少傾向にあるもののその度合いは鈍化しており、社会増減率は、沿岸市町村※においても震災前の水準に戻りつつある。※沿岸市町村・・・海岸線を有する市町村（岩手県12市町村、宮城県15市町、福島県10市町）

（1）人口推移（被災3県の沿岸市町村）

沿岸市町村の人口推移は、減少傾向にあるものの、2012年4月以降、減
少の度合いが鈍化している。

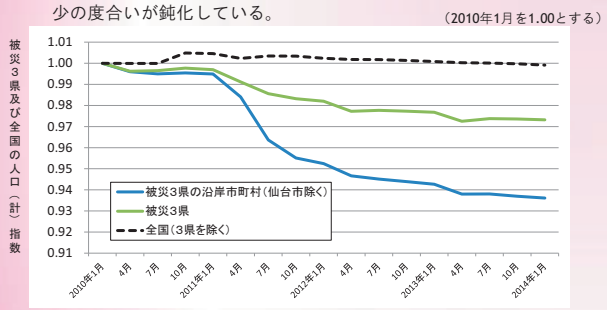

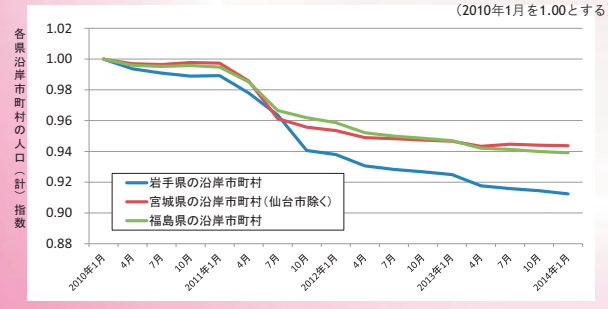

（2）社会増減率（被災3県の沿岸市町村）

人口の社会増減率は、被災３県の沿岸市町村及び福島県内陸市町村においても2010年同月の水準に戻りつつある。

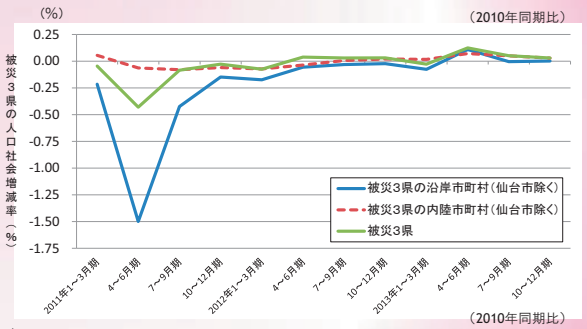

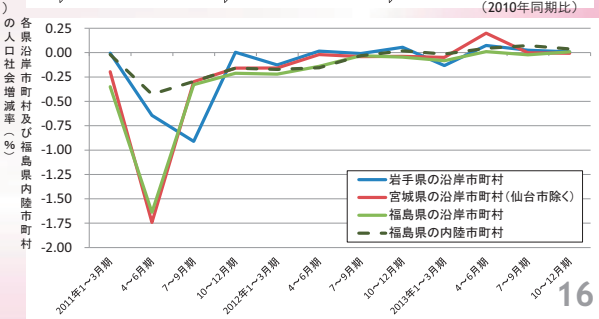

16

※各県公表資料を元に復興庁作成・岩手県毎月人口推計・宮城県推計人口（月報）・福島県の推計人口（福島県現住人口調査結果）※推計人口とは国勢調査による人口を基礎として、出生・死亡・転入・転出等の届出数を加減して算出した値

復興の進捗状況

(1)避難者数

○震災直後の47万人から25.8万人に減少。
○うち、プレハブ仮設住宅に避難している方は、10万人。

(2)主なインフラの復旧状況(原子力発電所付近の避難指示区域を除く、2014年3月現在)

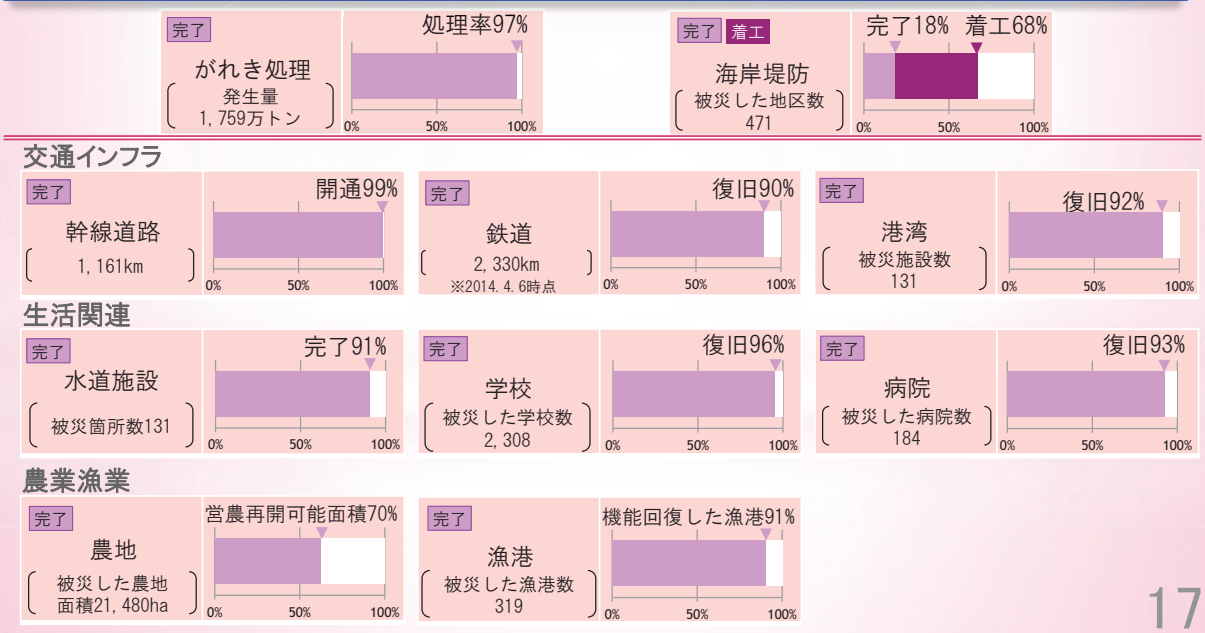

津波防災の新しい考え方

○東日本大震災では、これまでの想定を超える津波が来襲。
○このため、今後の津波防災については、考え方を大幅に変更し、被災地のみならず全国に適用。

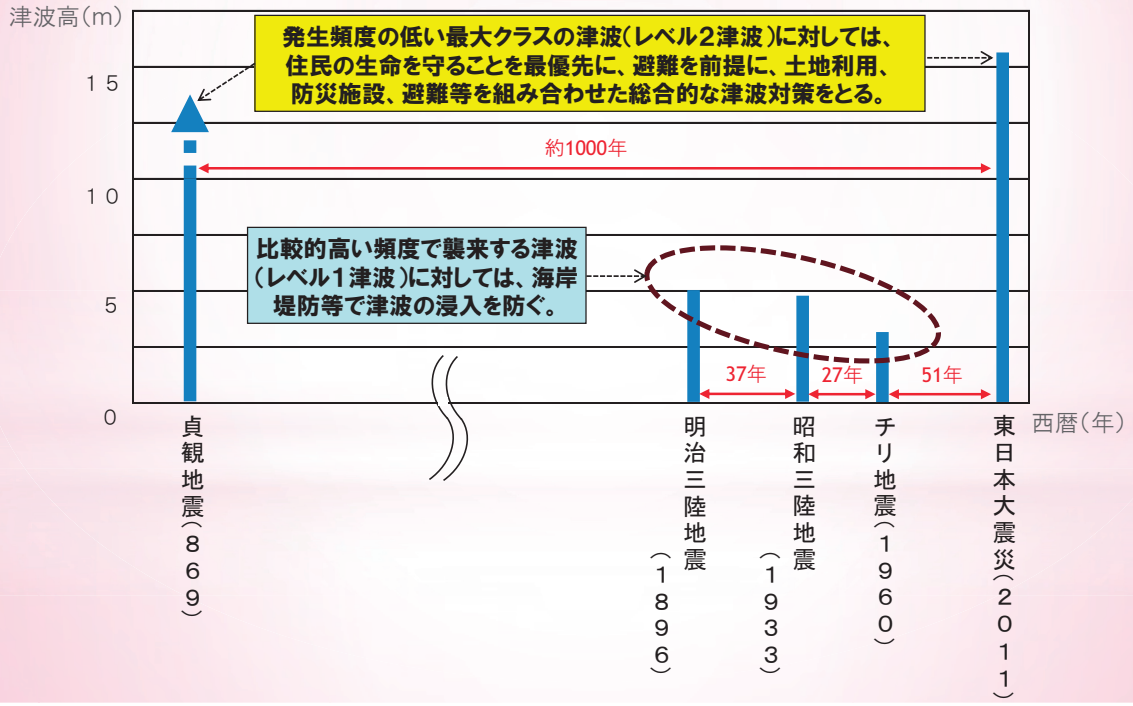

津波被災地の市街地復興

○津波被災地での市街地復興パターン

①高台や内陸への移転	60%
②現地復興	20%
③土地の嵩上げ	10%
④その他（現地集約、移転＋嵩上げ）	

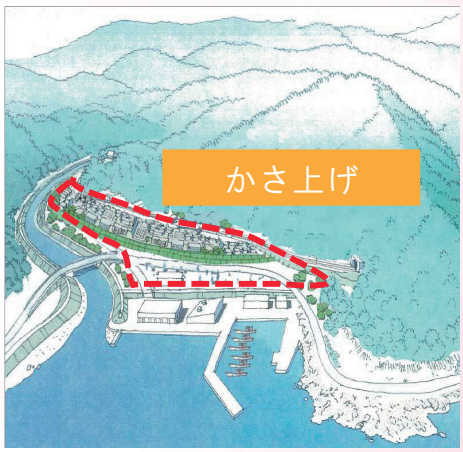

○移転や嵩上げで復興する場合には、一般に、現地復興に比べ、合意形成に時間を要する。

19

市街地復興の状況

復旧の進捗状況（原子力発電所付近の避難指示区域を除く、2014年3月現在）

①自力で自宅を再建する避難者のための宅地の整備
　計画策定100%、着工87%、完了13%

②公営住宅に入居を希望する避難者のための住宅の供給
　用地確保72%、完了10%

今後の見通し

▼宅地の整備の見通し（計画22,000戸分）

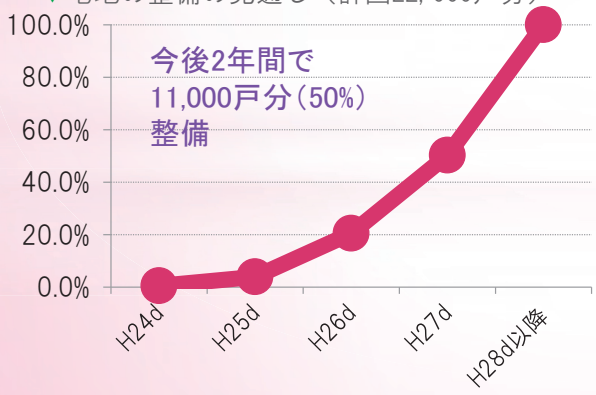

▼公営住宅の供給の見通し（計画29,000戸）

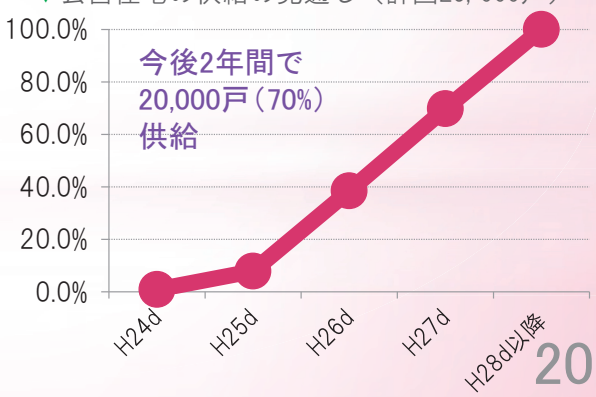

20

（参考）住まいの復興の見通し

復興庁 Reconstruction Agency

【住まいの復興の見通し（平成２６年３月末時点）】

①災害公営住宅の整備に係る進捗見込み（戸数）

	26年度まで累計	27年度まで累計
岩手県（進捗率）	概ね2,000戸（概ね３割）	概ね4,800戸（概ね８割）
宮城県（進捗率）	概ね6,800戸（概ね４割）	概ね11,800戸（概ね８割）注）
福島県	概ね2,300戸 ・うち津波・地震向け：概ね1,600戸 ・うち原発避難者向け：概ね700戸	概ね3,600戸 ・うち津波・地震向け：概ね2,500戸 ・うち原発避難者向け：概ね1,100戸

②民間住宅等用宅地の整備に係る進捗見込み（宅地数）

27年度まで累計	28年度以降も含めた累計
概ね4,200戸（概ね５割）	概ね8,300戸（10割）
概ね5,800戸（５割）	概ね11,600戸（10割）
概ね1,000戸	概ね2,200戸

注）宮城県の全体計画戸数（概ね15,500戸）のうち、概ね3,600戸については、用地交渉中や整備計画の策定中など現段階では供給時期を調整中である。

※福島県における原発避難者向け災害公営住宅の整備戸数は、全体で概ね4,900戸を予定（平成25年12月時点）。

※福島県については、原子力災害により面整備事業の計画が未着手・未策定の旧警戒区域の市町村があり、現時点ではこれらを除いて、計画の同意・認可を得た地区の戸数を掲載している。

21

産業の再生①

被災地域の産業の被害額（岩手県、宮城県、福島県の合計）

・工業、商業、観光業　1.3兆円（130億ドル）
・農業、林業、水産業　2.2兆円（220億ドル）

支援制度

①応急復旧段階
・仮設店舗、仮設工場を提供　560箇所
・中小事業者の施設・設備を補助　約1万社、4,300億円（43億ドル）
②復興段階
・被災地に立地する企業への補助　760件、3,200億円（32億ドル）
・被災企業と大手企業とのビジネスマッチングの機会「結の場」を提供

ビジネスマッチング「結の場」

被災地企業

【抱えている課題】
- 事業拡大のために商品を開発したいが手法がわからない
- 施設は復旧し、商品は出来たが販路がない
- 担い手不足（特に企画立案者、営業担当者がいない）。

マッチング ⇔

支援企業

【企画提案】
- 商品開発支援として、自社ノウハウや設備の提供
- イベントブースや社内販売、社員食堂等の販売機会の提供
- 人材育成（研修プログラムの提供）

22

産業の再生②

復興の状況

完了
事業を再開した企業（商工業）

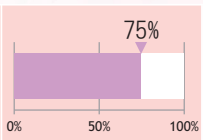

完了
営農再開した農業経営体数

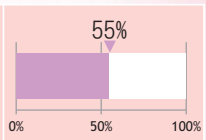

完了
水揚高

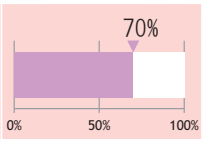

完了
業務再開した水産加工施設

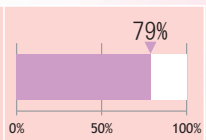

23

被災自治体の職員不足への対応

○被災自治体では、職員数が不足。
　被災した沿岸部の市町村数43

○被災自治体の職員確保の取組
　①全国の地方自治体からの職員派遣　約2,100人
　②被災自治体による任期付職員の採用　約1,100人
　③復興庁が非常勤職員を採用、市町村に駐在させる取組　約130人
　④被災自治体による民間企業等の人材の活用　約30人　など

○被災市町村からは、さらに約370名の職員派遣の要望がある（2014.4現在）。

○この他、多くのボランティアが復興を支援。

○現在までに130万人が災害ボランティアセンターに登録して活動した。

○現在、登録して活動しているボランティア数は、7,800人程度。心のケアやコミュニティづくりで活動。

24

福島の状況

○国は、福島第一原子力発電所から半径20km圏内、及び放射性物質が拡散した北西方面に、避難指示区域を設定。（計約1,108km2）
①帰還困難区域：年間積算線量50mSv超、立入原則禁止
②居住制限区域：年間積算線量20mSv～50mSv、立入可、事業活動一部可、宿泊禁止
③避難指示解除準備区域：年間積算線量20mSv以下、立入可、事業活動可、宿泊禁止

▼避難指示区域

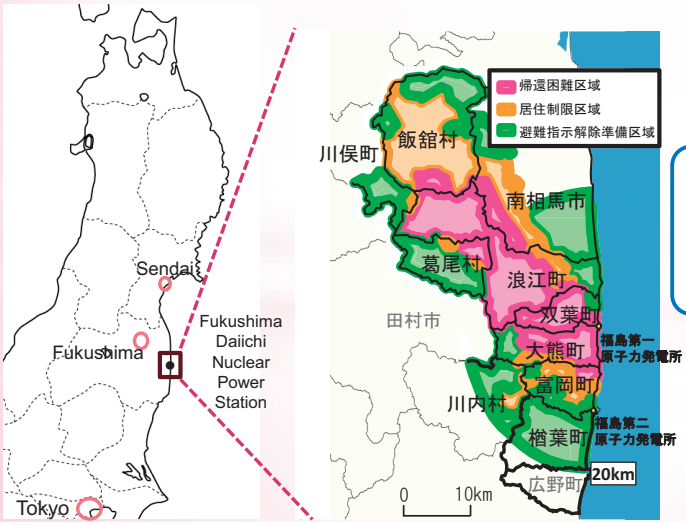

避難指示区域内では、居住することができないため、住民は近隣自治体等へ避難中。（避難者数8万人）

25

避難指示区域の推移

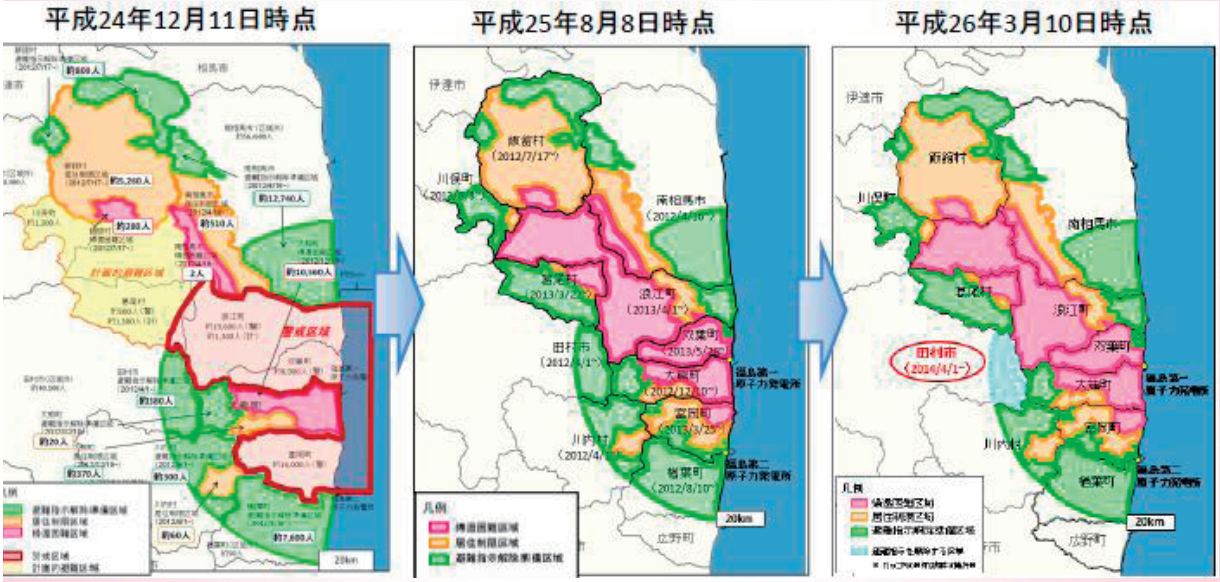

26

福島の復興の考え方

○今後、以下の要件を満たす地域から順次避難指示を解除し、住民の帰還を支援。
①除染の進展等による放射線量の低減
②日常生活に必要なインフラ（電気、ガス、水道、道路、通信等）の復旧
③生活関連サービス（医療、介護、郵便等）の復旧

○現在、各市町村が、住民の意向等を確認しながら、帰還のスケジュール、帰還のための環境整備の計画と工程表を策定中。

○国は、帰還を希望する住民と、避難先での生活を望む住民の双方に対して、支援。

①帰還を希望する住民に対して、帰還を促進する施策を推進
除染、インフラ復旧、生活関連サービスの復旧、個人線量管理等

②避難先での生活を望む住民に対して、生活拠点を確保する施策を推進
公営住宅の整備、生活関連インフラの整備等

27

避難指示の解除に関する取組

（1）福島復興加速に向けた基本方針

○平成25年11月8日　与党提言「原子力事故災害からの復興加速化に向けて
～全ては被災者と被災地の再生のために～」

↓

○平成25年12月20日　閣議決定「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」

（2）田村市

避難指示の解除を平成26年3月10日に決定。
平成26年4月1日に施行。

○避難指示解除前の取組：国と地元が協力して帰還に向けた環境を整備

安全・安心対策	賠償の追加	生活環境整備	除染等の取組
・個人線量計配布 ・健康相談会実施 ・線量の丁寧な把握	・早期帰還者賠償 ・住宅の建替・修繕費用の賠償	・共同商業施設開設 ・常磐道へのアクセス改善 ・夜間診療所の開設	・国直轄除染実施 ・事後モニタリングの実施 ・除染の相談窓口を開設

↓

○平成26年4月1日：避難指示解除

○現状：復興の作業を一層本格化
（安全安心対策、生活環境整備等に福島再生加速化交付金を活用）

田村市住民説明会（平成26年2月23日）

健康相談会（平成25年9月～）

田村市都路町仮設商業施設オープン（平成26年4月6日）

田村市古道小学校入学式
（平成26年4月7日）

都路町パトロール出動式
（平成26年4月1日）

28

避難指示の解除に関する取組

(3)川内村、楢葉町

・本年3月、国直轄除染が完了。
・生活環境の整備など、避難指示の解除と帰還に向けた取り組みを本格化。

＜川内村＞
・避難指示解除に向けた住民との意見交換を実施中。
（第1回：平成26年3月25、26、30日、第2回：6月1日）
・ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊
（平成26年4月26日～）

川内村住民説明会

平成26年度産米の作付

＜楢葉町＞
・楢葉町が「帰町判断」を発表。
⇒「早ければ平成27年春以降」の帰町を目指す。
（平成26年5月29日）
・常磐線 広野～竜田間の運転再開
（平成26年6月1日）

避難指示区域の概念図と各区域の人口及び世帯数（平成26年5月時点）

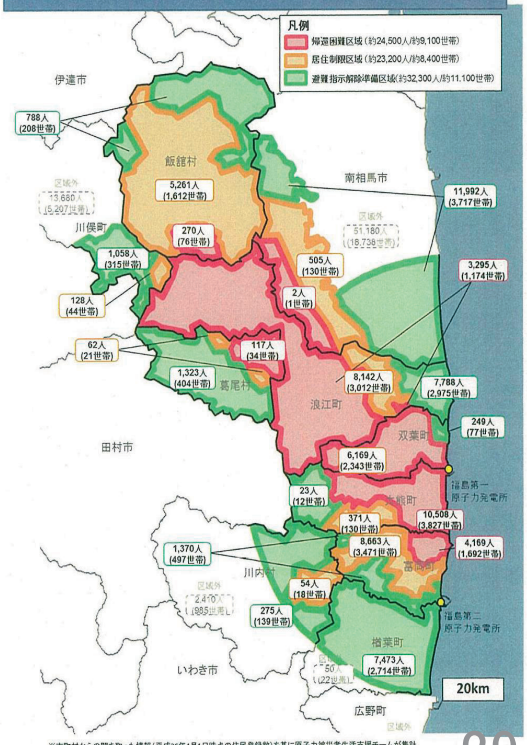

※市町村からの聞き取った情報（平成26年4月1日時点の住民登録数）を基に原子力被災者生活支援チームが集計。

写真で見る復興状況 (1/2)

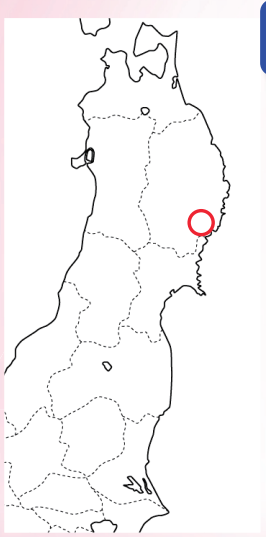

釜石市（花露辺地区）住宅の復興状況

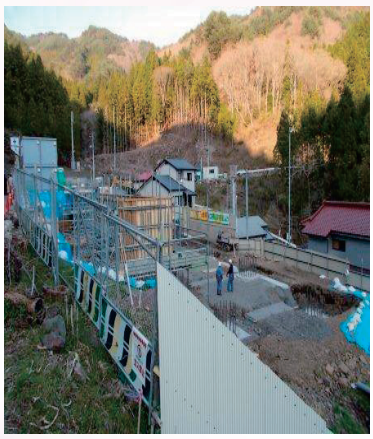

2013年4月

2013年12月

写真で見る復興状況 (2/2)

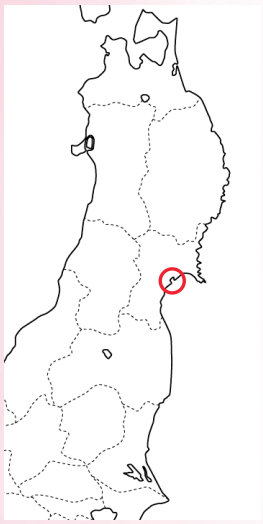

海岸堤防（仙台湾南部海岸）の復旧状況

2011年3月

2014年3月

31

公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策の推進について

平成26年8月26日（火）
総務省自治財政局財務調査課
理事官　　村田　崇

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

目　　次

P1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

P8. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策の推進

P34. 今後の地方公会計の整備促進

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

（指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用）

現行制度

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率

・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標

→監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け

・実施状況を毎年度議会に報告し公表

・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け

・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる

【同意無】
・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限

【同意有】
・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可

・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

（健全財政）　公営企業の経営の健全化　（財政悪化）

旧制度

＜旧制度の課題＞

・分かりやすい財政情報の開示等が不十分

・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない

・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック（負債等）の財政状況に課題があっても対象とならない

・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進特別措置法

○赤字団体が申出により、財政再建計画を策定（総務大臣の同意が必要）

※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

○公営企業もこれに準じた再建制度（地方公営企業法）

1

健全化判断比率等の対象について

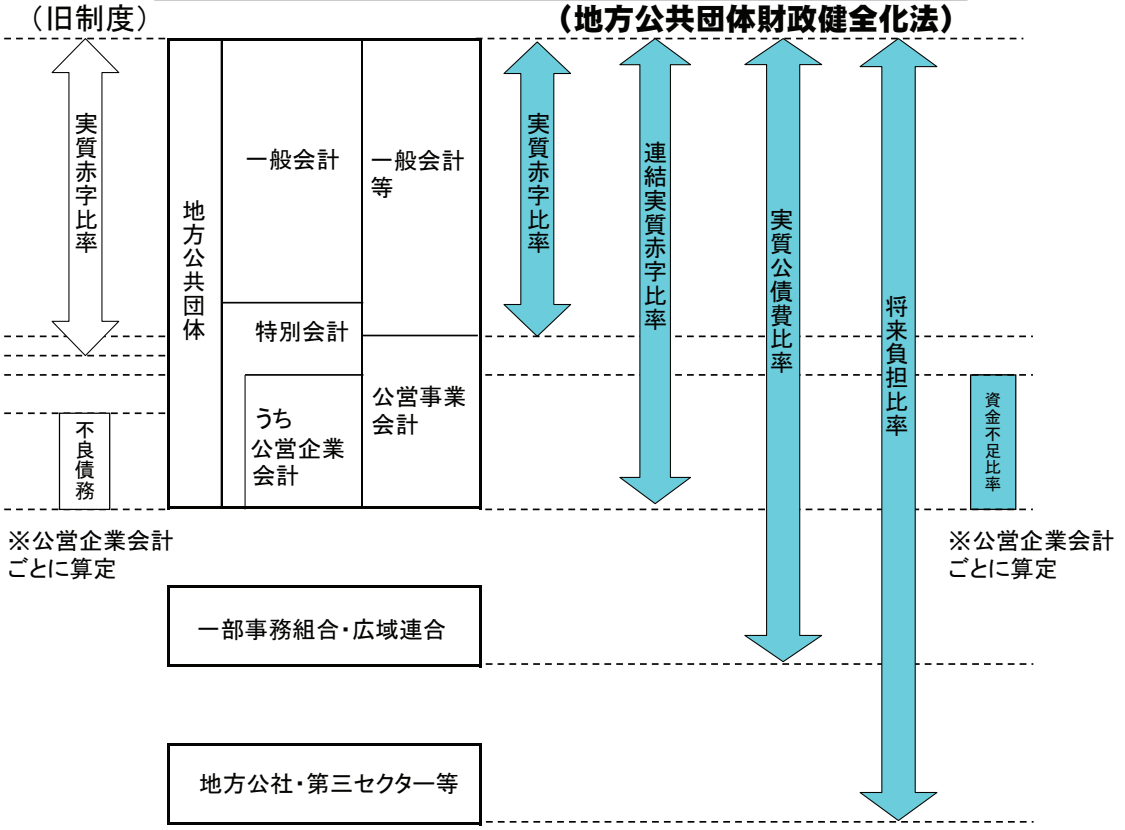

2

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行の経過

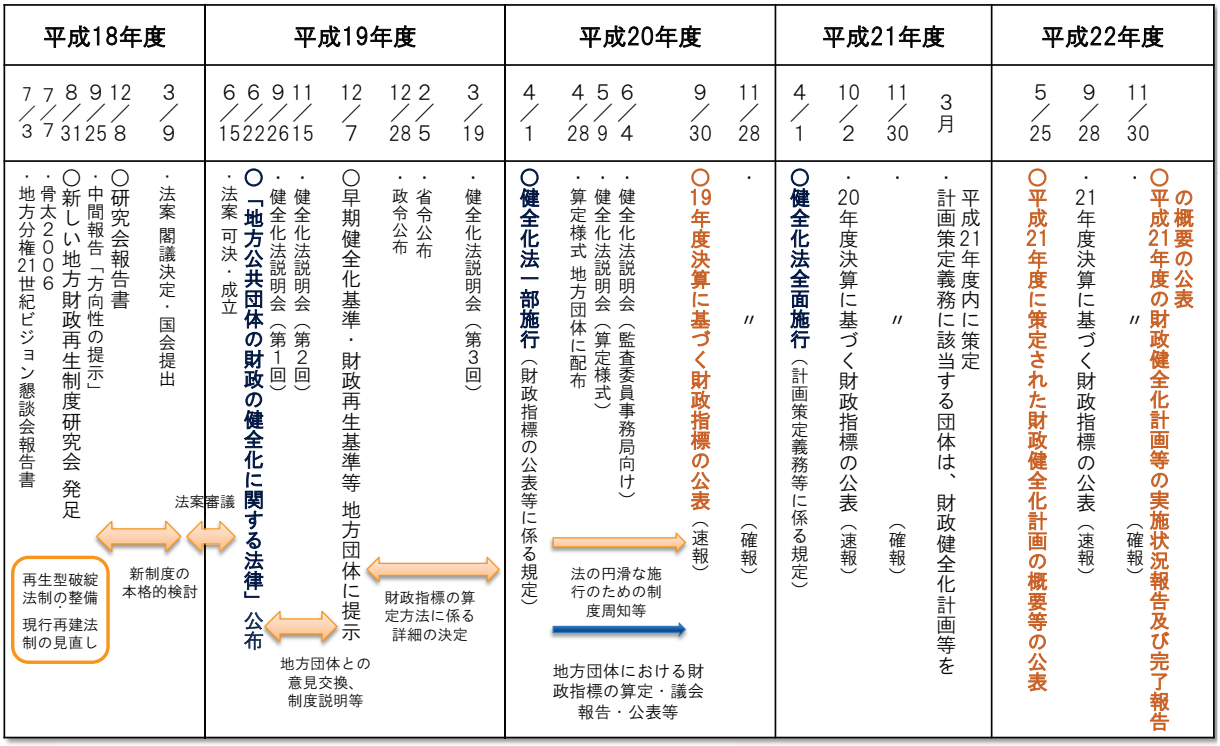

3

地方公会計整備と財政健全化法の接点

○ 財政健全化法と地方公会計整備はあわせて進めていくことが重要

1 健全化判断比率への企業会計的な考え方の導入

① 連結の考え方：
地方公共団体だけでなく、地方公社、第3セクター等にかかる将来負担見込額を算入

② 発生主義的な考え方：
債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給見込額など、当期までに将来の支出の要因が発生した事項を将来負担に算入

③ 低価法の導入：
土地開発公社などの将来負担の算定の際に、低価法（会計における棚卸資産の評価方法）を導入

2 財務会計の透明性の一段の向上

財政健全化法上の財政指標に加え、財務書類上の資産・債務のストック情報を開示し、財務会計の透明性の一段の向上を推進

3 実効性ある財政健全化計画等の策定

財務書類の整備により把握できる資産の実態を踏まえ、未利用資産の売却収入を一定の精度の下に、計画に計上可能

※ 財政再生計画については「財産の処分その他の歳入の増加を図るための措置」を定める必要

※ 資産把握が不十分な場合、売却による歳入見込額を計画に計上できず、それに代わる歳出抑制が必要

◎ 財政健全化法：
5指標で財政状況を捉え、計画策定や議会の関与を以て財政の健全化の取組を促す

◎ 地方公会計：
ストックとコストの面で包括的に財政状況を把握。資産・債務改革に活かすほか、財政健全化に向けた具体的な取組を推進

並行した取組みが重要

4

財政再生団体及び財政健全化団体の推移

	平成２０年度決算	平成２１年度決算	平成２２年度決算	平成２３年度決算	平成２４年度決算
財政再生団体	北海道　夕張市	→	→	→	→
財政健全化団体	青森県　大鰐町 大阪府　泉佐野市	→	→	→	→
	北海道　洞爺湖町 奈良県　御所市 沖縄県　座間味村 伊是名村	→	→		
	北海道　江差町 由仁町 中頓別町 福島県　双葉町 奈良県　上牧町 鳥取県　日野町 沖縄県　伊平屋村	→			
	北海道　歌志内市 浜頓別町 利尻町 山形県　新庄市 群馬県　嬬恋村 長野県　王滝村 兵庫県　香美町 高知県　安芸市				
団体数合計	**２２団体（１団体）**	**１４団体（１団体）**	**７団体（１団体）**	**３団体（１団体）**	**３団体（１団体）**

※団体数合計の（　）内の数値は、うち財政再生団体数。

5

夕張市財政再生計画の概要

Ⅰ　夕張市財政再生計画のポイント

１．財政再生の期間　平成２１年度から平成４１年度まで

（赤字解消までの実質的な計画期間は平成22年度から平成38年度までの17年間）

２．解消すべき赤字額　３２２億円

（平成20年度決算額　標準財政規模（46億円）の約7倍）

３．基本方針と具体的措置

- 市民生活の安全安心の維持確保の観点から、財政再建計画策定後に生じた諸課題に的確に対応しつつ、財政を健全化
- 地域の活力の維持や将来的なまちづくりのため、限られた財源の中で効果的な政策を展開

（１）歳入の確保

引き続き、財政再建計画と同様の取組を実施

（財政再建計画における取組内容）
- 税率等の引上げ（市民税、固定資産税　等）
- 使用料、手数料の見直し（ごみ処理手数料　等）

（２）歳出の削減

①　人件費の見直し

- 職員数：人口規模が同程度の市町村で最も少ない水準を基本として適正化
- 給　与：全国の市町村の中で最も低い水準を基本として削減
  - 基本給平均20%削減、各種手当削減（期末勤勉手当１月削減等）により、平均年収ベースで全国最低水準
  - 特別職給与等は、財政再建計画同様の取組を実施

②　事務事業の抜本的見直し

- 経常的経費：効率的な行政運営の継続により徹底した削減
- 投資的経費：真に必要なもののみ
  - 市営住宅再編整備、老朽化した診療所やし尿処理場の改築など市民生活に直結する課題には対応

6

③ 施設に係る経費の削減
・必要最小限の経費を計上するとともに、指定管理者等の活用により経費削減

（3）まちづくりの推進及び高齢者・子育て・教育への配慮
・まちづくり：コンパクトで効率的なまちづくりを目指す
・敬老パス：自己負担額の引下げ（300円→100円）
・保育料：引上げを中止し、平成21年度の水準で据置き

Ⅱ 国・道等の対応

・地方交付税総額を増額確保するとともに、夕張市を含む条件不利地域や小規模の市町村において、必要な行政サービスを実施できるよう、段階補正及び人口急減補正の見直しを行うことにより、結果として財政状況が改善

・再生振替特例債の利子の一部を国・道が負担

・地方債資金については、公的資金（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金）の配分について配慮
再生振替特例債には財政融資資金を全額配分。地方公共団体金融機構資金もその他の事業債等に配分し、夕張市の再生を支援

・その他、道の支援として、市町村振興基金貸付金の借換制度の創設、職員派遣、一部市道の除雪の実施など

7

総合的な管理による老朽化対策が必要となっている背景

背景

○ 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
○ 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
○ 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

【公共施設状況調査】

【地方財政状況調査】

8

公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（H24.3）

○調査対象の１１１団体の今後40年間における1年あたりの更新費用は、
①現在の投資的経費の約1．1倍、②現在の更新費用の約2．6倍
の額になると試算（全ての施設を更新した場合）。（参考）H26地方財政計画上の投資的経費：約11兆円

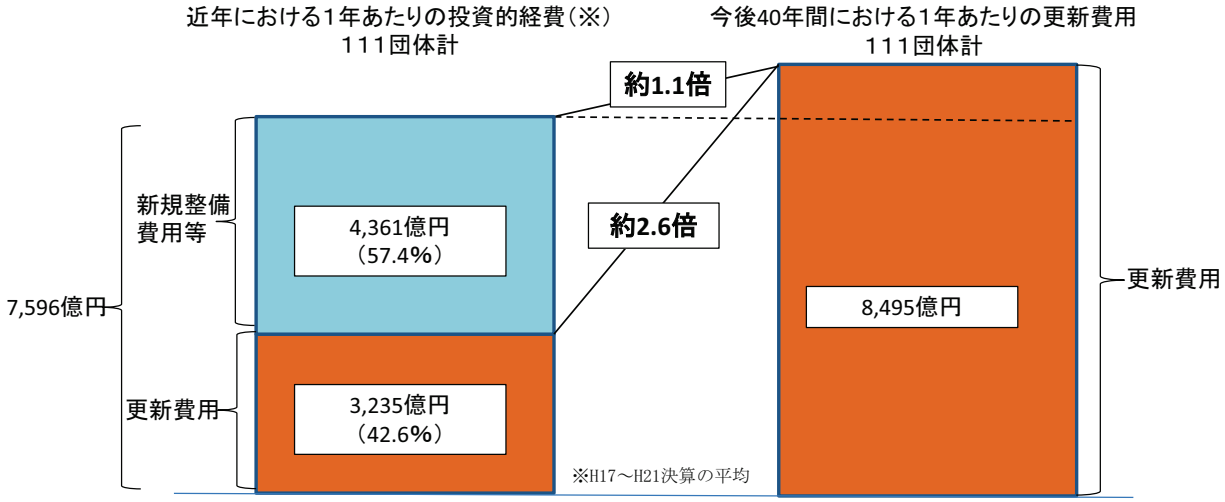

○本調査は、市区町村に調査依頼し、回答があった１１１市区町村をとりまとめたもの。
○調査の対象は、平成21年度までに建設・整備された市町村の普通会計の公共建築物及びインフラ資産（道路、橋りょう、上下水道）。
○試算の考え方の概要は次のとおり。
・現在の公共施設をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定。
・この仮定の下で更新を行った場合の40年分の更新費用を合算し、40年で除することにより、１年当たりの更新費用を算出。
・公共施設の面積・延長の数量データに更新単価（公共工事単価等を使用）を乗じることにより将来の更新費用を試算。
・試算は事業費ベースで算出。

近年の財政健全化に向けた取り組み

社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する中で、給与関係経費や投資的経費を大幅に削減することにより、総額を縮減

【地方財政計画の推移】　（単位：兆円）

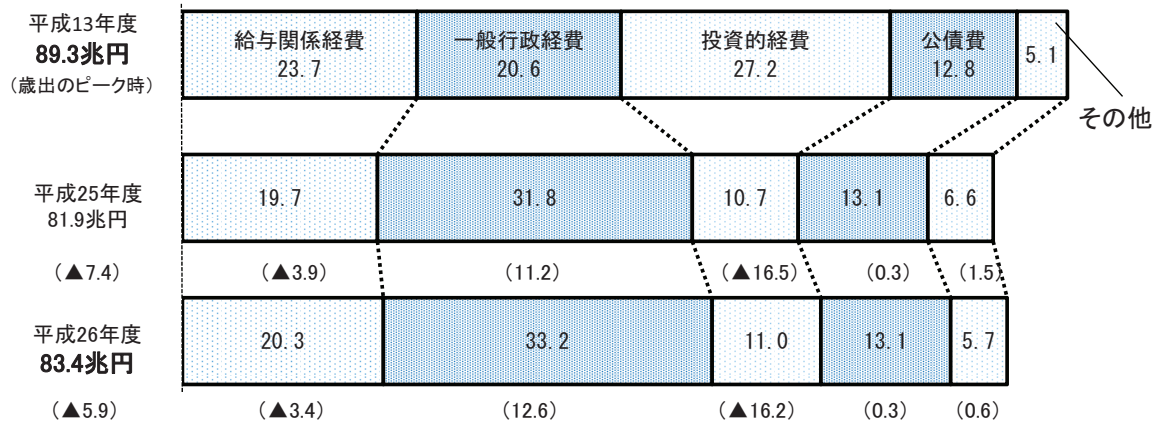

（注）（ ）は平成13年度と平成25，26年度との増減比較

地方公務員の数はH6：328万人（ピーク時）→H24:277万人（51万人、16%の減）

市町村合併の進展等により、市町村の数は半減、議員数も半減、職員数は2割減

公共施設等の解体撤去事業に関する調査について（概要）

１．調査の概要

○　平成25年９月１日現在で、解体撤去の意向のある公共施設等について調査（回答団体数：1,786団体）
（※現地建替等、他の建設事業と一体的に解体撤去を予定している施設は対象外）

２．調査結果の概要

○　全国で12,251件の回答。このうち、１～２年以内に解体撤去の意向がある施設は、3,969件（32.4%）。
時期未定のものも5,007件（40.9%）あり、今後、中長期にわたり解体撤去の需要があると考えられる。
○　施設種類別の件数では、公営住宅が2,810施設（22.9%）で最も多く、次いで教育関係施設が2,337施設（19.1%）となっている。
○　施設の築年数については、全国平均で41年となっている。

【調査結果の概要（全国計）】

	合計	解体撤去の時期					
		緊急（1～2年以内）		数年程度後		未定	
1　回答施設数（件）	12,251	3,969	32.4%	3,273	26.7%	5,007	40.9%
2　平均築年数（年）	41	42		41		42	
3　解体撤去費用（百万円）	403,944	115,411	28.6%	127,567	31.6%	160,965	39.8%

※各欄の値は当該項目の有効回答を集計したものであり、各項目の計は合計に一致しない場合がある。
※解体撤去費用（概算値）は、各団体からの有効回答を集計したものである。

【施設分類別の件数（全国計）】

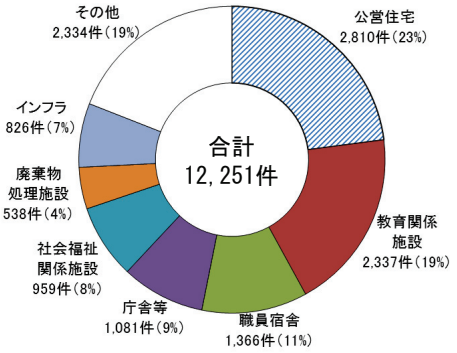

11

我が国における総人口の長期的推移

○　我が国の総人口は、2004年をピークに、今後100年間で100年前（明治時代後半）の水準に戻っていく。この変化は、千年単位でみても類を見ない、極めて急激な減少。

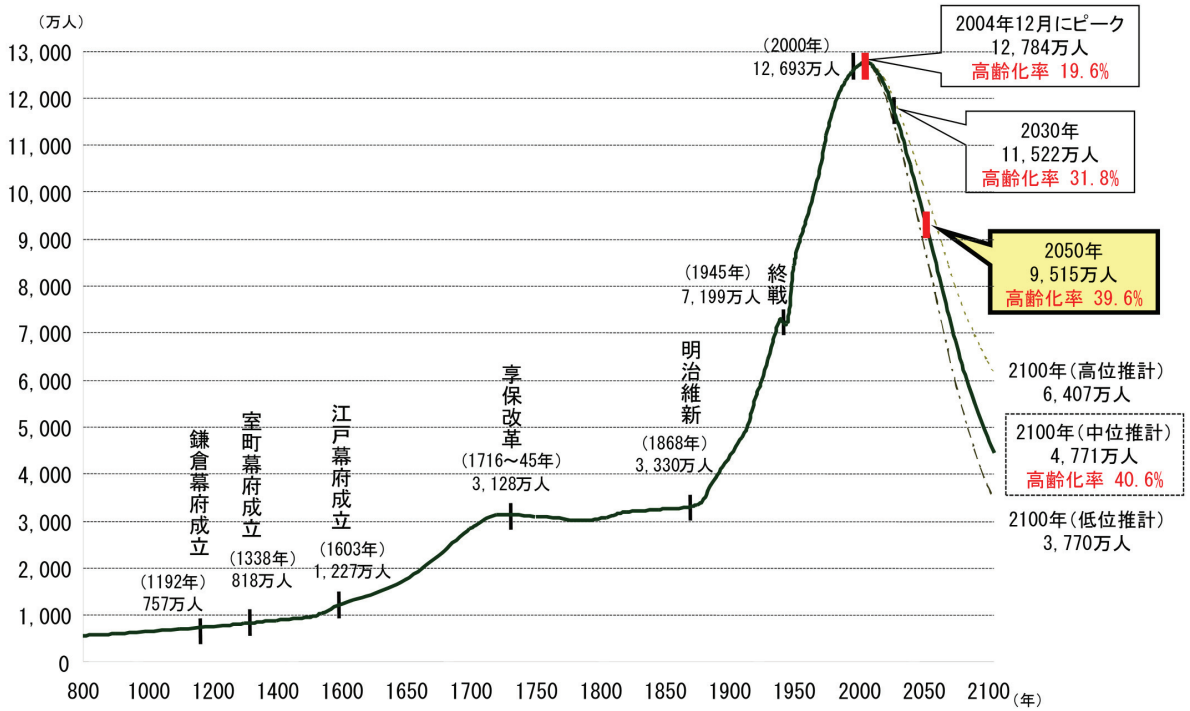

出典：「国土の長期展望」中間とりまとめ　概要（平成23年2月21日国土審議会政策部会長期展望委員会）

12

我が国における総人口の推移（年齢３区分別）

○　我が国の総人口は、2050年には9,515万人となり、約3,300万人（約25.5%）減少。
○　高齢人口が約1,200万人増加するのに対し、生産年齢人口は約3,500万人、若年人口は約900万人減少。その結果、高齢化率は約20%から約40%に上昇。

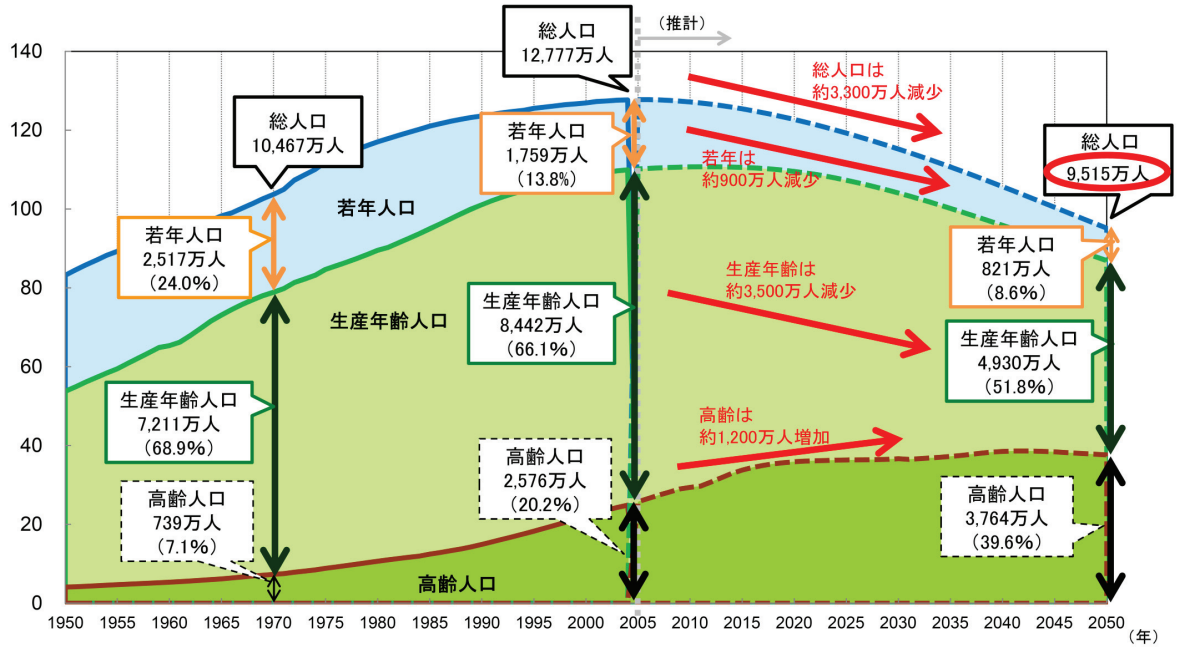

（注１）「生産年齢人口」は15～64歳の者の人口、「高齢人口」は65歳以上の者の人口
（注２）（　）内は若年人口、生産年齢人口、高齢人口がそれぞれ総人口のうち占める割合
（注３）2005年は、年齢不詳の人口を各歳別に按分して含めている
（注４）1950～1969、1971年は沖縄を含まない

出典：「国土の長期展望」中間とりまとめ　概要（平成23年２月21日国土審議会政策部会長期展望委員会）

13

公共施設・インフラ更新問題に係る国の動き

○　トンネル等の緊急点検・集中点検（H25）

中央自動車道 笹子トンネル天井板落下事故の発生【H24.12】

【緊急点検】トンネル内道路附属物（ジェットファン、照明、標識等）

管理者	点検対象トンネル	点検実施状況（H25.12末）
国	約1,400本	100%
高速道路会社	約1,800本	100%
地方公共団体	約6,200本	97%

トンネル内
道路附属物点検

【集中点検】主な幹線道路における橋梁、トンネル　等

管理者	点検対象橋梁	点検対象トンネル	点検実施状況（H25年度末見込み）
国	約2.8万橋	約1,400本	完了
高速道路会社	約1.7万橋	約1,800本	完了
地方公共団体	約40万橋	約7,200本	約8割

橋梁点検

社会資本整備審議会第44回基本政策部会資料から抜粋

14

公共施設マネジメントに係る最近の動き

1. 経済財政運営と改革の基本方針2014 ～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日閣議決定）

第3章　経済再生と財政健全化の好循環　2.（2）社会資本整備

（賢く使う観点からの取組）

老朽化が進行しつつある既設のインフラについては、民間活力を最大限活用しつつ、ICTや新技術を開発・導入し、戦略的な維持管理・更新等を全分野について総合的かつ計画的に行うことにより、国民の安全・安心を確保するとともに、中長期的なコストの縮減・平準化を推進する。

このため「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画（行動計画）等の策定・実施を加速する。その中で、インフラの情報のデータベース化と分野横断的な共有、メンテナンスサイクルの構築や更新等の機会を捉えた用途変更・集約化等の取組を進めるとともに、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しを明確化する。また、既存のインフラネットワークの最適利用を図る。さらに、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し国公有財産の最適利用を図る。

特に、インフラの多くが地方公共団体により管理されていることから、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を内容とする「公共施設等総合管理計画」の策定・実施を行う地方自治体に対して国の支援を重点化するなどメリハリ付けを行うとともに、必要な知見やノウハウを提供し、人員・技術面の支援を行う。

2.「日本再興戦略」改訂2014 －未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）

5. 立地競争力の更なる強化　（3）新たに講ずべき具体的施策

・・・（略）・・・PPP/PFIについては、一層の活用促進を進めるために、集中強化期間における目標の設定や課題解消を行うなど、本格的な取組に着手する。

・・・（略）・・・

iii）PPP/PFIの活用　③制度活用のためのインセンティブ付与

・地方公共団体が管理する公共施設等に関して、標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメントのための仕組みづくりについて、達成目標の設定や支援の方策を検討する。

15

インフラ長寿命化基本計画の概要

H25.11.29 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定

内閣官房HPより

○ 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
○ メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
○ 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき姿

○安全で強靭なインフラシステムの構築
- メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応

【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）　等

○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現
- 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現

【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）　等

○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化
- 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得

【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の３割を獲得（2030年）

2. 基本的な考え方

○インフラ機能の確実かつ効率的な確保
- メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
- 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保

○メンテナンス産業の育成
- 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導

○多様な施策・主体との連携
- 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
- 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

3. 計画の策定内容

○インフラ長寿命化計画（行動計画）
- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針
  （対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性　等）

○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）
- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画
  （対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握　等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施　等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用　等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化　等
体制の構築	[国]技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等]維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 [民間企業]入札契約制度の改善　等
法令等の整備	基準類の体系的な整備　等

5. その他

- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

16

公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進

地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指す。併せて、更新時等における民間事業者の参入促進や国土強靱化の推進を図る。

取組の内容

(1)「公共施設等総合管理計画」の策定要請
（平成26年4月22日総務大臣通知）

地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする計画を定めるよう要請

【イメージ】

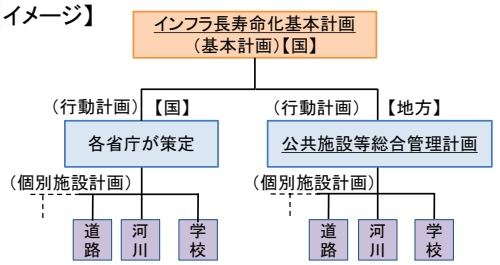

促進

(2)「公共施設等総合管理計画」の策定支援

地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定を促進するための支援を実施

＜支援の内容＞
・計画策定に当たっての指針を発出
・計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置（措置率 1／2）
・計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設（地方財政法改正）

【特例期間】
平成26年度以降当分の間、地方債の充当率 75%（資金手当）
【地方債計画計上額】
300億円（一般単独事業（一般）の内数）

※ 計画を実行する上でPPP/PFIは有効な手段であり、計画の策定に際して、積極的な活用の検討を要請

公共施設等の総合的かつ計画的な管理により、地域社会の実情に合ったまちづくりや国土強靱化の推進にも寄与

17

公共施設等総合管理計画に基づく老朽化対策の推進イメージ

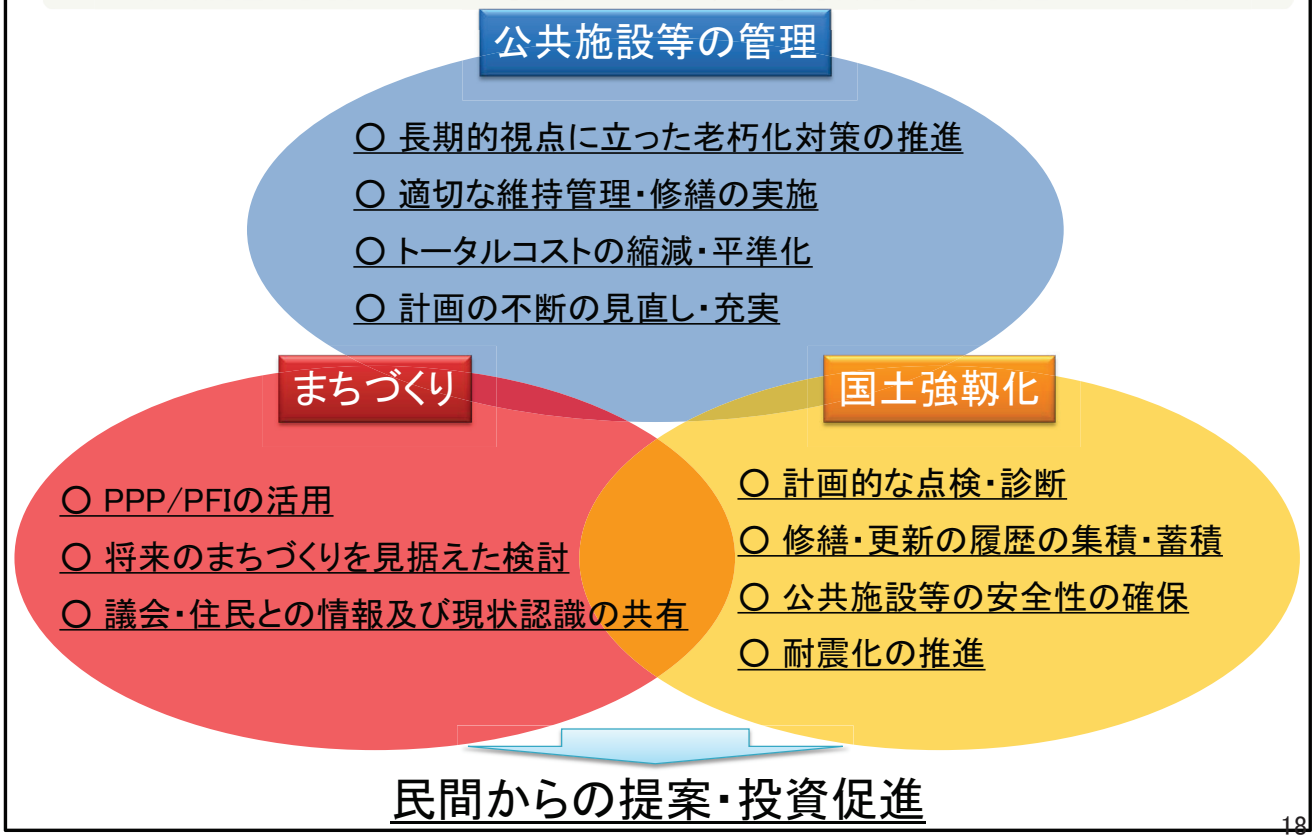

18

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）①

公共施設等総合管理計画のポイント

1. 10年以上の長期にわたる計画とする。

2. ハコモノに限らず、地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象とする。

3. 更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載。

19

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）②

総合管理計画に記載すべき事項

一　公共施設等の現況及び将来の見通し

公共施設等及び当該団体を取り巻く現状や将来にわたる見通し・課題を客観的に把握・分析。

【主な分析項目】

（1） 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

（2） 総人口や年代別人口についての今後の見通し（30年程度が望ましい）

（3） 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

※ これらの把握・分析は、公共施設等全体を対象とする。

20

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）③

総合管理計画に記載すべき事項

二　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

「公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。

【主な記載項目】

（1）計画期間（10年以上）

【例】平成24年度から平成33年度の10年間を計画期間とする。ただし、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直すものとする。（名古屋市）

（2）全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

【例】平成22年4月に新設された財産経営課が中心となり、関係部局と連携しファシリティマネジメントの推進を図る。また、各取組を効率的、かつ、効果的に推進するため、既存の庁内会議（県有施設建築計画検討会議等）を活かしつつ、財産管理統括課、技術支援担当課、各部局（県営住宅、教育施設、警察本部、企業庁）の施設管理統括課等が連携した推進体制づくりを行う。（神奈川県）

（3）現状や課題に関する基本認識

【例】市設建築物は昭和40年代から60年代を中心に建設が行われ、公共土木施設は昭和30年代の高度経済成長期の始まりを境に集中的に整備されてきた。このため、今後、老朽化する公共施設が急増すると見込まれることから、これに対応した計画的な維持管理が必要である。（名古屋市）

（4）公共施設等の管理に関する基本的な考え方　（次ページ以降で詳述）

（5）フォローアップの実施方針

【例】PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し、進捗管理や見直しを行い、継続的な取組を行う。また、PDCAサイクルによる評価を踏まえ、基本方針の見直しを行う。（長野県）

三　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針（※　個別施設計画との整合性に留意。）

施設類型（道路、学校等）ごとに、その特性を踏まえ、管理に関する基本的な方針を記載。

21

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）④

総合管理計画に記載すべき事項

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
（4）　公共施設等の管理に関する基本的な考え方

計画期間における公共施設等の数や延べ床面積等の公共施設等の数量に関する目標を記載するとともに、以下の事項について、管理に関する考え方を記載。

【例】将来の施設整備費を近年と同程度と仮定した場合、持続可能で健全な施設の維持管理には、現在の保有資産量から床面積で約1割程度の削減が必要と試算される。保有資産量を減らしても適切なサービスを提供できるようにするためには、施設毎の機能や利用実態を踏まえて、類似・重複した機能の統合や施設の集約化など、効率的、効果的な整備を図る必要がある。（名古屋市）

【記載事項】

①　点検・診断等の実施方針

【例】長期保全計画の作成にあたっては、劣化診断を実施し、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握するとともに、評価を行い、施設間における保全の優先度を判断します。（群馬県）

②　維持管理・修繕・更新等の実施方針

【例】各整備内容ごとの計画保全の時期を過ぎた既存施設について、リニューアル改修や改築に至る前に施設の安全性や、快適性を含む施設の運営に重大な支障をきたすことのないよう、応急保全を実施する。実施にあたっては、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけて、計画的に改修・更新する。（名古屋市）

③　安全確保の実施方針

点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止されかつ今後とも利用見込みのない公共施設等への対処方針等、危険性の高い公共施設等に係る安全確保の実施方針について記載。

22

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑤

総合管理計画に記載すべき事項

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
（4） 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

【記載事項（その2）】

④ 耐震化の実施方針

【例】神戸市耐震改修促進計画が定める一般営繕施設について、27年度までに、耐震化率100%の目標を達成するために計画的・効果的な施設整備を図るなどの実践支援をする。（神戸市）

⑤ 長寿命化の実施方針

【例】「長寿命化対象施設」は、現行の平均的な40年の建替え周期を65年へと延長して設定し、経済的且つ効果的な保全措置を講じて築後平均使用年数を延長し、40年で建替える場合に比して、LCC(ライフサイクルコスト)を5ヵ年で30%以上低減し、次の5ヵ年も同様とする。（神戸市）

⑥ 統合や廃止の推進方針

【例】施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を促進する。（さいたま市）

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

【例】多岐にわたるファシリティマネジメント業務を推進するにあたって、職員一人ひとりが、従来の縦割りの中での施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指す戦略的取組が必要である。そのために、施設ごとにファシリティマネジメント推進員を設置し、ファシリティマネジメントに必要な研修を実施するなど、必要な取組を行う。（静岡県）

23

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑥

総合管理計画策定にあたっての留意事項

一 行政サービス水準等の検討

- あるべき行政サービス水準を検討。

【例】市が施設を保有し続ける必要性など、施設の適正化について検討します。（相模原市）

二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し

- まずは現段階において把握可能な公共施設等の状態や現状における取組状況に基づき策定。
- 不断の見直しを実施し順次充実。

三 議会や住民との情報共有等

- 議会や住民への十分な情報提供等を行いつつ策定。

【例】持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、市民と行政が施設に関する情報と問題意識を共有することが重要である。公共施設を利用し、または支えている多くの市民と行政が問題意識を共有し、将来の公共施設のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報を積極的に開示する必要がある。（名古屋市）

四 数値目標の設定

- 計画の実効性を確保するため、目標の定量化に努める。

五 PPP/PFIの活用について

- 民間活力の活用のため、公共施設等に関する情報については、積極的な公開に努める。
- PPP/PFIの積極的な活用を検討。

【例】PPPなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。（さいたま市）

六 市区町村域を超えた広域的な検討等について

- 圏域の市区町村の公共施設等も念頭に、広域的視野をもって総合管理計画を検討。

【例】公共施設の最適化を図るにあたっては、あらゆる用途の施設を全て自前で整備するフルセット主義を前提とするのではなく、近隣市と公有財産（施設等）を相互利用するなどの基礎自治体間の広域的な連携や、民間との連携による民間施設を活用した公共サービスの提供なども検討し、幅広い視点から市民ニーズに対応していきます。（堺市）

七 合併団体等の取組について

- 合併団体や過疎地域等においては、特に早急に総合管理計画の策定を検討。

24

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑦

その他

一 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）について

総合管理計画は、平成25年11月29日に決定された「インフラ長寿命化基本計画」における地方公共団体においてインフラ長寿命化計画（行動計画）に該当。

二 公営企業分野に係る施設について

公営企業に係る施設も総合管理計画の対象となる。

三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

公共施設マネジメントの取組状況調査の結果や先進団体の事例等を参考にされたい。

四 更新費用試算ソフトの活用について

更新費用試算ソフトを必要に応じ活用。

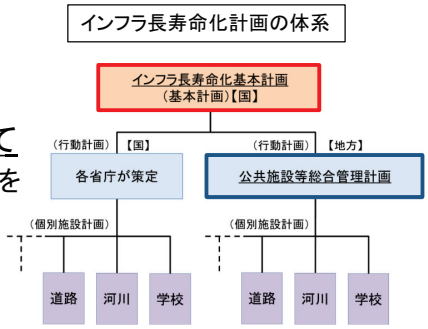

五 総合管理計画の策定に係る財政措置等について

計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置（措置率1／2）
計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設（地方財政法改正）

六 地方公会計（固定資産台帳）との関係

固定資産台帳は、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用可能であり、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

25

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑧

その他

三 公共施設マネジメントの取組状況調査の実施等について

公共施設マネジメント取組状況調査結果（H26.1）

※ 東京都大島町は無回答（台風災害のため）

区分		合計 団体数 （構成比）	都道府県 団体数 （構成比）	指定都市 団体数 （構成比）	指定都市以外の市区町村 団体数 （構成比）
回答団体数		1,788	47	20	1,721
H25年度までに基本方針を策定		334 (18.7%)	30 (63.8%)	17 (85.0%)	287 (16.7%)
H26年度に基本方針を策定（予定）		117 (6.5%)	7 (14.9%)	3 (15.0%)	107 (6.2%)
現在までに取組開始またはH26度までに取組予定		1,327 (74.2%)	40 (85.1%)	20 (100.0%)	1,267 (73.6%)
公共施設マネジメントの主管課が決定		707 (39.5%)	22 (46.8%)	17 (85.0%)	668 (38.8%)
主管課	財産管理担当課	300 (42.4%)	14 (63.6%)	7 (41.2%)	279 (41.8%)
	財政担当課	94 (13.3%)	0 (0.0%)	1 (5.9%)	93 (13.9%)
	行革担当課	93 (13.2%)	2 (9.1%)	2 (11.8%)	89 (13.3%)
	企画政策担当課	143 (20.2%)	0 (0.0%)	2 (11.8%)	141 (21.1%)
	その他	77 (10.9%)	6 (27.3%)	5 (29.4%)	66 (9.9%)

26

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑨

先進団体の事例（さいたま市の事例①）

現 状 と 課 題 ➡ 公共施設マネジメントの必要性

施設

- 多くの公共施設を保有している
  - 施設数：約1,700施設
  - 建物の床面積：約260万㎡
  - 建物の床面積割合：学校教育系 約51%、行政系 約11%、市民文化・社会教育系 約9%
- 今後、大規模改修や建替えの大きな波が訪れる
  - 昭和40～50年代築の建物が多い
  - 旧耐震基準の建物の床面積割合は約52%
  - 特に学校、市営住宅などで老朽化が進展

公共施設の分野別延床面積の割合と老朽化の状況

公共施設の建築年別の延床面積の状況

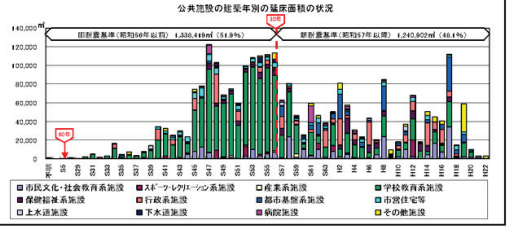

人口・ニーズ

- 今後、急速に少子高齢化が進展しつつ人口が増加から減少に転ずる
  - 全国の政令市の中でトップスピードで高齢化と少子化が同時進行
  - 平成27～32年を境に人口減少に転ずる
- 地区によって傾向が大きく異なる
  - 市平均地域、郊外型高齢化進展地域、都心型高齢化進展地域、若年層集積地域など、地区により傾向が異なる

市全体の人口動態（推計）及び「市平均地域」の例

さいたま市

総人口（単位千人・%）

H17	1,176 千人
H27	1,210 千人 102.9%
H37	1,194 千人 101.5%
H47	1,142 千人 97.1%

（%はH17年を基準）

高齢化率（65歳以上人口比率）

H17	15.9%
H27	23.4%
H37	27.0%
H47	32.0%

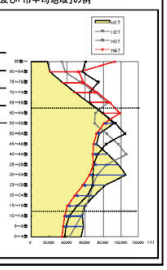

- 公共施設の改修・更新コストの大幅な増加による破綻回避の必要性
  - 従来の延長では破綻または他の行政サービスに重大な影響を及ぼす
  - 更新の波が訪れる前、早期にマネジメントに取り組む
- 全庁的なデータの整理・収集・管理体制整備の必要性
  - 公共施設に関するフルコストや利用・効果に関するデータの収集・分析が必要
  - データが所管部局で個別に保有・管理され不統一
- 全市的・総合的な視点での優先順位付け、選択と集中の必要性
  - 既存の公共施設のすべてを維持することは困難
  - 全庁的・総合的な視点での優先順位付け、選択と集中による資源の効果的活用も必要
- 市民との情報・問題意識の共有、協働での取組みの必要性
  - 市民と情報・問題意識を共有し、市民の理解を得るとともに、市民の施設の管理・運営への参加しやすい環境整備が必要
  - 民間のノウハウや活力を取り入れることも必要

財政

- 投資的経費全体を抑制する一方、改修・更新コストは増加傾向
  - 平成18～20年度の市民関連施設にかかる投資的経費は横ばい
  - 一方で維持補修・改修経費は増加傾向
- 今後、さらに大幅に改修・更新コストが増加し、多額の財源不足
  - 現状の施設を維持すると、今後40年の年平均で155億円の財源不足（投資額（一般財源）が同じなら45%しか維持できない）

現状の公共施物の改修・更新にかかる経費（一般財源分）の単込み

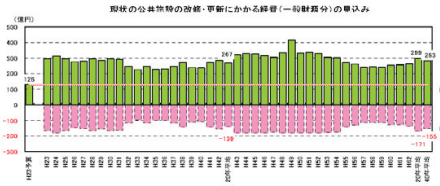

現状と今後40年（及び前半20年・後半20年）の平均との比較

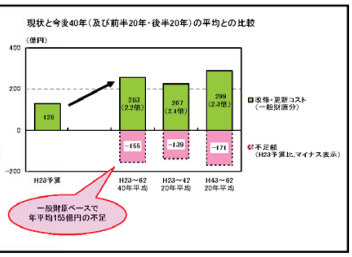

27

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑩

先進団体の事例（さいたま市の事例②）

全体方針

大方針

「さいたま方式」の次世代型公共施設マネジメントの確立・発信

- さいたま市の地域特性を反映した公共施設マネジメント
  - 県庁所在地の政令指定都市であること
  - 旧4市の合併市であること
  - 高齢人口の急増が見込まれること
- さいたま市オリジナルの取組みを前提とした公共施設マネジメント
  - すべての公共施設を対象とすること
  - トップマネジメントによって推進すること
  - 数値目標を明示すること
  - 財政と連動させること
  - モデルケースを推進力とすること
  - 市民との問題意識の共有・協働を推進すること

全体目標

【ハコモノ三原則】

■新規整備は原則として行わない（総量規制の範囲内で行う）

- 長寿命化、アセットマネジメントなど適正な管理を行い、既存施設の有効活用を図り、新規整備は原則として行わない。
- 新設が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果を考慮して行う。

■施設の更新（建替）は複合施設とする

- 施設の統合・整理や遊休施設の活用、学校を含めた施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。
- 複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。
- 施設の複合化により空いた土地は、活用・処分を促進する。

■施設総量（総床面積）を縮減する（40年間で15%程度の縮減が必要）

- 本市の施設全体の総床面積を40年間で15%程度縮減することが必要であり、スクラップアンドビルドを徹底する。
- 総人口が今後25年で5%減少することを踏まえ、施設を更新する際には、床面積を縮小することを基本とする。
- 旧市単位で設置され重複している施設、分野（小分類）を超えて重複している機能（会議室、ホール等）については、統合・整理を検討する。
- 稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、統合・整理を検討する。
- 改修・更新コスト、維持管理コストを縮減する。

【インフラ三原則】

■現状の投資額（一般財源）を維持する

- 少子高齢化、人口減少に対応した持続可能な都市づくりを推進する。
- 本市のインフラは十分な水準に達していないため、現状の投資額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施する。

■ライフサイクルコストを縮減する

- 長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進する。
- PPPなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。
- 道路や公園などの公共空間の立体利用や公共空間の有効活用により、コストの縮減及び自主財源の確保を図る。

■効率的に新たなニーズに対応する

- バリアフリー、環境、防災などの新たなニーズに対しては、効率的な整備・対応を推進する。

5つの柱

- 中長期的な視点からのマネジメント
  - ライフサイクルコストの把握・管理に基づく、長期的なマネジメント
  - 人口動態・人口構成の変化による需要・ニーズの変化に対応したマネジメント
  - 時代の要請に対応したマネジメント
  - あるべき姿を踏まえた計画的・戦略的なマネジメント
  - 公共施設マネジメント基本条例の制定等を含めた、中長期的な枠組みによるマネジメント
- 全庁を挙げた問題意識の共有と体制整備によるマネジメント
  - トップマネジメントによるマネジメント
  - 数値目標の明示、施設の現状の把握と問題意識（切迫感）の共有、PDCAを前提としたマネジメント
  - 個別計画との整合・調整を踏まえたマネジメント
- 財政と連動した実効性の高いマネジメント
  - 施設の維持管理・改修・更新にかかるコストの実態を踏まえたマネジメント
  - 今後の改修・更新にかかるコスト試算が財政に与える影響を踏まえたマネジメント
  - 予算編成方式を含めた実効性の高いマネジメント
- 施設の実態を踏まえ、「機能重視型」・「ネットワーク型」に転換するマネジメント
  - 「施設重視型」から「機能重視型」に転換するマネジメント
  - 「フルスペック型」から「ネットワーク型」に転換するマネジメント
  - 施設の実態を踏まえたマネジメント
  - 適切な評価指標を用いたマネジメント
  - システム化等による一元化したマネジメント
  - 「機能複合化」・「用途見直し」を含むマネジメント
- 市民・民間事業者との問題意識の共有・協働を推進するマネジメント
  - 白書発行による市民等との問題意識の共有を踏まえたマネジメント
  - 受益者負担と管理方法のバランスを図るマネジメント
  - 施設の維持管理・運営に市民の参加を促進するマネジメント
  - PPPの推進によるマネジメント

28

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑪

その他

四　更新費用試算ソフトの活用について

更新費用試算ソフトにより、公共施設等の整備状況の可視化や将来の更新費用の試算などを行うことが可能であり、公共施設マネジメントにも資する。

総務省HPからアクセス可能
http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html

＜試算の考え方＞

◆　**推計の対象**

1. 市町村の公共施設（普通会計の建築物及び病院）及びインフラ資産（道路、橋りょう、上水道及び下水道）

◆　**推計の手法**

1. 現在の公共施設等をそれぞれ設定した耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して推計
2. 公共施設等の面積・延長の数量データに更新単価を乗じることにより将来の更新費用を推計
3. 更新単価は、これまでの工事の実績等を基に設定
4. これまでの投資決算額を既存更新分、新規整備分及び用地取得分に分類して更新費用の推計結果と比較

	更新の考え方	数量	資　料
公共施設	60年で建替え（30年で大規模改修）	延床面積（㎡）	公有財産台帳
道　路	15年で舗装部分の更新（打換え）	面積（㎡）	道路施設現況調査
橋りょう	60年で架替え	面積（㎡）	道路施設現況調査
上水道管	40年で更新	延長（m）	水道統計調査
下水道管	50年で更新	延長（m）	下水道事業に関する調書

29

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑫

更新費用試算ソフトによる試算イメージ

公共施設の建物面積の内訳

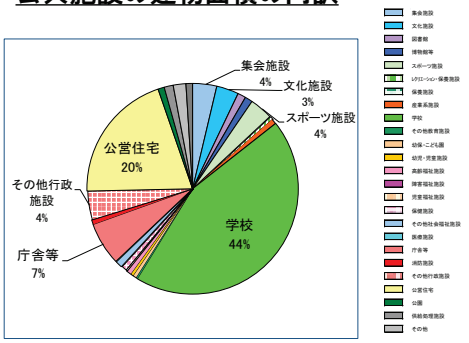

公共施設の築年別整備状況

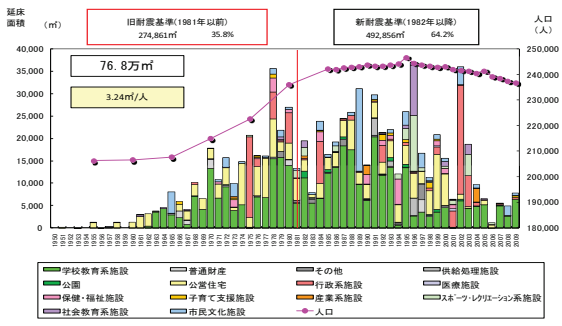

公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の試算

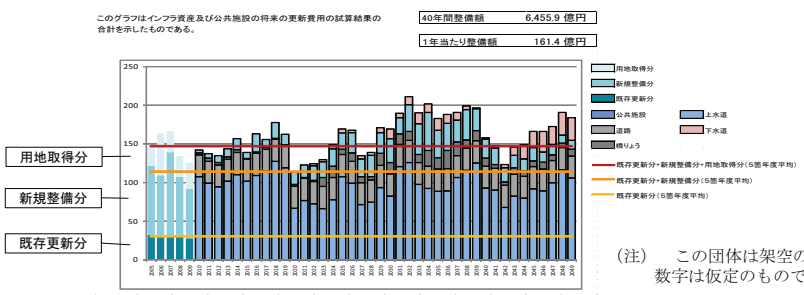

（注）　この団体は架空のものであり、数字は仮定のものです。

30

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑬

その他

五　総合管理計画の策定に係る財政措置等について

計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設（地方財政法改正）

（平成26年度以降当分の間、充当率75%（資金手当）
平成26年度地方債計画計上額　300億円（一般単独事業債（一般）の内数））

【参照条文】

○地方財政法（抜粋）

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第三十三条の五の八　地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

○地方債に関する省令（抜粋）

（法第三十三条の五の八の計画に定める事項）

第二条の十四　法第三十三条の五の八に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　地方公共団体における公共施設等（法第三十三条の五の八に規定する公共施設等をいう。次号において同じ。）の現況及び将来の見通し

二　地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

公共施設等総合管理計画の提出

- 事務連絡発出に際して提示した確認リストにより、各団体において適債性を確認する。
- 公共施設等総合管理計画の策定は、適債性の要件となっているため、総務省（市町村分については各都道府県の市町村担当課）においても、地方債の同意等に当たり、計画が指針に合致しているかを確認。
- スケジュール　※　詳細は、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画の提出について」（平成26年5月22日財務調査課事務連絡）に記載。

（簡易協議等）　第1次分から
（届出・報告）　条件決定日が7月のものから　｝　6月上旬提出締切

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑭

その他

五　総合管理計画の策定に係る財政措置等について

計画策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり特別交付税措置（措置率1／2）

- ◆ 平成26年度からの3年間（平成26年度は3月分）
- ◆ 措置率1／2
- ◆ 特別交付税措置の対象となる計画であることを確認リストにより確認（総務省及び各都道府県）。
- ◆ 対象経費の例（今後更に詳細を検討するため、対象経費の追加・変更がありうる）

- 先進自治体視察、職員研修に要する経費（旅費等）
- 専門家等を交えた研究会の実施、専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）
- 近隣団体との連携検討・協議に要する経費（旅費、施設利用料等）
- 施設情報の整理・一元化等に要する経費（賃金等）
- 市民への普及・啓発活動等に要する経費（印刷費、施設利用料等）
- 計画の作成に要する事務費（印刷費、消耗品費等）

※　これらの対象経費は、委託料として支出する場合も含む。

想定スケジュール

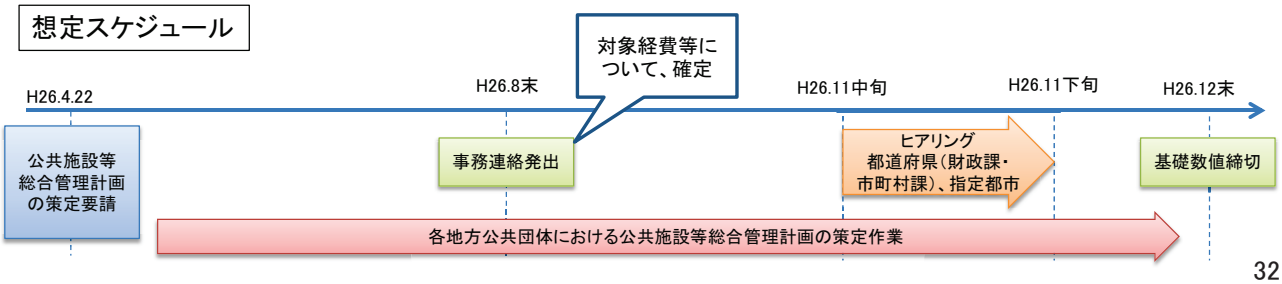

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（概要）⑮

その他

六　地方公会計（固定資産台帳）との関係

固定資産台帳は、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等を充実・精緻化することに活用可能であり、将来的には、固定資産台帳等を利用していくことが望ましい。

固定資産台帳とは

固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿。所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに地方公共団体の保有する財産（固定資産）の適切な管理及び有効活用に役立つ。

公有財産台帳との主な相違点

	公有財産台帳	固定資産台帳
管理の主眼	財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理	会計と連動した現物管理
対象資産の範囲	建物・土地・備品等が中心（道路、河川など公有財産台帳上に整備されていない資産もある）	すべての資産
金額情報	なし（原則）	あり
減価償却	なし	あり

33

地方公会計の意義

1. 目的

① 説明責任の履行
　住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示

② 財政の効率化・適正化
　財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用

2. 具体的内容（財務書類の整備）

現金主義会計

◎ 現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、現金主義会計を採用

※ 財政健全化法に基づく早期健全化スキームも整備

補完

発生主義会計

◎ 発生主義により、ストック情報・フロー情報を総体的・一覧的に把握することにより、現金主義会計を補完

＜財務書類＞

地方公会計		企業会計
・ 貸借対照表	⟷	・ 貸借対照表
・ 行政コスト計算書		・ 損益計算書
・ 純資産変動計算書		・ 株主資本等変動計算書
・ 資金収支計算書		・ キャッシュ・フロー計算書

3. 財務書類整備の効果

① 資産・負債（ストック）の総体の一覧的把握
　資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）の明示

② 発生主義による正確な行政コストの把握
　見えにくいコスト（減価償却費、退職手当引当金など各種引当金）の明示により、ライフサイクルコスト等が把握可能

③ 公共施設マネジメント等への活用
　固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

34

地方公会計の位置付け

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）

（地方公共団体における取組）
第六十二条　地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。
一　当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。
二　当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。
2　政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日閣議決定）

第3章 経済再生と財政健全化の好循環
2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方
（2） 社会資本整備（民間能力の活用等）
地方公共団体におけるPPP／PFIの推進を支援するため、固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、地域企業を含めた民間事業者によるPPP／PFI事業への参入を促進する。また、地方公共団体が行う公共施設等運営権方式の準備事業等に関する負担について、支援の在り方を検討する。
（3） 地方行財政制度 （地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化）
各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する。

「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）

5. 立地競争力の更なる強化
5－1.「国家戦略特区」の実現/公共施設等運営権等の民間開放（PPP/PFIの活用拡大）、空港・港湾など産業インフラの整備/都市の競争力の向上
（3）新たに講ずべき具体的施策
ⅲ）PPP/PFIの活用　③制度活用のためのインセンティブ付与
・地方公共団体が管理する公共施設等に関して、標準的な整備手法による資産台帳整備やアセットマネジメントのための仕組みづくりについて、達成目標の設定や支援の方策を検討する。

35

財務書類の活用方策

行政内部での活用（マネジメント）

マクロ的視点

財政運営上の目標設定

財務書類に係る指標を財政運営上の目標値に設定
例）資産老朽化比率（50%→40%）
純資産比率（50%→60%） 等

資産の適切な管理

○ 将来の施設更新必要額の推計
→ 施設の更新時期の平準化、総量抑制等の全庁的な方針の検討

○ 未収債権の徴収体制の強化
→ 貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討

ミクロ的視点

セグメント分析

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能

○ 行政評価との連携
→ 利用者1人当たりコスト等を活用して評価

○ 受益者負担の適正化
→ 受益者負担割合による施設使用料の見直し

○ 施設の統廃合
→ 施設別コストの分析による統廃合の検討

○ 予算編成への活用
→ ライフサイクルコストを踏まえた施設建設の検討

行政外部での活用

情報開示

○ IR資料等としての活用
→ 投資家等の市場関係者に対する説明資料として活用

○ 地方議会での活用
→ 財務状況の審議を深めることによる監視機能の効果的な発揮

36

財務書類の活用－分析の視点と指標

○ 説明責任の観点から主に住民の関心に基づいた分析を行う
○ 既存の各種指標とあわせて有用な情報を示す

分析の視点	住民等のニーズ	指標
資産形成度	将来世代に残る資産はどれくらいあるのか	▶ 住民一人当たり資産額 ▶ 有形固定資産の行政目的別割合 ▶ 歳入額対資産比率 ▶ 資産老朽化比率
世代間公平性	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	▶ 純資産比率 ▶ 社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率） 〔関係指標〕将来負担比率
持続可能性（健全性）	財政に持続可能性があるのか（どれくらい借金があるのか）	▶ 住民一人当たりの負債額 ▶ 基礎的財政収支 ▶ 地方債の償還可能年数 〔関係指標〕健全化判断比率
効率性	行政サービスは効率的に提供されているか	▶ 住民一人当たり行政コスト ▶ 住民一人当たり人件費・物件費等 ▶ 行政コスト対公共資産比率
弾力性	資産形成を行う余裕はどのくらいあるか	▶ 行政コスト対税収等比率 〔関係指標〕経常収支比率 実質公債費比率
自律性	歳入はどれくらい税金等でまかなわれているか（受益者負担の水準はどうなっているか）	▶ 受益者負担の割合 〔関係指標〕財政力指数

37

財務書類の活用例～財政運営上の目標設定①

世代間公平性

『純資産比率』

純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動されたことを意味する。例えば純資産の減少は、現世代が将来世代にとっても利用可能であった資源を費消して便益を享受する一方、将来世代に負担が先送りされたことを意味し、純資産の増加は、現世代が自らの負担により将来世代も利用可能な資源を蓄積したものといえる。

純資産比率　＝　純資産総額／資産総額

※純資産総額:「純資産合計」（B／S）　　資産総額:「資産合計」（B／S）

○ 自団体の経年比較

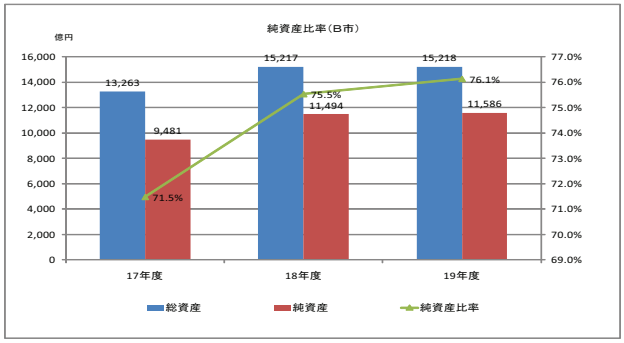

○ 類似団体比較

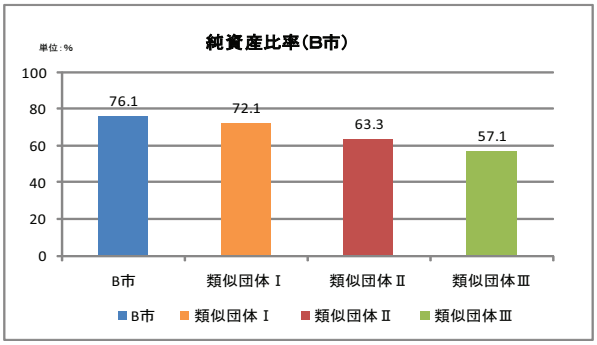

38

財務書類の活用例～財政運営上の目標設定②

持続可能性（健全性）

『住民一人当たりの負債額』

現行の予算・決算制度では見えにくい退職手当引当金等を含む負債額を見ることによって、将来負担を総体的に把握することができる。

負債額は次式により住民一人当たり負債額とすることにより、住民にとってわかりやすい情報となるとともに、類似団体との比較が可能。

住民一人当たり負債額　＝　負債総額／住民基本台帳人口

※負債総額：「負債合計」（B／S）

○ 自団体の経年比較

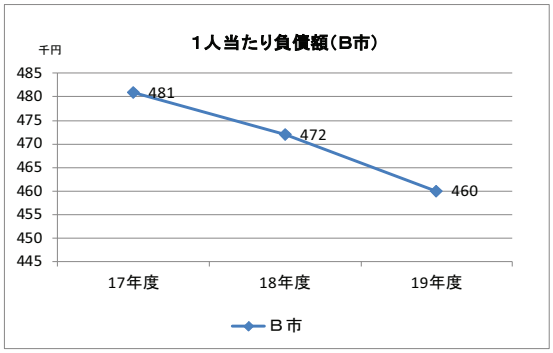

○ 類似団体比較

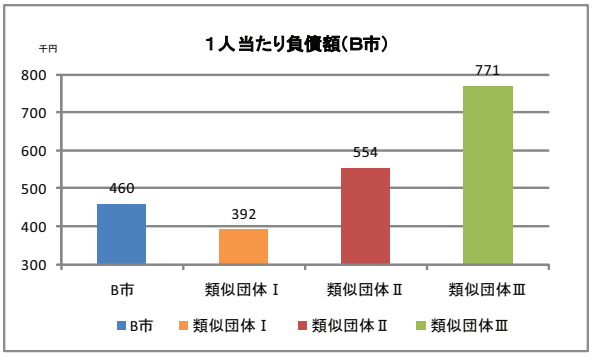

39

財務書類の活用例～資産の適切な管理①

＜資産の適正な管理＞

・ 財務書類を作成する上で、整備する必要がある資産台帳や債権の把握により資産管理、債権管理への活用が可能

【事例】 資産管理への活用（将来の資産更新必要額の推計）

○ 将来の資産更新必要額について、①全ての資産を取得原価で作り直す、②耐用年数終了時に設備の更新を行う、という二つの前提に基づき下表のように推計。○市においては、2020年～2024年を中心に資産更新が集中することが想定され、これを見通した財政運営を行う必要性が認識されるとともに、維持補修など資産の延命化による更新時期の平準化や施設の用途・必要性の見直しの検討など計画的な資産管理が可能。

将来の資産更新必要額

○市

【単位:億円】

年度	建物	公共整備	その他	合計	年平均
～2009	170	53	8	230	
2010～2014	246	54	14	314	63億円
2015～2019	319	126	20	465	93億円
2020～2024	375	186	3	564	113億円
2025～2029	263	212	2	477	95億円
2030～2034	109	269	1	379	76億円
2035～2039	44	280	1	325	65億円
2040～2044	54	544	0	598	120億円
2045～2049	11	325	0	336	67億円
2050～2054	12	151	0	163	33億円
2055～2059	0	43	0	43	9億円
2009～2059	1,604	2,242	48	3,894	

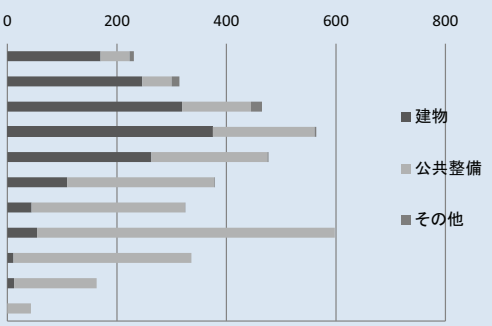

この他に公債の返済、新設備の建設費が必要です。
（全ての資産を取得原価で作り直す。耐用年数終了時に設備の更新を行う。）
の二つの前提をして集計しています。

40

財務書類の活用例～資産の適切な管理②

＜大規模施設の更新需要の対応＞
・償却資産の老朽化比率を算定、活用することにより、今後の公共施設の大規模修繕及びそのための財源である基金の積み立てを行う。
・公共施設の目的・種類別等施設の老朽化比率を個別に分析することにより、どの施設の老朽化が進んできているかを把握する。

【事例】 大規模施設の更新需要の対応

☆固定資産の老朽化比率
固定資産の老朽化比率とは、建物及び工作物の償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、資産の価値がどれくらい減耗しているかを把握するものである。

$$資産老朽化比率 = \frac{減価償却累計額}{償却資産(建物及び工作物)の貸借対照表計上額 + 減価償却累計額}$$

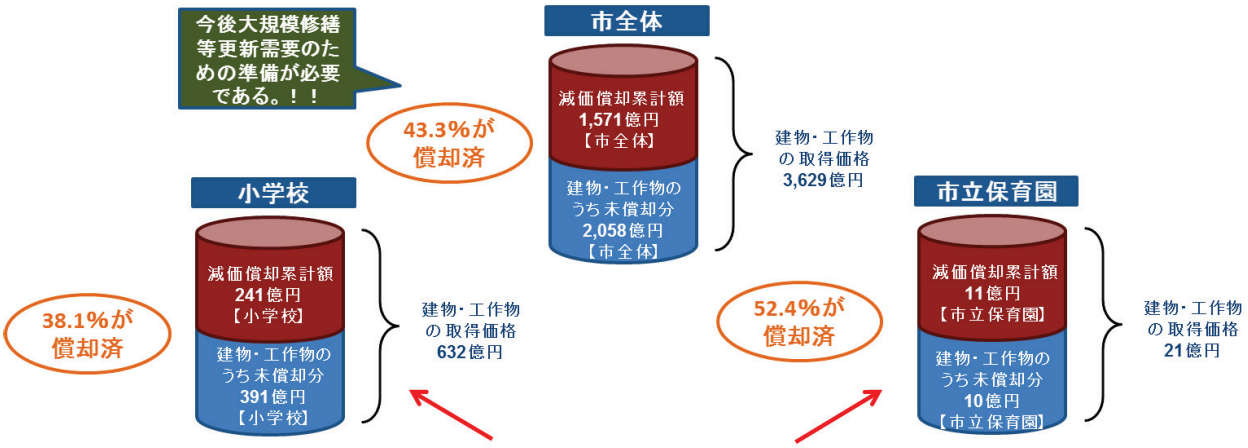

41

財務書類の活用例～セグメント分析①

＜行政評価との連携＞
・ 行政コスト計算書を事業別・施設別に細分化させ、行政評価と連携させることにより、正確なコストに基づいた行政サービスの評価が可能

【事例】 図書館運営に係る行政評価

○ 貸出サービス、施設サービス及び講座サービスを実施している図書館の運営状況を評価するため、当該施設の行政コスト計算書をもとにアウトプット指標を算出・分析を行った。

行政コスト計算書 （単位：千円）

項目		18年度	17年度	増減
人にかかるコスト		43,431	44,917	△ 1,486
	人件費	39,714	41,783	△ 2,069
	退職手当引当金繰入額	3,717	3,134	583
物にかかるコスト		71,653	63,830	7,823
	物件費	43,908	38,843	5,065
	維持補修費	250	0	250
	減価償却費	27,495	24,987	2,508
その他のコスト		12,653	12,198	455
	公債費利子	12,653	12,198	455
	その他	0	0	0
合計		127,737	120,945	6,792
内訳	貸出サービス	89,416	84,662	4,754
	施設サービス	12,774	12,095	679
	講座サービス	25,547	24,188	1,359

利用状況等

図書貸出サービス業務				
	貸出利用者数（人）	95,031	100,657	△ 5,626
	貸出冊数（冊）	334,949	344,561	△ 9,612
施設サービス業務				
	施設利用回数（回）	10,086	12,122	△ 2,036
講座サービス業務				
	講座受講者数（人）	2,866	3,155	△ 289

評価指標 （単位：円）

貸出利用者1人当コスト	941	841	100
貸出1冊当コスト	267	246	21
施設サービス利用1回当コスト	1,267	998	269
講座サービス受講者1人当コスト	8,914	7,667	1,247

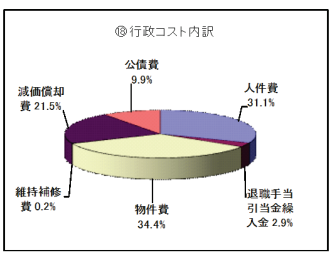

＜実際の分析＞
1 行政コスト計算書の比較
・合計額は、H17は120,945千円、H18は127,737千円（対前年度6,792千円増）
2 利用状況の比較（年間）
①図書貸出サービス
・利用者人数
5,626人の減（H17：100,657人、H18：95,031人）
・貸出冊数
9,612冊の減（H17：344,561冊、H18：334,949冊）
・1人当たり貸出冊数
0.1冊/人の増（H17：3.42冊/人、H18：3.52冊/人）
②貸出利用者1人当たりコスト
100円の増（H17：841円、H18：941円）
③貸出1冊当たりコスト
21円の増（H17：246円、H18：267円）

18年度は、貸出利用者１人当たりのコストは941円、貸出１冊当たりのコストは267円となりました。270円程度で本を１冊約２週間借りることができたら、借りるでしょうか？借りないでしょうか？この結果が市民の満足度であり、行政評価の基準となるものです。今後も満足度を低下させないようコスト削減に努めるとともに、各種広報メディアの活用などによる利用者・貸出冊数の増などにも努めていくこととします。

42

財務書類の活用例～セグメント分析②

＜施設管理の効率化＞

・ 施設別財務書類を作成することにより、各施設における行政サービスの効率性の分析や改善点の抽出を行うことができる

【事例】 施設白書を用いた施設の統廃合

平成20年に「施設白書」を策定し、全ての施設についてバランスシートと行政コスト計算書を作成し、施設の現状把握と将来展望、施設群による比較を行った。

■ 施設白書の効果

・同種グループでの分析による行政コストの可視化
・担当職員自身により作成された施設別BS・PLによる意識改革
・担当課長による「調査結果と将来計画」のプレゼンテーションによる情報共有
・議会・市民への客観的な情報提供

分析・検討の結果、平成21年度に公民館1施設の統廃合を決定。

（公民館類似施設として利用されているコミュニティセンターの機能性向上の改修工事を実施し、コミュニティセンターについて公民館機能を兼ね備えた複合施設として運営し、公民館は老朽化のため解体。）

【施設群名：公民館】 施設別バランスシート （単位：千円）

整理No.	16-1	16-2	16-3	16-4	16-5
施設名称	○○公民館	××公民館	△△公民館	□□公民館	●●公民館
【資産】					
建物等	401,016	157,456	212,534	3,423	29,248
土地	34,814	36,278	33,912	59,718	55,035
資産合計	**435,830**	**193,734**	**246,446**	**63,141**	**84,283**
【負債】					
市債	20,673				
【純資産】					
純資産	415,157	193,734	246,446	63,141	84,283
負債・純資産合計	**435,830**	**193,734**	**246,446**	**63,141**	**84,283**

施設別行政コスト計算書 （単位：千円）

【行政コスト】					
人件費	18,558	12,237	19,103	11,675	10,316
退職手当コスト	1,890	1,170	1,890	1,080	1,080
委託料	2,373	1,391	1,056	636	1,908
需用費	2,705	631	5,145	1,477	2,207
減価償却費	9,548	6,056	7,857	407	1,828
その他	298	1,450	1,495	4,120	787
行政コスト合計	**35,372**	**22,956**	**36,546**	**19,395**	**18,126**
【収入】					
使用料	209	255	131	363	154
その他	35	31	177	147	228
収入合計	**244**	**286**	**308**	**510**	**382**
受益者負担割合	**0.7%**	**1.2%**	**0.8%**	**2.6%**	**2.1%**
利用者一人当たりコスト	**1,656円**	**1,398円**	**2,289円**	**1,258円**	**1,459円**

財務書類の活用例～セグメント分析③

【事例】神津島三浦漁港防砂潜堤設置

これまで・・・

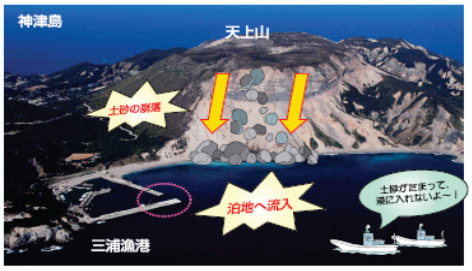

天上山からの土砂が流入し、毎年しゅんせつ※していました

しゅんせつ費用は 毎年8,000万円

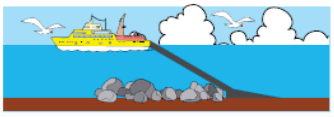

※しゅんせつ：海底にたまった土砂を取り除くこと

事業評価では・・・

フルコスト情報で分析

防砂潜堤を設置し、土砂の流入を防止することを検討

- 堆積する土砂は90%減少、しゅんせつは、10年に1回に
- コンクリート製で、50年維持管理経費不要

《防砂潜堤の設置によるコストメリット》
（発生主義による試算）

（単位：百万円）

区　分	防砂潜堤設置	現　行（毎年度しゅんせつ）	差　引
減価償却費	29	ー	29
しゅんせつ経費	8	80	△72
合　計	37	80	△43

現金主義では・・・潜堤設置費用 約16億円の是非が争点に

結論 毎年 4,300万円のコスト減になることが明らかになりました。

単年度の収支だけでなく、将来にわたるフルコストで比較できるようになりました。

出典：平成23年度　東京都予算案の概要

財務書類の活用例～職員の意識改革

＜職員の意識改革＞

・ ストック、コスト概念を理解することで職員のコスト意識を促す

【事例】 職員の意識改革

○○市の公会計制度の特徴

◎全庁的な日々仕訳の実施
　日々の会計処理に複式簿記を導入した全組織、全職員による取り組み

◎課別に財務書類を作成
　予算科目を課の単位に整理し直し、個別の財務書類を作成可能

財務書類作成の効果

1. 事業費以外にも行政サービスを提供するために必要となるコストを把握。
2. 事業費以外のコストを含めたすべての費用と成果とを比較することで、より効率性、有効性の検証が適切に実行。
3. 事業を実施するために利用されている資産等も合わせて検討することで、将来に向けた課題なども把握が可能になる。

◎業務上、多くの職員が公会計に携わることで、一層の効果を発揮

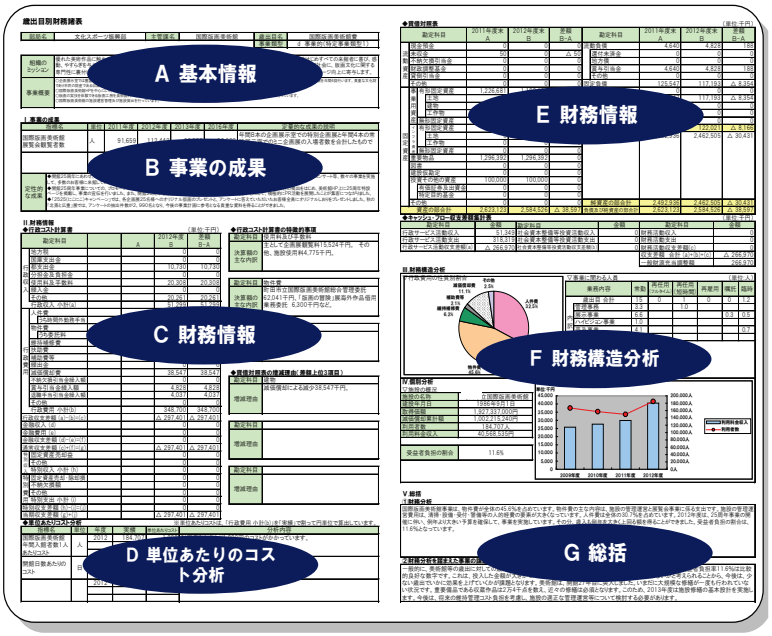

財務書類作成団体数の推移

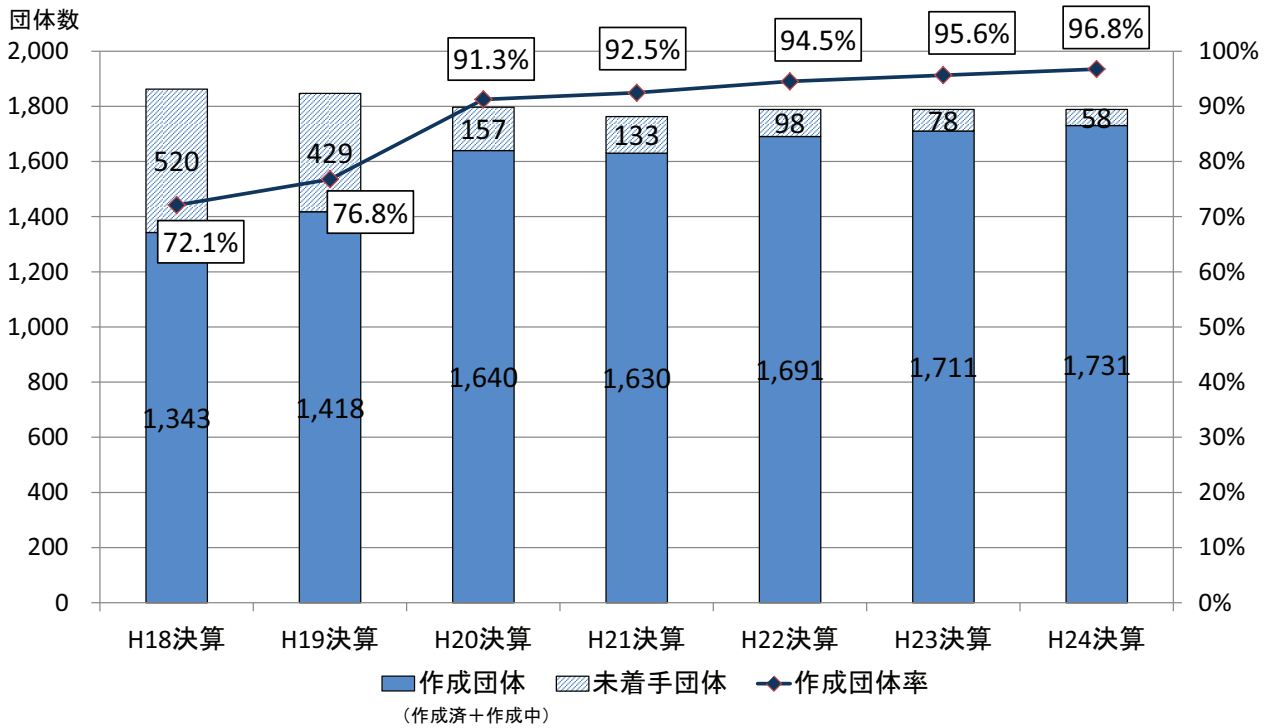

※ 都道府県及び指定都市は、平成18～24年度決算いずれにおいても全団体が作成団体
※ 平成21年度決算について、東日本大震災の影響による未回答団体（34団体）は集計対象外
※ 各年度決算の翌年度末時点の作成状況

モデル別の財務書類作成状況（平成24年度決算）

（平成26年3月31日時点）

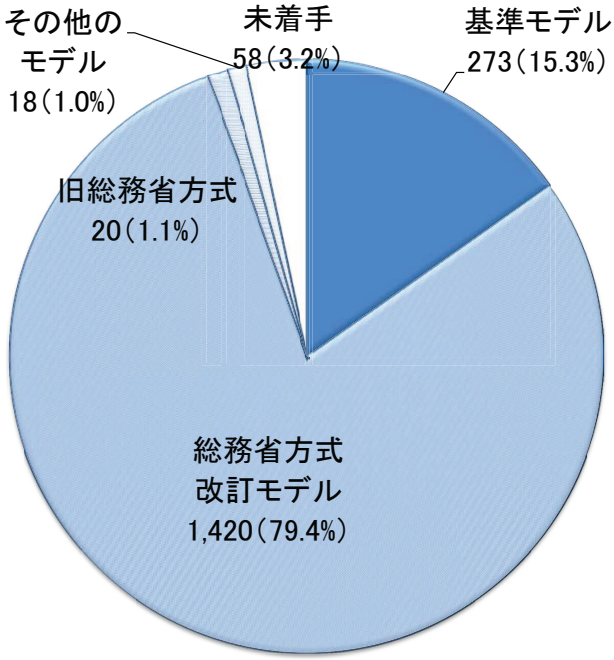

区分	団体数	割合
作成済＋作成中	1,731	（96.8%）
基準モデル	273	（15.3%）
総務省方式改訂モデル	1,420	（79.4%）
旧総務省方式	20	（1.1%）
その他のモデル	18	（1.0%）
未着手	58	（3.2%）
合計	1,789	（100%）

（単位：団体、%）

47

固定資産台帳の整備状況（平成24年度決算）

（平成26年3月31日時点）

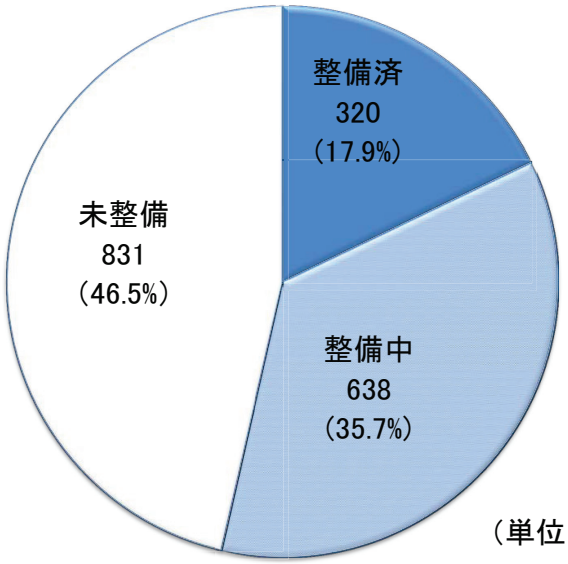

区分	団体数	割合
整備済	320	（17.9%）
整備中	638	（35.7%）
未整備	831	（46.5%）
合計	1,789	（100%）

（単位：団体、%）

※ 全ての地方公共団体（1,789団体）における整備状況
※ 整備中の団体には、過去に一旦は整備したが定期的な管理（更新）ができていない団体（84団体）を含む

48

複式簿記の導入状況（平成24年度決算）

（平成26年3月31日時点）

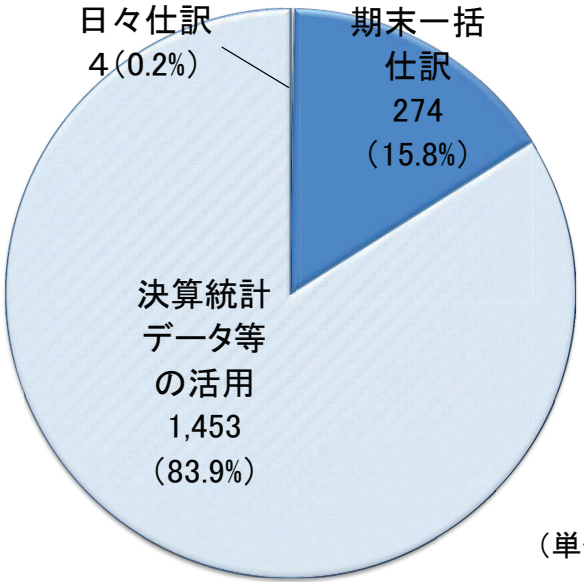

区分	団体数	割合
日々仕訳	4	(0.2%)
期末一括仕訳	274	(15.8%)
決算統計データ等の活用	1,453	(83.9%)
合計	1,731	(100%)

（単位：団体、%）

※ 日々仕訳及び期末一括仕訳はいずれも複式仕訳
※ 平成24年度決算に係る財務書類の作成団体（1,731団体）における導入状況

49

今後の地方公会計の整備促進について

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を設定することで、①発生主義・複式簿記の導入、②固定資産台帳の整備、③比較可能性の確保 を促進する。

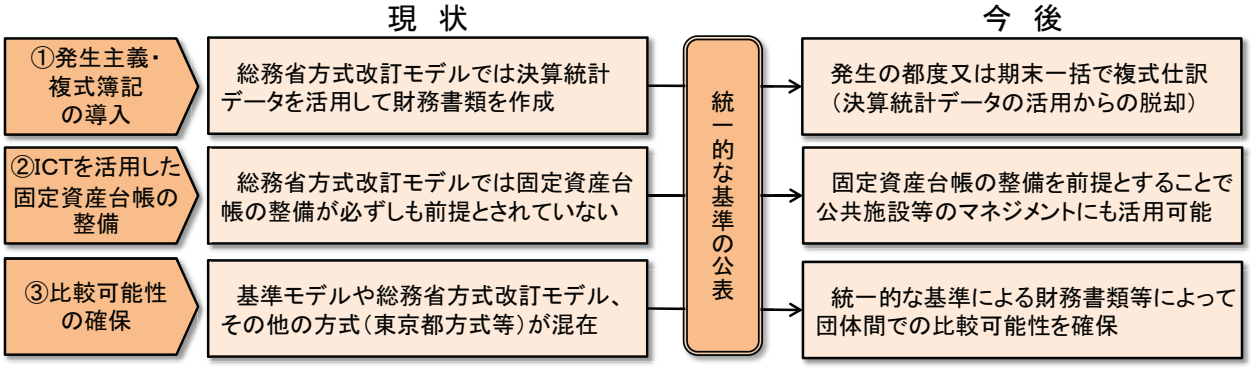

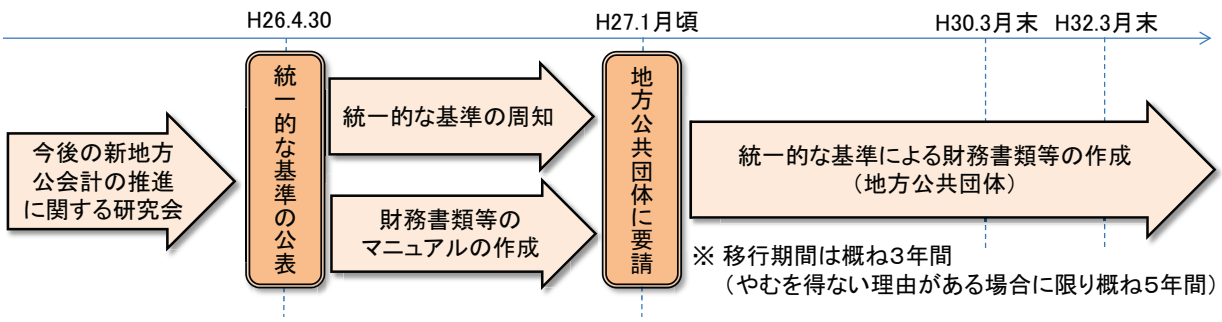

50

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の概要①

1. 背景・目的

総務省では、新地方公会計モデル（基準モデル及び総務省方式改訂モデル）を地方公共団体に示し、新地方公会計の整備を要請してきたところ。

新地方公会計を更に推進していくため、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催（第1回：平成22年9月）。

2. 検討項目

・作成依頼から3年が経過した財務書類の作成についての検証
・国際公会計基準及び国の公会計等の動向を踏まえた新地方公会計の推進方策
・財務書類等の作成に関する統一的な基準の策定
・その他新地方公会計の推進に必要な事項　等

3. 構成員

・学識経験者及び公認会計士（IPSASBに日本代表として出席している者を含む）
　座長は、鈴木 豊 青山学院大学名誉教授
・オブザーバー：財務省主計局法規課公会計室、東京都会計管理局、大阪府会計局　等

51

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」の概要②

4. 構成員名簿

（敬称略）

（メンバー）

座長 鈴 木　豊	（青山学院大学名誉教授・東京有明医療大学客員教授）

（五十音順）

伊 澤 賢 司	（新日本有限責任監査法人 公認会計士 国際公会計基準審議会委員）
石 原 俊 彦	（関西学院大学専門職大学院教授）
鵜 川 正 樹	（青山学院大学大学院特任教授 公認会計士）
川 村 義 則	（早稲田大学商学学術院教授）
小 西 砂千夫	（関西学院大学大学院教授）
小 室 将 雄	（有限責任監査法人トーマツ 公認会計士）
坂 邊 淳 也	（株式会社ＫＰＭＧ　ＦＡＳ 公認会計士）
菅 原 正 明	（公認会計士・税理士）
関 川　正	（公認会計士）
関 口　智	（立教大学准教授）

（オブザーバー）

川 野　豊	（財務省主計局法規課公会計室長）
小 菅 秀 記	（東京都会計管理局管理部新公会計制度担当課長）
谷 脇 博 之	（大阪府会計局会計指導課長）

52

今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書概要等

財務書類の整備

（1） 財務書類の体系

○ 貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書

（2） 財務書類の内容

○ 貸借対照表：有形固定資産の評価基準
- ・取得原価が判明→取得原価
- ・取得原価が不明→再調達原価
- ・販売用資産（棚卸資産）→低価法　等

※ 有形固定資産の評価基準等の詳細については、引き続き、マニュアル作成の段階で調整する部分もある。

固定資産台帳の整備

（1） 意義・目的

① 各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する。

② 固定資産台帳は公共施設等のマネジメントにも活用可能となる。

（2） 具体的な手法

○ 庁内の体制整備を行った後、整備期間は1～2年間を目安とし、①資産の棚卸、②データの作成、③開始時簿価の算定、④固定資産台帳の作成という流れを基本とする。

複式簿記の導入

（1） 意義・目的

① 各地方公共団体の財務情報について、一覧性を備えた情報開示を行うことが可能となる。

② 貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与する。

③ 事業別・施設別等のより細かな単位でフルコスト情報での分析が可能となることで、地方公共団体のマネジメントに資する。

（2） 具体的な手法

○ 日々仕訳を行う方法が望ましいものの、事務負担や経費負担等を勘案し、（1）の②が満たされ、③にも資するものであれば、期末に一括して仕訳を生成する方法も差し支えない。

今後の主な課題と方向性

活用の充実	行政評価や予算編成等への活用の充実が必要 → 具体的な活用事例等に関する資料を作成して財務書類等の活用を促進
人材の育成	会計処理体制の充実・強化を図るための人材育成が必要 → 統一的な基準による財務書類等の作成に関する各種研修会を開催
システムの整備	統一的な基準の導入に当たってシステムの整備等が必要→ ICTを活用した標準的なシステムを開発し、提供

53

「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」の概要

1.背景・目的

総務省では、地方公会計を更に推進していくため、平成22年9月に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を立ち上げ、議論を重ねてきたところ。

平成26年4月公表の当該研究会の報告書において示された統一的な基準による財務書類等の作成について、より詳細な取扱いを定めた要領等の作成に係る実務的な検討を行うため、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を開催（第1回：平成26年5月）。

2．検討内容

主に以下の要領等の作成に係る実務的な検討を行う。

（1）財務書類作成要領、（2）固定資産台帳整備の手引き、（3）資産評価の手引き、
（4）連結財務書類作成の手引き、（5）財務書類等活用の手引き、（6）Q&A集

3．構 成 員

（メンバー）　（敬称略）

座 長　鈴 木　豊　（青山学院大学名誉教授）

（五十音順）

遠 藤　尚 秀（新日本有限責任監査法人　公認会計士、日本公認会計士協会常務理事）
小 室　将 雄（有限責任監査法人トーマツ　公認会計士）
菅 原　正 明（公認会計士、税理士）
中 川　美 雪（有限責任あずさ監査法人　公認会計士）

（サブメンバー）

伊 藤　正 勝（東京都会計管理局管理部新公会計制度担当課長）
田 中　弘 樹（愛媛県砥部町企画財政課財政係長）
宮 澤　正 泰（千葉県習志野市会計管理者）

54

今後の地方公会計の整備促進について（大臣通知）

今後の新地方公会計の整備促進について（平成26年5月23日 総務大臣通知（総財務第102号））

地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営への活用の充実が期待できるため、各地方公共団体において、その整備を推進していくことは極めて重要であると考えております。

各地方公共団体における財務書類の作成は着実に進んでおりますが、多くの地方公共団体において既存の決算統計データを活用した簡便な作成方式である総務省方式改訂モデルが採用されており、本格的な複式簿記を導入していないことから、事業別や施設別の分析ができていないのではないか、また、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でないのではないか、といった課題があります。

そのため、「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」を開催して議論を進めてきましたが、平成26年４月30日に報告書を取りまとめております。この中で、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。今後、平成27年１月頃までに具体的なマニュアルを作成した上で、原則として平成27年度から平成29年度までの３年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請する予定であります。

さらに、こうした財務書類等を作成するためには、各地方公共団体においてＩＣＴを活用したシステムの整備が不可欠であり、その事務負担や経費負担に配慮する必要があると認識しております。また、システム整備の重複投資を回避するため、地方公共団体共通のシステムを一括構築することも重要な課題であります。そのため、地方共同法人の活用も視野に入れながら、ＩＣＴを活用した標準的なソフトウェアを開発し、平成27年度のできる限り早い時期に地方公共団体に無償で提供したいと考えております。なお、それまでの間、地方公共団体におかれては、統一的な基準による財務書類作成の前提となる固定資産台帳整備の準備（資産の棚卸等）等を進めていただくようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村に対して、この通知の趣旨について適切に助言いただきますようお願いします。

55

地方公会計システムの構築について（イメージ）

地方公会計システムを導入していない自治体をはじめ、標準的なソフトウェアの利用を促す

〔想定スケジュール〕

平成26年度：【国、地方共同法人】仕様書の検討等　　平成27年度：【国、地方共同法人】開発

【自治体】固定資産台帳整備の準備(資産の棚卸等)等　　【自治体】運用開始

＜当面の取組＞

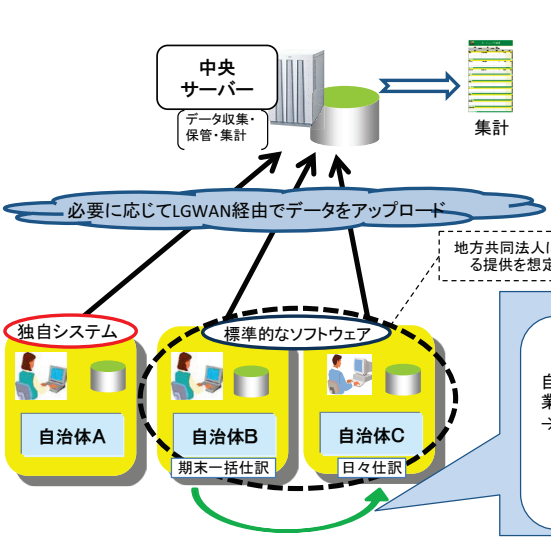

＜将来の姿（クラウド型システムの例）＞

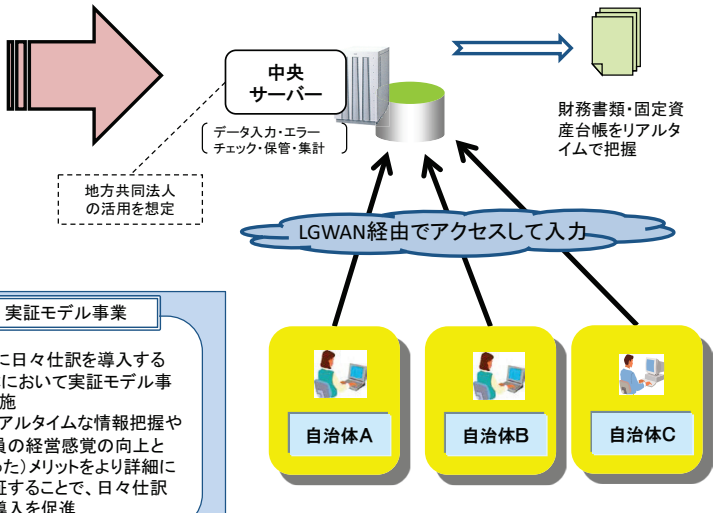

56

【参考】公会計基準・モデル比較表

	新基準	基準モデル	総務省方式 改訂モデル	東京都	国 （省庁別財務書類 の作成基準）
財務書類の体系	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書	○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○正味財産変動計算書 ○キャッシュ・フロー計算書	○貸借対照表 ○業務費用計算書 ○資産・負債差額増減計算書 ○区分別収支計算書
台帳整備	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○段階的整備を想定 →売却可能資産、土地を優先	○開始貸借対照表作成時に整備その後、継続的に更新	○官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○官庁会計処理に基づくデータにより、発生の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施	○官庁会計処理に連動して発生の都度、複式仕訳を実施	○官庁会計ｼｽﾃﾑ(ADAMSⅡ)に連動して発生の都度、複式仕訳を実施（国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施）
有形固定資産の評価基準	・取得原価が判明・・・取得原価 ・取得原価が不明・・・再調達原価（道路等の土地は備忘価額1円） ※取得原価の判明・不明の判断に係る特定時期を設定 ※開始後は取得原価（再評価しない） ※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円) ※売却可能資産は売却可能価額を注記	○事業用資産 土地・・・固定資産税評価額 建物等・・・再調達原価 ○インフラ資産 土地・・・取得原価 建物等・・・再調達原価	○公共資産・・・決算統計データから取得原価を推計 ○売却可能資産・・・売却可能価額	○取得原価	○国有財産（公共用財産を除く）・・・毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額 ○公共用財産・・・取得原価 ○物品・・・取得原価
税収の取扱い	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○純資産変動計算書に計上	○行政コスト計算書に計上	○資産・負債差額増減計算書に計上

【参考】財務書類の体系（４表形式）

［財務書類のイメージを示す資料であり、勘定科目の名称・体系は仮のものである。］

（単位：百万円）

【貸借対照表】

科目	金額	科目	金額
固定資産	25,177	固定負債	5,197
有形固定資産	23,134	地方債	4,332
事業用資産	7,561	その他	865
土地	1,924	流動負債	670
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867
インフラ資産	15,573		
土地	2,781	固定資産等形成分	25,185
建物等	25,584	余剰分（不足分）	△ 5,509
減価償却累計額	△ 12,792		
投資その他の資産	2,043		
基金等	2,043		
流動資産	366		
現金預金	152		
その他	214	純資産合計	19,676
資産合計	25,543	負債及び純資産合計	25,543

【行政コスト計算書】

科目	金額
1.経常費用	3,996
業務費用	2,757
人件費	965
減価償却費	897
その他	895
移転費用	1,239
2.経常収益	175
使用料及び手数料等	175
3.純経常行政コスト（1−2）	3,821
4.臨時損失	−
資産除売却損等	−
5.臨時利益	−
資産売却益等	−
6.純行政コスト(3+4−5)	3,821

【資金収支計算書】

科目	金額
【業務活動収支】	
支出合計	3,038
収入合計	4,442
業務活動収支①	1,404
【投資活動収支】	
支出合計	1,221
収入合計	156
投資活動収支②	△ 1,065
【財務活動収支】	
支出合計	928
収入合計	607
財務活動収支③	△ 321
本年度資金収支額④(①+②+③)	18
前年度末資金残高⑤	134
本年度末資金残高⑥(④+⑤)	152

【純資産変動計算書】

科目	合計	固定資産等形成分	余剰分（不足分）
1.前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
2.純行政コスト(△)	△ 3,821		△ 3,821
3.財源	4,244		4,244
税収等	3,465		3,465
国県等補助金	779		779
4.本年度差額(2+3)	423		423
5.固定資産等の変動（内部変動）		221	△ 221
有形固定資産等の増加		756	△ 756
有形固定資産等の減少		△ 897	897
貸付金・基金等の増加		519	△ 519
貸付金・基金等の減少		△ 157	157
6.資産評価差額	−	−	
7.無償所管換等	−	−	
8.その他	−	−	−
9.本年度純資産変動額(4～8の合計)	423	221	202
10.本年度末純資産残高(1+9)	19,676	25,185	△ 5,509

【参考】財務書類の体系（３表形式）

［財務書類のイメージを示す資料であり、勘定科目の名称・体系は仮のものである。］

【貸借対照表】

科目	金額	科目	金額
固定資産	25,177	固定負債	5,197
有形固定資産	23,134	地方債	4,332
事業用資産	7,561	その他	865
土地	1,924	流動負債	670
建物等	11,274	1年内償還予定地方債等	670
減価償却累計額	△ 5,637	負債合計	5,867
インフラ資産	15,573		
土地	2,781	固定資産等形成分	25,185
建物等	25,584	余剰分（不足分）	△ 5,509
減価償却累計額	△ 12,792		
投資その他の資産	2,043		
基金等	2,043		
流動資産	366		
現金預金	152		
その他	214	純資産合計	19,676
資産合計	25,543	負債及び純資産合計	25,543

【資金収支計算書】

科目	金額
【業務活動収支】	
支出合計	3,038
収入合計	4,442
業務活動収支①	1,404
【投資活動収支】	
支出合計	1,221
収入合計	156
投資活動収支②	△ 1,065
【財務活動収支】	
支出合計	928
収入合計	607
財務活動収支③	△ 321
本年度資金収支額④(①+②+③)	18
前年度末資金残高⑤	134
本年度末資金残高⑥(④+⑤)	152

【行政コスト及び純資産変動計算書】（単位：百万円）

科目	金額	金額	
		固定資産等形成分	余剰分（不足分）
1.経常費用	3,996		
業務費用	2,757		
人件費	965		
減価償却費	897		
その他	895		
移転費用	1,239		
2.経常収益	175		
使用料及び手数料等	175		
3.純経常行政コスト(1-2)	3,821		
4.臨時損失	–		
資産除売却損等	–		
5.臨時利益	–		
資産売却益等	–		
6.純行政コスト(3+4-5)	3,821		3,821
7.財源	4,244		4,244
税収等	3,465		3,465
国県等補助金	779		779
8.本年度差額(7-6)	423		423
9.固定資産等の変動（内部変動）		221	△ 221
有形固定資産等の増加		756	△ 756
有形固定資産等の減少		△ 897	897
貸付金・基金等の増加		519	△ 519
貸付金・基金等の減少		△ 157	157
10.資産評価差額	–	–	
11.無償所管換等	–	–	
12.その他	–	–	–
13.本年度純資産変動額(8～12の合計)	423	221	202
14.前年度末純資産残高	19,253	24,964	△ 5,711
15.本年度末純資産残高(13+14)	19,676	25,185	△ 5,509

59

【参考】固定資産台帳整備の流れの例

庁内の体制整備

＜全庁的な推進体制の確立が重要＞
庁内の体制整備は、各部署で管理している資産データを公会計で採用する台帳（固定資産台帳）形式に一元的に取りまとめる必要があること、各部署の固定資産管理の状態を把握したうえで、現実的な一元管理の方法を定める必要があることなどから、必須と言えます。
庁内の体制整備では、まず作業の事前段階に、全体のとりまとめを担当する財政課等をはじめ、データの管理・評価を担当する管財課等、公有地評価に関連する各部署の担当者、及び実際に施設を管理する部署等が参画し、財産整備の状況・評価の現状を確認するとともに意見交換を行うことが重要です。また、庁内に委員会・ワーキンググループ（WG）等を設置することにより、より有効に各部署間の連携を図ることができます。

→ ３ヶ月～６ヶ月

①計画、準備

整備推進担当課（またはWG等）及び資産を保有している関連部署合同で、打ち合わせを実施し、現在の資産の管理状況等を把握し、台帳整備の方針、スケジュール等を策定します。

②様式の作成

現在の台帳整備状況を踏まえ、固定資産台帳（公会計管理台帳）に記載すべき事項を決定し、あわせて、各部署にて調査を実施するための調査様式（シート）を作成します。この際、一から固定資産台帳（公会計管理台帳）を作成するのではなく、現在保有している公有財産台帳など、既存データを基礎にして必要なデータを追加して作成することが近道です。ただし、各台帳が部門毎に個別に管理され、現在の状況を正しく反映しているとは限りませんので、台帳の統合等を行う際は、台帳同士の照合を行うことが必要です。

→ ３ヶ月～６ヶ月

③資産の棚卸

各主管部署において、公有財産台帳を基礎として、その他庁内各部門で独自に管理している台帳等と照合します。この際、固定資産の実地調査を行うことで、現物の棚卸と台帳上の記録の整合性を図ることが望まれます。

④データ作成

各主管部署において、作成した調査様式に基づき資産データを作成（入力）します。

⑤データ統合

各主管部署で作成した調査様式を回収し、資産区分毎に1つの台帳データに統合します。

⑥開始時簿価の算定

統合した台帳データを基に開始時簿価を算定します。

→ ６ヶ月～１年

⑦固定資産台帳の作成

固定資産の実地調査を固定資産台帳（公会計管理台帳）に反映させ固定資産台帳を完成させます。

整備期間１～２年間

※固定資産台帳の管理の手順としては、新規取得・異動があった資産について、③～⑦の流れを行うことが基本となる。

整備期間が1年を超える場合であっても③～⑦の流れは1年間以内（年度内）に行うことが適当。

60

【参考】固定資産台帳の記載項目の例

①基本項目

1	番号	31	増減異動後簿価（期末簿価）
2	枝番	32	会計区分※
3	所在地※	33	予算執行科目
4	所属(部局等)	34	用途
5	勘定科目(種目・種別)	35	事業分類
6	件名(施設名)	36	開始時見積資産
7	リース区分	37	各種属性情報
8	耐用年数分類(構造)	38	売却可能区分
9	耐用年数	39	時価等※
10	取得年月日	40	完全除却済記号
11	供用開始年月日	41	数量((延べ床)面積)※
12	取得価額等	42	階数(建物)※
13	増減異動日付	43	地目（土地）※
14	増減異動前簿価	44	稼働年数※
15	増減異動事由	45	目的別資産区分※
16	今回増加額	46	減価償却累計額※
17	今回増加内訳 有償取得額	47	財産区分（行政財産・普通財産）※
18	今回増加内訳 無償所管換増分	48	公有財産台帳番号※
19	今回増加内訳 その他無償取得分	49	法定台帳番号※
20	今回増加内訳 調査判明増分		
21	今回増加内訳 振替増額		
22	今回増加内訳 評価等増額		
23	今回減少額		
24	今回減少内訳 除売却額		
25	今回減少内訳 無償所管換減分		
26	今回減少内訳 その他無償譲渡分		
27	今回減少内訳 誤記載減少分		
28	今回減少内訳 振替・分割減額		
29	今回減少内訳 減価償却額		
30	今回減少内訳 評価等減額		

②追加項目

50	取得財源内訳
51	耐震診断状況（建物）※
52	耐震化状況(建物)※
53	複合化状況※
54	利用者数（件数）※
55	稼働率※
56	運営方式※
57	運営時間※
58	職員人数※
59	ランニングコスト※

※印は基準モデル等からの追加

61

【参考】海外各国の公会計の状況

	イギリス	アメリカ	ドイツ	韓国	日本
発生主義による財務書類の導入	○	○ ※州法にて適用 （全州、70%程度の地方政府で導入）	○ ※州法にて適用 （ベルリン都市州を除く全州で導入）	○	○ ※任意での導入
発生主義の導入年	1993年	1999年	1997年	2007年	2006年
財務書類の体系	○剰余金変動計算書 ○包括収益費用計算書 ○貸借対照表 ○キャッシュ･フロー計算書 ○注記	○政府全体財務諸表 （純資産報告書･活動報告書） ○基金財務諸表 ・政府基金 （貸借対照表･収入、支出、基金残高変動計算書） ・事業基金 （貸借対照表・収益、費用、純資産変動報告書･キャッシュ･フロー計算書） ・信託基金 （純資産報告書・純資産変動計算書）	○貸借対照表 ○成果計算書 ○財務計算書	○財政状態報告書 ○財政運営報告書 ○キャッシュ･フロー計算書 （2011年時点で未作成） ○純資産変動報告書 ○注記 ○付属明細書	（新基準（案）） ○貸借対照表 ○行政コスト計算書 ○純資産変動計算書 ○資金収支計算書 ※行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない
財務書類の用途・活用	予算決算資料、業績評価の手段及び財務報告として利用されている	包括的年次財務報告書の一部として財務報告に用いられており、住民に対する説明責任、すなわち財政運営の期間衡平性を説明するための手段として活用されている	財務報告として利用されている	財務報告として利用されている	現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、情報を分かりやすく開示することによる説明責任の履行と、マネジメントを強化し財政の効率化・適正化を図っている

※ 各国の地方政府（州を含む）について記載

62

骨太方針2014、平成27年度予算概算要求 等

総務省

平成26年10月23日

総務省自治財政局財政課
財政企画官　　梶　　元　伸

平成２６年度地方財政収支

（単位：兆円）

※（　）内は平成25年度当初の数値

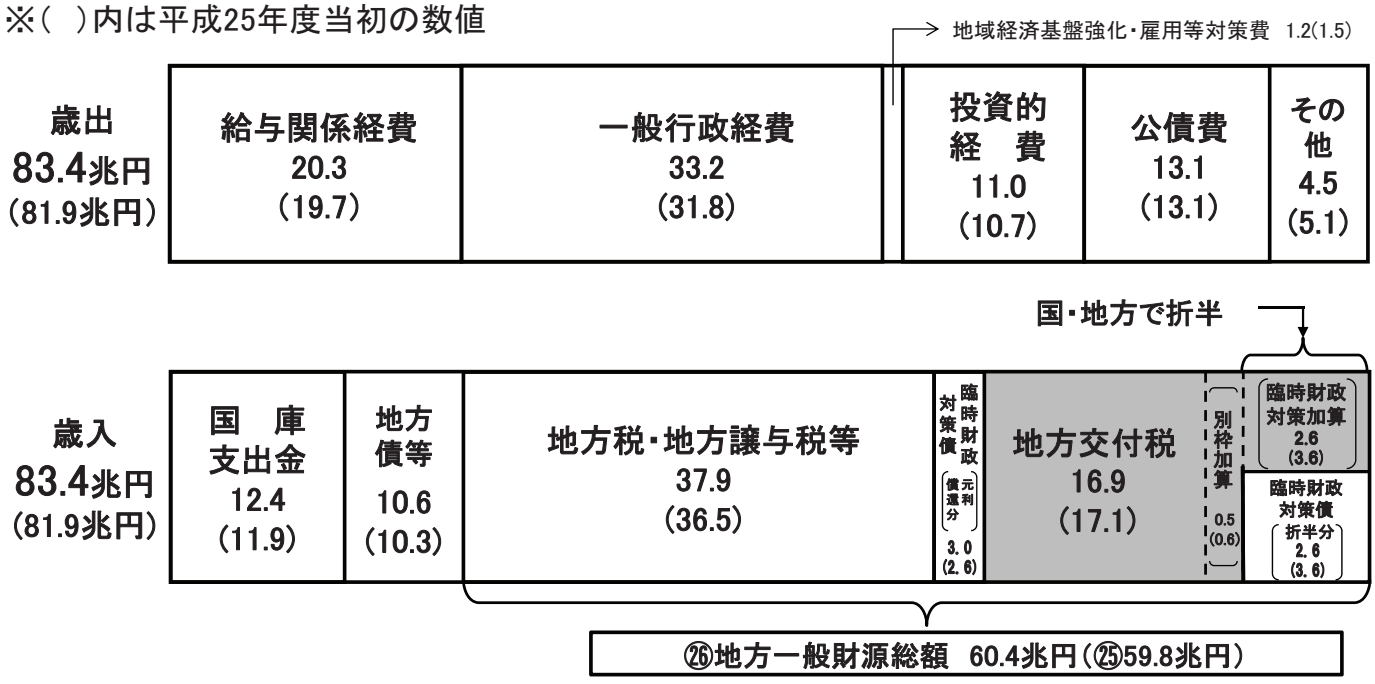

中期財政計画（抄）

平成25年8月8日 閣議了解

Ⅲ．平成27年度（2015年度）の目標達成に向けて

1　基本的な取組

当面、平成27年度（2015年度）の目標達成に向けて、平成26年度（2014年度）及び平成27年度（2015年度）の国・地方を合わせた基礎的財政収支の改善に注力する。

平成27年度（2015年度）の目標達成のためには、民需主導の持続的成長が実現した経済の姿の下で、国・地方を合わせた基礎的財政収支を平成25年度（2013年度）から17兆円程度改善する必要がある。

（中略）

地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

2　歳出面・歳入面の取組

- 地方財政については、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要があり、歳入面・歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進める。

2

平成26年5月27日経済財政諮問会議
新藤議員提出資料①

地方財政の改革に向けた今後の取組方針

ミッション　MISSION

地方財政を健全化し、自立を促進する！

ビジョン　VISION

Ⅰ　歳入を充実し、歳出を抑制する

Ⅱ　地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保する

Ⅲ　自前の財源を充実し、不交付団体の数を3倍（リーマンショック以前の水準）にすることを目指す

アプローチ　APPROACH

1　歳入改革
- 地域の元気創造プランの推進による地方税収の増
- 地方中枢拠点都市を成長のエンジンとする取組を推進し、地域経済の再生による地方税収増を実現
- 地方法人課税改革の推進

2　歳出改革
- 国の取組と基調を合わせ、メリハリを効かせて歳出を抑制、地域経済活性化等の財源は重点的に確保

3　頑張る地方の支援
- 地方交付税において地域経済活性化の財政需要を算定する「地域の元気創造事業費」を通じて、頑張る地方を息長く支援

○ 地方の元気なくして国の元気はない。経済再生と財政健全化の両立を達成するため、国とともに地方においても積極的に取り組んでいく。

○ 地方財政については、「地方財政を健全化し、自立を促進する！」とのミッションの実現を目指す。そのため、「歳入改革」、「歳出改革」、「頑張る地方の支援」の3つのアプローチに沿って取組を具体化し、引き続きこれらを着実に実行。

3

平成26年5月27日経済財政諮問会議
新藤議員提出資料②

アプローチ１　歳入改革

地域の元気創造プランの推進による地方税収の増

○産・学・金・官の連携により、ローカル10,000プロジェクト等を推進するとともに、電力改革により開放される市場を地域経済の活性化につなげる分散型エネルギーインフラプロジェクトを全国100カ所程度で実現を目指す。これらにより、地域経済の成長を促進し、地方の税収増を実現。

地方中枢拠点都市を成長のエンジンとする取組を推進し、地域経済の再生による地方税収増を実現

○地方中枢拠点都市圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、地方中枢拠点都市が成長のエンジンとなることで、産学金官民が連携して地方の経済をけん引し、地方の税収増を実現。

地方法人課税改革の推進

○地域間の偏在是正を進めるとともに、地方税の応益原則等を踏まえて法人事業税の外形標準課税の拡充を図るなど、地方法人課税改革を推進。

アプローチ２　歳出改革①

国の取組と基調を合わせ、メリハリを効かせて歳出を抑制、地域経済活性化等の財源は重点的に確保

○国の取組と基調を合わせ、メリハリを効かせて、引き続き歳出全体を抑制。地域経済活性化や防災対策等の財源は重点的に確保。
○また、中期財政計画に定められた方針に基づき、必要な地方の一般財源総額を確保しつつ、経済再生に合わせ、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。

◆平成26年度地方財政対策における取組

・折半対象財源不足額の縮減	▲ 1.9 兆円
・臨時財政対策債の縮減	▲ 0.6 兆円
・歳出特別枠の縮減	▲ 0.3 兆円
・地方交付税の別枠加算の縮減	▲ 0.38兆円
・緊急防災・減災事業費の充実確保	0.5 兆円
・地域の元気創造事業費の充実確保	0.35兆円

※中期財政計画（H25.8.8 閣議了解）
・国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
・地方財政については、経済再生に合わせ、歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要があり、歳入面・歳出面における改革を進めるほか、頑張る地方に対する支援を進める。

4

平成26年5月27日経済財政諮問会議
新藤議員提出資料③

アプローチ2　歳出改革②

地方財政の透明性・予見可能性を高め財政のマネジメントを強化

○公共施設等総合管理計画の策定促進
・長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定にあたっての指針を示し、地方公共団体に計画の策定を要請（H26.4.22）。
・計画策定に要する経費に係る特別交付税措置、計画に基づく公共施設等の除却に係る地方債の特例措置（H26.3.20地方財政法改正済）等により計画策定を支援。

○地方公会計の整備促進とICTの活用
・地方公会計の統一的な基準を策定（H26.4.30）。基準に沿った財務書類を作成するためのマニュアルを策定（H27.1月頃予定）。これらにより、地方公会計の整備を促進。
・ICTの活用により、固定資産台帳等を整備し、社会資本のマネジメントも促進。

○公営企業会計の適用拡大の推進
・現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進（H26.7月頃ロードマップを提示）。

○公共事業等の施行状況の公表
・公共事業等の施行状況について、地方公共団体の予算額、契約済額及び支出済額を四半期毎に公表（H26年度より）。

PPP/PFIの推進支援

○「公共施設等総合管理計画」に基づく老朽化した公共施設等の更新などに際して、PPP/PFIの積極的な活用の検討を要請（H26.4.22）。
○固定資産台帳を含む地方公会計や公営企業会計の整備推進等を通じ、民間事業者によるPPP/PFI事業への参入を促進。

公営企業・第三セクター等の経営健全化

○ガイドライン等の策定と経営健全化の取組の支援
・第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドラインの策定（H26.7月頃）
・公営企業の中長期的な視点に立った「経営戦略」の策定等を要請（H26.7月頃）
・新たな公立病院改革ガイドラインの策定（H26年度中目途）

◆経営健全化の取組（H21～25年度に集中的に実施）
・第三セクター等の債務に対する損失補償・債務保証額の減少
H20：7.5兆円→H24：5.0兆円（▲2.5兆円）
・地方公共団体から第三セクター等に対する補助金等の減少
H20：4,380億円→H24：3,000億円（▲1,380億円）

アプローチ3　頑張る地方の支援

「地域の元気創造事業費」により地域経済活性化を支援

○財源の確保
・平成26年度地方財政計画に、「地域の元気創造事業費」（3,500億円）を新たに計上し、財源を確保。

○交付税における算定
・人口を基本とした上で、行革努力や地域経済活性化の成果指標を反映。平成26年度から実施し、頑張る地方を息長く支援。今後、増額も検討。

指標案

（ⅰ）行革努力分（3,000億円）（ⅱ）地域経済活性化分（500億円）

・職員数削減率	・第一次産業（農業）産出額	・若年者就業率
・ラスパイレス指数	・製造品出荷額	・従業者数
・人件費削減率	・小売業年間商品販売額	・事業所数
・経常的経費削減率	・延べ宿泊者数	・転入者人口比率
・地方債残高削減率	・一人当たり県民所得（地方税収）	

5

Ⅱ．各歳出分野における取組み

2. 地方財政

（地方財政計画の歳出見積等の適正化）

○ 給与関係費など地方財政計画の歳出項目等について、20年秋のリーマン・ショック後、十分な見直しが行われておらず、国が財源保障すべき標準的な歳出となるよう、計上の適正化を行う必要。

○ 地方税及び地方譲与税収が計画時の見積よりも決算で上振れした場合は、結果として過大となる地方交付税の特例加算（国の赤字国債）・地方の臨時財政対策債の発行額を後年度に減額できる仕組みを早急に検討すべき。

○ 今後、地方法人税収の回復に伴い、地方公共団体間の税収の偏在は拡大する見込みであり、27年度においても適切な偏在是正措置を講ずる必要。

3. 公共事業

（社会資本整備の一層の重点化・効率化）

○ 厳しさを増す財政事情の下、社会資本の整備水準の向上や今後の急速な人口減少を踏まえれば、今後の社会資本整備に際しては、一層の重点化を図るとともに、効率的かつ計画的に進める必要。

○ 費用の増加が見込まれる社会資本の維持管理・更新について、それぞれの管理主体が人口減少等を見据え、インフラ長寿命化計画（行動計画）等を策定し、これに基づき効率的に対応する必要。

○ 新規投資については、我が国にとって必要とされる国際競争力強化や防災対策であっても、費用対効果を厳しく見極め、厳選する必要。

4. 文教

（教育の質向上と規模の適正化）

○ いじめ問題等、学校が抱える課題が多様化する中、教職員の増員ではなく、シルバー人材や外部専門人材の活用等により、きめ細かく対応。同時に、教員の質向上が重要であり、研修等の充実、退職教員を活用した補助・育成といった取組みも必要。

○ 少子化が進む中で、既に標準規模(12～18学級)に満たない小規模校が約半数を占め、今後も増加。学校規模の適正化により、子どもが集団の中で能力を伸ばせる、人間関係に配慮した学級編成が出来るといった教育上の利点があり、子ども・保護者の意見を重視しつつ学校の統廃合に積極的に取り組む必要。

（国立大学の機能強化に向けた取組み）

○ 教育研究組織や学内資源配分の見直しや、自己収入の増など自助努力を率先して行う大学に対し、運営費交付金を重点支援する仕組みが必要。その前提として、各大学について比較可能な外部評価を厳正に行うとともに、積極的に情報公開を推進する必要。

6

地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見（概要）①

平成26月6月5日　地方財政審議会

はじめに～幸せ・安心・元気を津々浦々に～

現在までの状況

- 昨年の意見で示した目指すべき地域の姿

  ＝ **住民の幸せ・安心をもたらし、地域の元気を創造**

- 政府は平成26年度地財計画で歳出・財源を確保

- 現在、各地方自治体が幸せ・安心・元気の取組中

本意見の位置づけ

- **全国津々浦々に及ぼすため地方自治体の取組を一層推進**する必要

- 今後、骨太の方針の策定見込み等

⇨ **地方自治体の役割と地方税財政改革の方向を提示**

第一　地方税財政の現状

1. 目指すべき地域の姿と地方自治体の役割

（住民に身近なサービス提供と経済活性化を担う自治体）

- 我が国の行政サービス提供の担い手は地方自治体
- 地方自治体は、**国庫補助事業と地方単独事業の2つのセーフティネット**を組み合わせ、住民に提供

（主体的に取り組む自治体）

- **地方分権改革**が進展。地方自治体は、**多様性の中で、自らの発意により、主体的な取組**を行うことが重要に
- **主体的な取組を可能とする地方財政基盤の構築**が必要

2. 地方税財政の現状

（地方は、これまで国を上回る歳出抑制努力）

- **国の歳出は増加**する一方、**地方の歳出は**、国の制度に基づく社会保障関係経費の増加を、給与関係経費及び投資的経費（単独）の削減で吸収。**歳出特別枠を含めて横ばい**
- **社会保障関係を含む地方単独事業は据置き**

（地方財政は依然として厳しい状況）

- 巨額の財源不足、臨時財政対策債残高の増

7

地域の元気づくりに向けた地方税財政改革についての意見（概要）②

第二　地方税財政改革の方向

1. 地方の役割を踏まえた地方財源の確保

（地域経済の活性化による地方税の充実）

- 「地域の元気創造プラン」による経済成長、「地方中枢拠点都市圏」、「定住自立圏」、「集落ネットワーク圏」の広域連携

（地方の役割に応じた歳出計上と一般財源総額の充実）

- 歳出全体の見直し・効率化を図りつつ、必要な歳出を確保
- 地方分権改革の進展により、地方自治体の主体的な取組が求められることとなるため、一般財源総額の充実が必要

（財政制度等審議会で提示された論点に対する考え方）

- ＜地財計画の歳出全般＞地方歳出の大部分は国の制度に基づくもので、地方歳出の抜本的な見直しには国の制度の見直しが必要
- ＜給与関係経費＞従来と同様には地方公務員数の削減が困難（別に級別職員構成や技能労務職員の給与についても考え方を提示）
- ＜一般行政経費（単独）＞地財計画では枠として計上。減額要素だけで全体を減額すべきとの議論は不適当。地方分権改革の進展により重要性は高まっていく
- ＜歳出特別枠＞これまで、純増ではなく他の歳出を削減して対応。今後、地方の経済活性化の取組は重要で、歳出特別枠分の歳出を実質的に確保する必要
- ＜財調基金、税収決算上振れ＞税収の決算と計画の乖離は中長期的に概ね相殺。基金への積立ては年度間調整の観点から妥当。地財計画は地方の努力を促すしくみで、決算と計画の乖離を精算すると地方の努力を促す機能を損なう

（地方交付税の所要額の確保、臨時財政対策債の発行抑制）

- 交付税の機能を発揮するため総額を安定的に確保。法定率を引き上げるべき。別枠加算は、法定率引上げができない中で設けられた措置
- 臨時財政対策債の発行抑制努力を継続

2. 地方税のあるべき姿に向けた地方法人課税の見直し

- 税源偏在が小さく、税収が安定的、応益課税といった地方税の原則に沿った地方法人課税改革が必要

（法人実効税率）

- 法人課税税収の6割は地方財源。税収中立確保のため課税ベースの拡大が必要。法人課税の中で財源を確保
- 法人事業税の外形標準課税の拡充を実施すべき。頑張る企業が報われる税制であり、経済成長の方向性と両立

（地方法人課税の偏在是正）

- 与党税制改正大綱を踏まえ、更なる偏在是正方策を検討

3. 財政健全化のための地方のマネジメント強化

- 公共施設等総合管理計画の策定を促進、地方公会計の整備を促進し、共通システムを国が一括整備、公営企業会計の適用を促進、クラウド化等行政のICT化で、質の向上・運用コストの削減

8

経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（抄）

（平成26年6月24日閣議決定）

第3章　経済再生と財政健全化の好循環

1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方

経済再生なくして財政健全化はない。また、財政健全化なくして経済再生はない。このため、経済再生と財政健全化の好循環構築が不可欠である。財政健全化については、歳出・歳入両面の最大限の努力により、現下の著しく悪化した財政状況が経済再生の進展を損なうことがないようにするとともに、高齢化に伴って裁量的経費が相対的に縮減していく中で、より効果的に成長・発展に資する歳出となるよう重点化・効率化を図る。歳入面でも、成長志向型の税体系を目指していくという観点から取り組んでいく。

（当面の財政健全化目標に向けて）

国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

「中期財政計画」にのっとった歳出の徹底した重点化・効率化などの収支改善努力を継続し、まずは2015年度目標の着実な達成を目指す。

2020年度の基礎的財政収支の黒字化に向けては、2015年度予算編成等を踏まえ、具体的な道筋を早期に明らかにできるよう検討を進める。経済再生の進展を確かなものとしつつ、収支改善が可能なときにはできる限りの改善を図る。

2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方

（3）地方行財政制度

（基本的な考え方）

経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。経済再生と財政健全化の両立を実現するためには、地域が自らの将来を見据え、地域の活性化、行財政サービスの効率化、公共施設等の統廃合、都市機能の集積化、財源確保に向けて、積極的に努力していくとともに、人口減少等の経済社会構造の変化に円滑に地方公共団体が対応できるような環境整備や地方財政の健全化に向けた取組を加速して進めていく。

9

（元気な地方を創るための取組の推進）

「集約とネットワーク化」の考え方に基づき、相当の人口規模と中核性のある都市が近隣市町村と有機的に連携し地域の活性化を図るため、地方中枢拠点都市圏や定住自立圏を形成し、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、生活機能サービスの確保・向上といった取組を推進するとともに、条件不利地域における市町村・都道府県の連携の取組を推進する。また、広域化に伴う役割分担や費用分担の成功事例を分析し、横展開を促進する。

地方交付税において地域経済活性化の財政需要を算定する「地域の元気創造事業費」を通じて、頑張る地方を息長く支援する。

（地方財政改革の推進）

「中期財政計画」に定められた方針に基づき、必要な地方の一般財源総額を確保しつつ、地方の税収動向等も踏まえて、できる限り早期に財源不足の解消を目指し、地方財政の健全化を図る。

歳入については、地域再生の進展を確かなものとしながら、地方税の増収を図る。また、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。歳出については、国の取組と基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な課題の財源を確保するなどメリハリを効かせて重点化・効率化を図る。

公営企業等については、公営企業の経営に係る新たな考え方や第三セクター等の経営改革に関するガイドラインを示すことを始め適切な支援を行い、公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。

「公立病院改革プラン（5か年計画）」に基づく取組の成果を総務省・厚生労働省が連携して評価した上で、地域医療構想の策定に合わせ、今年度中に、新たな公立病院改革ガイドラインを策定する。

（地方財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化）

以下の取組を促進し、地方公共団体に関する財政マネジメントの強化を図る。

- 公共事業の施行状況について、地方公共団体の予算額、契約済額及び支出済額を四半期毎に公表するほか、一般行政経費等の決算状況の開示の充実を図るなど地方財政について分かりやすい情報開示を更に進める。
- 各地方公共団体の財政状況が一層比較可能となるよう、統一的な基準による地方公会計の整備を促進する。あわせて、ICTを活用して、固定資産台帳等を整備し、事業や公共施設等のマネジメントも促進する。
- 現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。
- 公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点に立って、更新・統廃合・長寿命化など総合的かつ計画的な管理を行うため、各地方公共団体における「公共施設等総合管理計画」の策定を促進する。

第4章　平成27年度予算編成に向けた基本的考え方

2. 平成27年度予算編成の基本的考え方

平成27年度予算については、本基本方針、「『日本再興戦略』改訂2014」、「中期財政計画」を踏まえ、平成26年度予算に引き続き、民需主導の経済再生と財政健全化目標の双方の達成を目指し、無駄を排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とする。

10

国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

財政健全化目標

国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

国・地方のプライマリーバランス（対GDP比）の推移

（「中長期の経済財政に関する試算」（平成26年7月25日内閣府）の「経済再生ケース」）

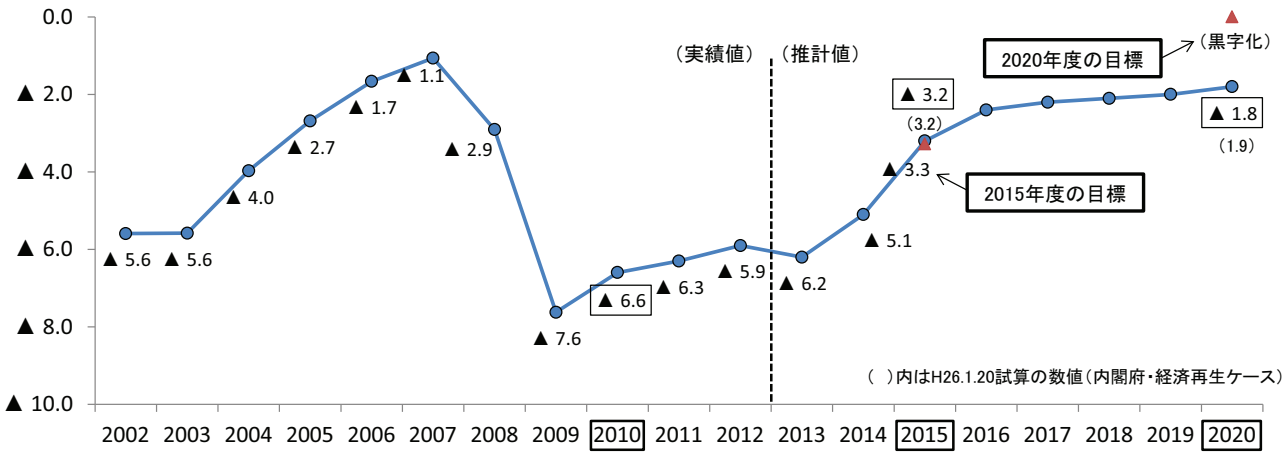

	2010年度	2013年度	→	2015年度(目標)	→	2020年度(目標)
プライマリーバランス（対GDP比）	▲31.7兆円［▲6.6%］	▲29.7兆円［▲6.2%］		▲17.1兆円［▲3.3%］		黒字化

11

平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について

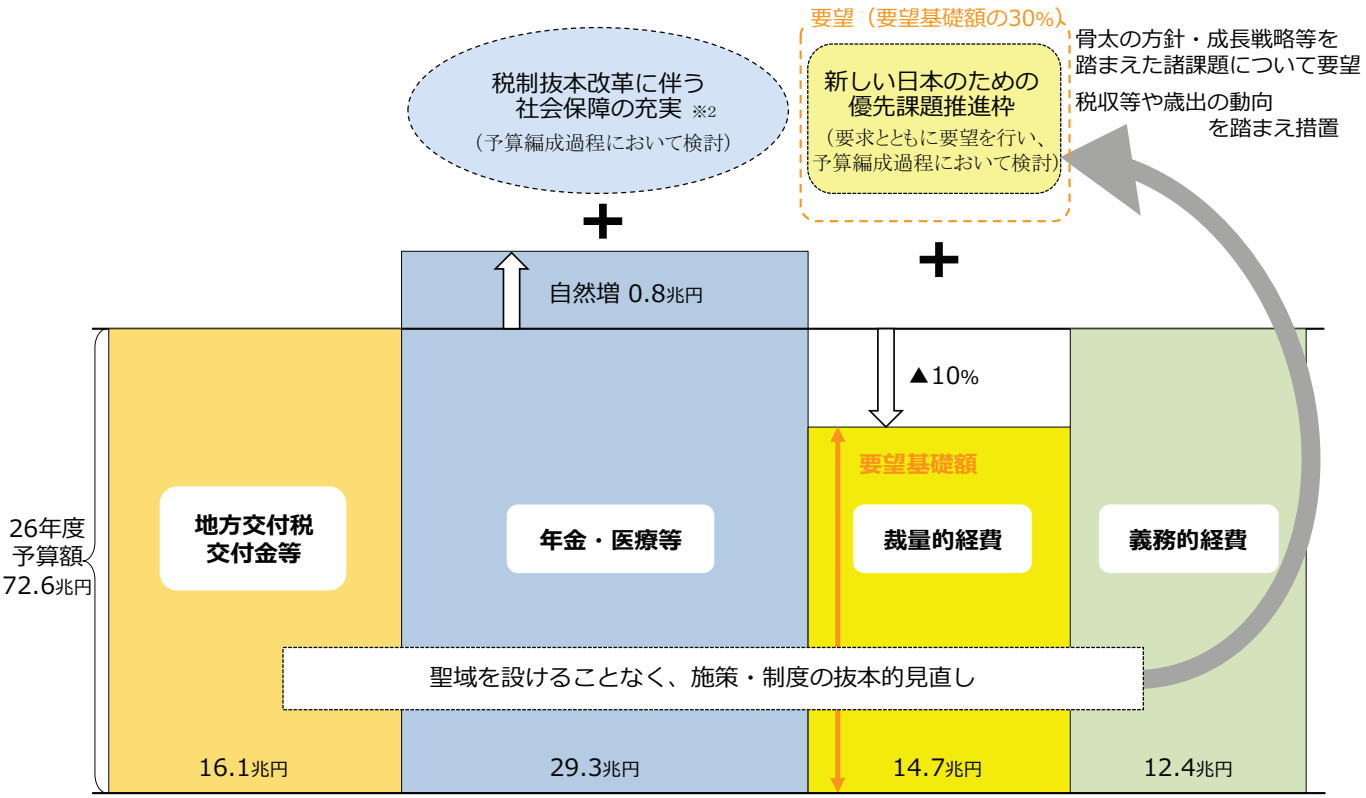

※1　地方交付税交付金等については、「中期財政計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、国勢調査経費の増などの特殊要因については加減算。
東日本大震災復興特別会計への繰入は、既定の方針に従って所要額を要求。
※2　税制抜本改革法に基づく消費税率の引上げは附則18条に則って判断することとなっている。

12

給与勧告の骨子

○　本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに7年ぶりの引上げ

① 民間給与との較差（0.27%）を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ
② ボーナスを引上げ（0.15月分）、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分

俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直し

① 地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引下げ
② 地域手当の見直し（級地区分等の見直し、新データによる支給地域の指定見直し）
③ 職務や勤務実績に応じた給与配分（広域異動手当、単身赴任手当の引上げ等）
＊　平成27年4月から3年間で実施。俸給引下げには3年間の経過措置。段階的実施に必要な原資確保のため、平成27年1月の昇給を1号俸抑制

Ⅰ　給与勧告制度の基本的考え方

・　国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
・　勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
・　公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

Ⅱ　民間給与との較差等に基づく給与改定

1　民間給与との比較

民間給与との較差

約12,400民間事業所の約50万人の個人別給与を実地調査（完了率88.1%）
＊　民間の組織形態の変化に対応するため、本年から基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）の間に位置付けられる従業員の個人別給与等を把握し官民の給与比較の対象に追加

〈月例給〉　公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較
○民間給与との較差　1,090円　0.27%［行政職(一)…現行給与 408,472円　平均年齢43.5歳］
［俸給 988円　はね返り分(注) 102円］（注）俸給等の改定に伴い、諸手当の額が増減する分

〈ボーナス〉　昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較
○民間の支給割合　4.12月（公務の支給月数　3.95月）

2　給与改定の内容と考え方

〈月例給〉
(1) 俸給表
①　行政職俸給表(一)
改定率　平均0.3%　世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定
初任給　民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,000円引上げ
②　その他の俸給表　行政職(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）
(2) 初任給調整手当
医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し改定
(3) 通勤手当
交通用具使用者に係る通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ使用距離の区分に応じ100円から7,100円までの幅で引上げ

13

(4) 寒冷地手当

新たな気象データ（メッシュ平年値2010）に基づき、支給地域を見直し

〈ボーナス〉

民間の支給割合に見合うよう引上げ　3.95月分→4.10月分

勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

（一般の職員の場合の支給月数）

		６月期	12月期
26年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
	勤勉手当	0.675月（支給済み）	0.825月（現行0.675月）
27年度	期末手当	1.225月	1.375月
以降	勤勉手当	0.75 月	0.75 月

［実施時期等］

・月例給：俸給表、初任給調整手当及び通勤手当は平成26年４月１日
　　寒冷地手当は平成27年４月１日（所要の経過措置）
・ボーナス：法律の公布日

Ⅲ　給与制度の総合的見直し

次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告

○　民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し
○　官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の水準の見直し
○　公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し

１　地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し

［俸給表等の見直し］

①　**行政職俸給表(一)**　民間賃金水準の低い12県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差（2.18ポイント(平成24年～26年の平均値)）を踏まえ、俸給表水準を平均２％引下げ。１級（全号俸）及び２級の初任給に係る号俸は引下げなし。３級以上の級の高位号俸は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大４％程度引下げ。40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から５級・６級に号俸を増設

②　**指定職俸給表**　行政職(一)の平均改定率と同程度の引下げ改定

③　**①及び②以外の俸給表**　行政職(一)との均衡を基本とし、各俸給表における50歳台後半層の在職実態等にも留意しつつ引下げ。医療職(一)については引下げなし。公安職等について号俸を増設

④　**その他**　委員、顧問、参与等の手当の改定、55歳超職員（行政職(一)６級相当以上）の俸給等の1.5%減額支給措置の廃止等

［地域手当の見直し］

①　**級地区分・支給割合**　級地区分を１区分増設。俸給表水準の引下げに合わせ支給割合を見直し
１級地20%、２級地16%、３級地15%、４級地12%、５級地10%、６級地６%、７級地３%
＊　賃金指数93.0以上の地域を支給地域とすることを基本（現行は95.0以上）
＊　１級地（東京都特別区）の支給割合は現行の給与水準を上回らない範囲内（全国同一水準の行政サービスの提供、円滑な人事管理の要請等を踏まえると地域間給与の調整には一定の限界）

②　**支給地域**　「賃金構造基本統計調査」（平成15年～24年）のデータに基づき見直し（級地区分の変更は上下とも１段階まで）

③　**特例**　１級地以外の最高支給割合が16%となることに伴い、大規模空港区域内の官署に在勤する職員に対する支給割合の上限（現行15%）、医師に対する支給割合（同）をそれぞれ16%に改定

２　職務や勤務実績に応じた給与配分

(1) **広域異動手当**　円滑な異動及び適切な人材配置の確保のため、広域的な異動を行う職員の給与水準を確保。異動前後の官署間の距離区分に応じて、300km以上は10%（現行６%）、60km以上300km未満は５%（現行３%）に引上げ

(2) **単身赴任手当**　公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、基礎額（現行23,000円）を7,000円引上げ。加算額（現行年間９回の帰宅回数相当）を年間12回相当の額に引上げ、遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分を２区分増設

(3) **本府省業務調整手当**　本府省における人材確保のため、係長級は基準となる俸給月額の６%相当額（現行４%）、係員級は４%相当額（現行２%）に引上げ

(4) **管理職員特別勤務手当**　管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態。災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前０時から午前５時までの間）に勤務した場合、勤務１回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給

(5) **その他**　人事評価結果を反映した昇給効果の在り方については、今後の人事評価の運用状況等を踏まえつつ引き続き検討。技能・労務関係職種の給与については、今後もその在職実態や民間の給与等の状況を注視

３　実施時期等

○　俸給表は平成27年４月１日に切替え
○　地域手当の支給割合は段階的に引上げ、その他の措置も平成30年４月までに計画的に実施
○　激変緩和のための経過措置（３年間の現給保障）
○　見直し初年度の改正原資を得るため平成27年１月１日の昇給を１号俸抑制

Ⅳ　雇用と年金の接続及び再任用職員の給与

○　雇用と年金の接続

・　公務の再任用は短時間が約７割、補完的な業務を担当することが一般的
・　平成28年度に年金支給開始年齢が62歳に引き上げられ、再任用希望者が増加する見込み。職員の能力・経験の公務外での活用、業務運営や定員配置の柔軟化による公務内での職員の活用、60歳前からの退職管理を含む人事管理の見直しを進めていく必要
・　本院としても引き続き、再任用の運用状況や問題点の把握に努めるとともに、民間企業における継続雇用等の実情、定年前も含めた人事管理全体の状況等を詳細に把握し、意見の申出（平成23年）を踏まえ、雇用と年金の接続のため適切な制度が整備されるよう積極的に取組

○　再任用職員の給与

・　転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ再任用職員に単身赴任手当を支給［実施時期：平成27年４月１日］
・　本年初めて公的年金が全く支給されない民間の再雇用者の個人別給与額を把握。今後もその動向を注視するとともに、各府省の今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、再任用職員の給与の在り方について必要な検討

平成２７年度の地方財政の課題

H27概算要求時公表資料

【通常収支分】

1．地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化

(1)「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「中期財政計画」で示された方針を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。

(2) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保。

(3) 公共施設等総合管理計画の策定、ICTを活用した地方公会計の整備、公営企業会計の適用の拡大等により地方財政のマネジメントを強化するとともに、公立病院などの公営企業、第三セクター等の経営健全化を推進。

2．地方の創生と人口減少の克服

我が国の喫緊の課題である地方の創生と人口減少の克服について、「地域の元気創造プラン」の推進によりアベノミクスの成果を全国津々浦々まで波及させるとともに、各府省の連携を強化し総合的に事業を推進する中で、地方団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための地方財政措置を検討。

3．合併後の市町村の姿に対応した地方交付税の算定

「平成の合併」による市町村の姿の変化に対応して、平成26年度に引き続き、市町村の財政需要を的確に把握した上で、順次地方交付税の算定に反映。

4．地方税の充実確保

地方法人課税について、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する観点等から、外形標準課税の拡充や地域間の税源の偏在是正を進めるとともに、車体課税の見直しやふるさと納税の拡充等を進め、地方税を充実確保。

【東日本大震災分】

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保。

平成２７年度　地方財政収支見通し（仮試算）

H27概算要求時公表資料

（通常収支分）　　（単位：兆円）

区分		26年度 A	27年度 B	増減額 B－A	特記事項
歳出	給与関係経費	20.3	20.5	0.2	H26給与改定所要額（人事院勧告（平成26年８月））の増
	一般行政経費	33.2	34.2	1.0	社会保障費の増（自然増及び充実分等の増）
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	1.2	1.2	0.0	
	投資的経費	11.0	11.0	0.0	
	その他	17.6	17.9	0.3	水準超経費の増等
	計	83.4	84.8	1.4	
歳入	地方税等	37.8	39.9	2.1	「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府）による名目成長率等を用いて試算
	地方交付税	16.9	16.0	△ 0.8	
	国庫支出金	12.4	12.7	0.2	社会保障費の増
	地方債	10.6	10.4	△ 0.1	
	うち臨時財政対策債	5.6	5.5	△ 0.1	
	その他	5.7	5.7	△ 0.0	
	計	83.4	84.8	1.4	
	一般財源	60.4	61.6	1.2	
	（水準超経費除き）一般財源	59.4	60.2	0.8	（交付団体ベース）

平成２７年度地方交付税の概算要求の概要

H27概算要求時公表資料

要求の考え方

○ 「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「中期財政計画」で示された方針を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保

○ 地方交付税については、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することとし16．0兆円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求

○ 東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

要 求 内 容

（1） 経済再生の進展を踏まえて、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていくことを基本として、地方の税収の動向等を踏まえた一般会計からの別枠の加算（0.5兆円）等を行う。なお、平成26年度から平成28年度における財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策特例加算（2.0兆円）を行う。

（2） 平成27年度において、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるようにすることや、地方の創生と人口減少の克服に必要な財源を安定的に確保する必要があることから、交付税率の引上げを事項要求とする。

（3） 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

（4） この概算要求は、仮置きの計数であり、今後、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）附則第18条等に基づく消費税率等の引上げについての判断、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整する。

上記に基づく概算要求の姿

○ 地方交付税（地方団体への交付ベース）

16兆450億円＋事項要求（H26　16兆8,855億円）

（H26比　△8,405億円）

（参考）一般財源総額見込み　61.6兆円程度（H26　60兆3,577億円）

18

平成27年度仮試算　地方交付税の姿

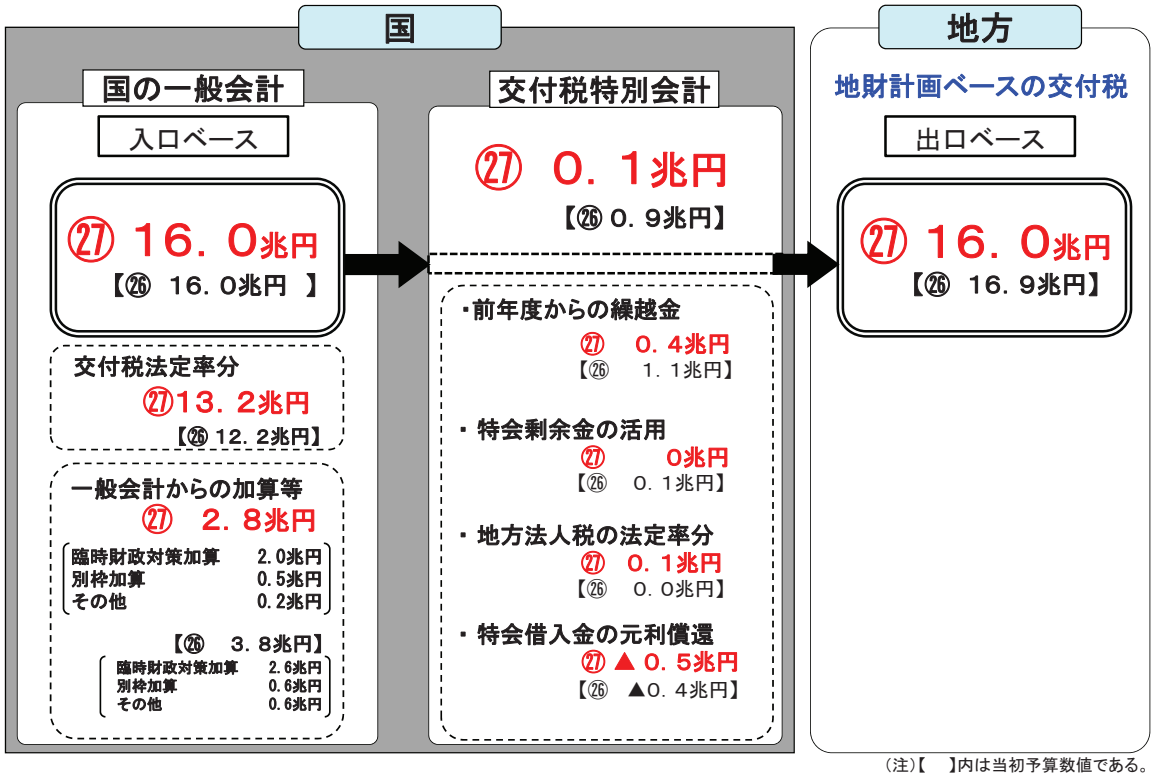

（注）【　】内は当初予算数値である。

19

基　本　方　針

平成２６年９月 12 日
まち・ひと・しごと創生本部決定

１．基本目標

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する。
そのために、国民が安心して働き、希望通り結婚し子育てができ、将来に夢や希望を持つことができるような、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくる。人口減少・超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、景気回復を全国津々浦々で実感できるようにすることを目指し、従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を、中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として力強く実行していく。

２．基本的視点

50 年後に１億人程度の人口を維持するため、「人口減少克服・地方創生」という構造的な課題に正面から取り組むとともに、それぞれの「地域の特性」に即した課題解決を図ることを目指し、以下の３つを基本的視点とする。

（１）若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
・人口減少を克服するため、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる社会経済環境を実現する。

（２）「東京一極集中」の歯止め
・地方から東京圏への人口流出（特に若い世代）に歯止めをかけ、地方に住み、働き、豊かな生活を実現したい人々の希望を実現する。東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する。

（３）地域の特性に即した地域課題の解決
・中山間地域等において、地域の絆の中で高齢者をはじめ全ての人々が心豊かに生活できるよう、小さな拠点における制度縦割りを排除した「多世代交流・多機能型」の生活サービス支援を推進する。
・地方中枢拠点都市及び近隣市町村、定住自立圏における「地域連携」を推進し、役割分担とネットワークを形成することを通じて、地方における活力ある経済圏を形成し、人を呼び込む地域拠点としての機能を高める。
・大都市圏等において、過密・人口集中に伴う諸問題に対応するとともに、高齢化・単身化を地域全体で受け止める「地域包括ケア」を推進する。

３．検討項目と今後の進め方

（１）検討項目
各本部員は、基本目標の実現のため、以下の項目について集中的に検討を進め、改革を実行に移す。

① 地方への新しいひとの流れをつくる
② 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
④ 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る
⑤ 地域と地域を連携する

（２）今後の進め方
まち・ひと・しごと創生本部は、人口減少克服・地方創生のための「司令塔」として、まち・ひと・しごと創生会議等における議論を統括し、必要な施策を随時実行していく。このため、国と地方が総力をあげて取り組むための指針として、国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を年内にも決定するとともに、地方における取組を積極的に支援していく。
政策の企画立案・実行に当たっては、地方創生担当大臣において調整し、一元的・効果的・効率的に政策を実施する。

４．取り組むに当たっての基本姿勢

人口減少克服・地方創生のためには、具体的な政策目標を掲げ、その実現に向けて従来型の発想にとらわれず英知を結集し、あらゆる効果的な政策手段を総動員しなければならない。「縦割り」を排除するとともに、個性あふれる「まち・ひと・しごと」創生のため、全国どこでも同じ枠にはめるような手法は採らない。そのためには、地方自治体等が主体的に取り組むことを基本とし、その活気あふれる発意をくみ上げ、民間の創意工夫を応援することが重要となる。本部員は、こうした点を踏まえ、以下の基本姿勢で取り組む必要がある。

① 的確・客観的な現状分析と将来予測を踏まえた、中長期を含めた政策目標（数値目標）を設定の上、効果検証を厳格に実施し、効果の高い政策を集中的に実施する。「バラマキ型」の投資などの手法は採らない。

② 各府省庁の「縦割り」を排除し、ワンストップ型の政策を展開する。例えば、地域再生のためのプラットフォームを整備するとともに、地方居住推進のためのワンストップ支援や小さな拠点における生活支援など、同じような目標・手法の施策は統合し、効果的・効率的に実施する。

③ 人口減少を克服するための地域の効果的・効率的な社会・経済システムの新たな構築を図り、税制・地方交付税・社会保障制度をはじめとしたあらゆる制度についてこうした方向に合わせて検討する。

④ 地方の自主的な取組を基本とし、国はこれを支援する。国と地方及び地方自治体間で連携・協働するとともに、地域に根ざした民間の創意工夫を後押しする。

⑤ 現場に積極的に出向き、地域における先進・成功事例だけでなく、成功には至らなかった事例も含め、得られた知見を今後の政策展開に生かす。

まち・ひと・しごと創生法案の概要

目的（第１条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。
まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成
ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保
しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第２条）

①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備

②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保

③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備

⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出

⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る

⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

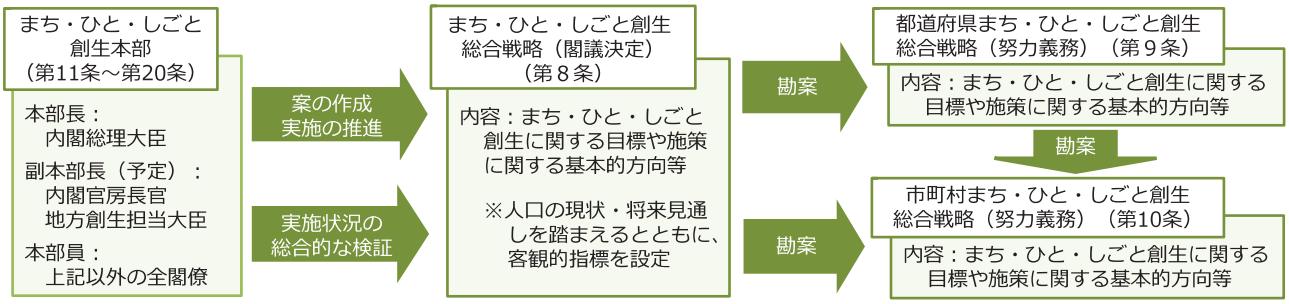

施行期日：公布日（創生本部・総合戦略に関する規定は、公布日から１か月を超えない範囲内で政令で定める日）

地方創生の推進に向けて

平成 26 年 10 月 21 日
地 方 六 団 体

人口減少時代を迎え、すでに多くの地方において、若年人口の減少により地域経済の活力が奪われ、人口流出に拍車がかかる悪循環に陥っている。地方の活力の低下は、東京圏も含めた国全体の活力を著しく衰退させてしまうものであり、今こそこうした流れに歯止めをかけ、我が国の抱える構造的問題を抜本的に改革していかなければ手遅れになる。

人口減少社会の諸問題を克服し、東京圏の過密を防ぎ地方への人の流れを新たに作り出すためには、国と地方が連携・協力の下、あらゆる政策を総動員して効果的な対策を強力に展開していく必要がある。我々地方は、これまでも住民生活を支えるために懸命な取組を行っているところであるが、今後さらに全力でこの課題解決に取り組む覚悟である。

政府においても「まち・ひと・しごと創生本部」を設置され、地方の創生と人口減少の克服に向けた検討を政府一丸となって進められているが、地方の抱える課題は、その要因や条件が地域ごとに大きく異なることから、各省の縦割りや全国一律の政策ではなく、地方の責任の下で、自主性・主体性が発揮できる仕組みが不可欠である。地方の目線に立った真に実効性を伴った個性あふれる地方創生が推進されるよう、次の措置を講じて頂きたい。

少子化対策の抜本的な強化等

人口減少を克服するラストチャンスと捉え、少子化対策を国家的課題と位置付け、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるよう、国と地方が総力を挙げて抜本強化に直ちに取り組む必要がある。

○ 結婚・出産・子育てといったライフステージに応じた多様な施策を、地域の実情に応じて強力に展開できる自由度の高い仕組みを構築すること。

○ 早い年代から安心して子どもを産み育てることができるよう、地域の高齢者や企業等による子育て支援の充実や高齢世帯から子・孫世帯への資産移転の促進など、世代間の支え合いの仕組みを構築すること。

○ 既に多くの地方自治体が実施している乳幼児医療費助成について、国の制度とすること。

○ 多子世帯に対して、福祉・教育・住宅などについて、思い切った公的支援を実施すること。

○ ワーク・ライフ・バランスの取組や就業継続支援等を充実し、女性の活躍を強力に支援すること。

東京圏への一極集中を是正し、地方の活力を取り戻す仕組みづくり

東京圏への過度の人口集中を防ぎ、地方への新しいひとの流れをつくり、地方と都市がそれぞれの特徴を活かしながら共に発展する成熟国家にふさわしい社会システムを構築する必要がある。

○　地方への移住・定住の促進を図るため、移住・定住情報をワンストップで提供し、希望者を手厚くサポートする仕組みを創設すること。

○　地方大学の活性化策を強化し、地方における多様な人材の確保と若者の地方からの流出抑制を図ること。

○　企業の本社機能や政府機関等の地方への移転を促進すること。

○　田園回帰の動きを加速させるとともに、食料生産や国土保全等、農山漁村が有する価値を高めるための様々な政策を実施すること。

○　都市と農山漁村の交流を促進すること。

○　地方都市や町村が相互に役割をシェアし、圏域としての都市機能の維持向上を図りつつ、同時に周辺地域の過疎対策等にも十分配慮し、地方の特色を最大限活用した地域連携の支援を実施すること。

地域経済の活性化

それぞれの地域に暮らし続けることができるよう、地方にしごとをつくり、安心して働ける環境整備に強力に取り組み、持続可能な地域社会を構築する必要がある。

○　地方が行う企業誘致制度に対する支援策の強化、地方で起業を促進する環境づくり、テレワークやサテライトワークなどの新たなビジネスモデルの支援を積極的に実施すること。

○　地域の雇用を支える中小企業・小規模事業者や農林水産業に対し、経営基盤強化や事業承継・担い手対策などを促進するための支援策を強化すること。

○　地方産品の輸出拡大、海外における観光プロモーション、地域の先端的研究開発の支援などにより、地域産業の競争力強化を図ること。

安心・安全な暮らしを守る基盤づくり

人口減少社会にあっても、地域の活力低下を防ぎ、住民の安心・安全な暮らしを持続可能なものとしていくためには、地域医療の確保、集落対策、生活交通対策、災害対策など幅広い実効性ある対策を切れ目なく講じていく必要がある。

○　小さくても地域の生活を維持するための拠点及びネットワークの整備を推進すること。

○　生活の利便性の向上、地域資源を活かした産業の振興の観点等から、ICT の活用等の推進を図ること。

○　利便性の高い地域交通インフラの維持・向上を図ること。

地方意見の反映と情報提供

人口減少社会における課題は地域ごとに大きく異なり、これまでのように画一的な国の施策では解決できない。その処方箋を最もよく知っているのは地方であり、地方との意見交換を十分行う必要がある。

○　国の長期ビジョンや総合戦略の策定に当たっては、地方との意見交換を密にし、それらに反映すること。また、人口動向や将来推計等について積極的に地方に情報提供すること。

たゆみなき地方分権の実現と大胆な法令・制度等の見直し

人口減少社会においては、地方の自立なくして持続可能な社会は実現しないことから、一層の地方分権を進める必要がある。一方で、国は地方の実情を踏まえ、税制をはじめ大胆な構造変革を推進していく必要がある。

○　農地転用許可をはじめ、地方が創意工夫により施策を推進する上で支障となる法令や制度等について、地方の意見を踏まえて柔軟に見直すなど、地方分権を一層推進すること。

○　人口減少対策等に資する税制措置については、地方への人の流れをつくる制度、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みを幅広く検討すること。

○　特に、①東京圏から地方へ本社等の移転等を行う企業に対する税制優遇措置、②新たな結婚資金や子育て資金を対象とした恒久的な贈与税の非課税制度等について、平成 27 年度税制改正において実現する方向で検討すること。

地方が自立して地方創生・人口減少対策を実現できる財源の確保

地方が責任をもち自立して地方創生・人口減少対策を実現できるよう財源を確保していく必要がある。

○　地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地方が自立して資金を効果的に活用できる包括的な交付金「まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）」等を継続的に大胆な規模で設けること。

○　この交付金は、目標管理するなど地方の責任において、少子化対策、起業や中小企業支援、企業立地等による雇用の場の確保、農林水産業の振興、地方大学の活性化、都市と農山漁村の交流促進など地方創生・人口減少の克服のための幅広いソフト事業等に活用できるようにすること。

○　上記に加え、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための地方政策を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

平成 27 年度地方税制改正(案)について

総　　務　　省
平成 26 年 12 月

平成 27 年度の与党税制改正大綱 (12 月 30 日決定) のうち、地方税の概要は以下のとおり。

１　法人税改革

◎　法人事業税の外形標準課税の拡大等

○　資本金１億円超の普通法人に導入されている外形標準課税 (付加価値割、資本割) を、２年間で、現行の４分の１から２分の１に段階的に拡大。(現行 1/4→㉗ 3/8→㉘ 1/2)

※　国・地方を通じた法人実効税率：現行 34.62%→㉗ 32.11%(▲2.51%)→㉘ 31.33%(▲3.29%)

〔標準税率〕	現行	平成 27 年度	平成 28 年度以降
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本割	0.2 %	0.3 %	0.4 %
所得割 ※	7.2 %	6.0 %	4.8 %
	(4.3 %)	(3.1 %)	(1.9 %)

＊ 括弧書きは、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。

※１　所得割の軽減税率についても比例的に引下げ。
※２　地方法人特別税の税率を、所得割の税率の引下げに合わせて見直し。(規模は現行同様)

○　所得の拡大を図る観点から、法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について、給与増加分の負担を軽減。

○　外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下の法人について、２年間に限り負担増を原則２分の１に軽減。

○　資本割の課税標準について、現在の課税標準である資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、当該額を課税標準とする見直し。また、法人住民税均等割の税率区分の資本金等の額を資本割の課税標準に統一。

２　車体課税

◎　自動車取得税における「エコカー減税」の見直し

○　平成 32 年度燃費基準への置き換えを行うとともに、平成 32 年度燃費基準未達成の現行エコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする措置を講じ、２年延長。
〔別紙参照〕

◎　軽自動車税の見直し

○　平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入。〔別紙参照〕

(例) (軽四輪の自家用乗用車の場合)
・　電気自動車等：概ね▲75%、H32 燃費基準＋20%達成車：概ね▲50%、H32 燃費基準達成車：概ね▲25%。

※　この特例については、自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例（軽課）とあわせて見直す。

○　二輪車に係る税率の引上げ時期を平成 27 年４月１日から平成 28 年４月１日に１年延期。

３　消費税率 10%への引上げ時期の変更等

◎　地方税に係る税制抜本改革法についての措置

○　消費税率 10%への引上げ等の施行日を平成 29 年４月１日に変更。
○　景気判断条項（税制抜本改革法(地方)附則第 19 条第３項）を削除。
○　地方消費税の社会保障財源化分に係る経過措置等所要の措置。

◎　個人住民税における住宅ローン減税措置の対象期間の延長

○　個人住民税における住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間を平成 31 年６月 30 日まで１年半延長。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補塡。

◎　車体課税の見直し、地方法人課税の偏在是正

○　平成 26 年度与党税制改正大綱等における消費税率 10%段階の車体課税の見直し及び地方法人課税の偏在是正については、平成 28 年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

４　ふるさと納税

◎　特例控除額の拡充

○　特例控除額の上限を個人住民税所得割額の１割から２割に拡充。

◎　返礼品送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請

○　ふるさと納税（寄附金）が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、地方団体に対し要請。

◎　申告手続の簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設）

○　確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入。

５　固定資産税等

◎　固定資産税等（土地）の負担調整措置

○　現行の仕組みを３年延長。

○　次期評価替えまでの間において、デフレ脱却の動向を見極めつつ、商業地等の据置特例の対象土地における税負担の不均衡や、現行の一般市街化区域農地の負担調整措置により生じている不均衡等の課題への対処について検討を進めるとともに、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、異なる用途の土地や他の資産との間の税負担の均衡化等、固定資産税の今後を見据えた検討を行う。

◎　不動産取得税の特例税率等

○　住宅及び土地に係る税率の特例措置（４%→３%）を３年延長。
○　宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（２分の１）を３年延長。

６　地方たばこ税

◎　旧３級品の製造たばこに係る税率の見直し

○　旧３級品の製造たばこに係る特例税率を段階的に廃止（平成 28 年４月１日から平成 31 年４月１日までに、４段階で税率引上げを実施。）。

	現　行	改正案			
		H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
地方のたばこ税	2,906 円	3,406 円	3,906 円	4,656 円	6,122 円
道府県たばこ税	411 円	481 円	551 円	656 円	860 円
市町村たばこ税	2,495 円	2,925 円	3,355 円	4,000 円	5,262 円
（参考）国のたばこ税	2,906 円	3,406 円	3,906 円	4,656 円	6,122 円

７　狩猟税

◎　有害鳥獣捕獲従事者に係る狩猟税の軽減措置

○　有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、以下の軽減措置を平成 30 年度（平成 31 年３月 31 日）まで実施。

- 対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者登録　→　非課税（現行 税率２分の１）
- 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者登録　→　非課税（新設）
- 有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者に係る狩猟者登録　→　税率２分の１（新設）

８　主な税負担軽減措置等

◎　固定資産税等の特例措置

○　新幹線鉄道に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象路線に北海道新幹線を追加。

○　港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設。

○　空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった特定空家等に係る土地を、住宅用地特例の対象から除外。

○　以下の特例措置について、わがまち特例を導入した上、延長。

- 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税・不動産取得税）〔２年延長〕
- 管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）〔３年延長〕
- 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置（固定資産税）〔２年延長〕

○　買取再販事業者が既存住宅を取得し、２年以内に一定のリフォームを行った上で個人に販売した場合、不動産取得税の税額を減額する特例措置を創設。

○　Ｊリートに係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象施設に物流施設を追加した上、２年延長。

◎　軽油引取税の課税免除措置

○　軽油引取税の課税免除の特例措置の一部を廃止の上、３年延長。

９　納税環境整備等

◎　地方消費税の清算基準の見直し

○　サービス業対個人事業収入額に用いる統計を、経済センサス活動調査に変更（ただし、インターネット取引等により消費地ではなく供給地で計上されていると思われるもの等を除外。）。

○　清算基準に用いる人口と従業者数の割合を１：１から３：２に変更。

◎　地方税における猶予制度の見直し

○　地方税の猶予制度について、地方分権を推進する観点から一定の事項については条例で定めることとした上で、国税の昨年度の改正を踏まえ所要の見直し。

◎　個人住民税等の還付加算金の起算日の見直し

○　所得税の還付申告等に基因して個人住民税等が過納となった場合の還付加算金の起算日について、所得税が過納となった場合と概ね一致させるよう見直し。

10　検討事項等

◎　外形標準課税の更なる拡大等

○　大法人向けの法人事業税の外形標準課税の更なる拡大に向けて、平成 27 年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。その際、分割基準や資本割のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

◎　働き方の選択に対して中立的な税制の構築

○　個人所得課税について、効果的・効率的に子育てを支援する観点、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する観点を含め、社会・経済の構造変化に対応するための各種控除や税率構造の一体的な見直しを丁寧に検討する。

◎　消費税の軽減税率制度

○　消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。平成 29 年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。

◎　森林吸収源対策・地方の地球温暖化対策に関する財源の確保

○　森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配意しつつ、ＣＯＰ21 に向けた 2020 年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。

◎　固定資産税の償却資産課税に関する税制措置

○　設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等他の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する。

※　ゴルフ場利用税については、現行制度を堅持

別　紙

①　自動車取得税におけるエコカー減税の見直し（案）

乗用車

〔現行〕（適用期限：H27.3.31）

内　容	対　象　車
非課税	電気自動車等
	H27 年度燃費基準＋20%達成
80%軽減	H27 年度燃費基準＋10%達成
60%軽減	H27 年度燃費基準達成

〔H27.4～〕基準切替えと重点化

内　容	対　象　車
非課税	電気自動車等
	H32 年度燃費基準＋20%達成
80%軽減	H32 年度燃費基準＋10%達成
60%軽減	H32 年度燃費基準達成
40%軽減	H27 年度燃費基準＋10%達成
20%軽減	H27 年度燃費基準＋５%達成

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）に限る。

トラック・バス

【重量車】ディーゼル車、ディーゼルハイブリッド車（車両総重量 3.5t 超）

〔現行〕（適用期限：H27.3.31）

内容	対　象　車	
	排ガス要件	燃費要件
非課税	電気自動車等	
	ポスト新長期規制 NOx・PM ＋10%低減	H27 年度燃費基準＋10%達成
80%軽減	ポスト新長期規制 NOx・PM ＋10%低減	H27 年度燃費基準＋５%達成
	ポスト新長期規制適合	H27 年度燃費基準＋10%達成
60%軽減	ポスト新長期規制 NOx・PM ＋10%低減	H27 年度燃費基準達成
	ポスト新長期規制適合	H27 年度燃費基準＋５%達成

〔H27.4～〕基準切替えと重点化

内容	対　象　車	
	排ガス要件	燃費要件
非課税	電気自動車等	
	ポスト新長期規制 NOx・PM ＋10%低減	H27 年度燃費基準＋15%達成
80%軽減	ポスト新長期規制 NOx・PM ＋10%低減	H27 年度燃費基準＋10%達成
	ポスト新長期規制適合	H27 年度燃費基準＋15%達成
60%軽減	ポスト新長期規制 NOx・PM ＋10%低減	H27 年度燃費基準＋５%達成
	ポスト新長期規制適合	H27 年度燃費基準＋10%達成
40%軽減	ポスト新長期規制 NOx・PM ＋10%低減	H27 年度燃費基準達成
	ポスト新長期規制適合	H27 年度燃費基準＋５%達成

【中量車】【軽量車】

排出ガス・燃費(平成 27 年度燃費基準)の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて軽減。

②　軽自動車税のグリーン化特例（軽課）（案）

軽乗用車

〔H27.4～〕

内　容	対　象　車
税率を概ね 75%軽減	電気自動車等
税率を概ね 50%軽減	H32 年度燃費基準＋20%達成車
税率を概ね 25%軽減	H32 年度燃費基準達成車

軽貨物車

〔H27.4～〕

内　容	対　象　車
税率を概ね 75%軽減	電気自動車等
税率を概ね 50%軽減	H27 年度燃費基準＋35%達成車
税率を概ね 25%軽減	H27 年度燃費基準＋15%達成車

※ 「電気自動車等」：電気自動車及び天然ガス自動車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）とする。
※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）に限る。

参考資料

〔平成27年度地方税制改正（案）関係〕

総務省自治税務局

【目　次】

○　外形標準課税の拡大等（案）……1
○　賃上げへの対応（案）……2
○　負担変動に対する配慮措置（案）……3
○　法人事業税資本割の課税標準の見直し等（案）……4
○　自動車取得税におけるエコカー減税の見直し（案）……5
○　軽自動車税のグリーン化特例（軽課）（案）……6
○　二輪車に係る軽自動車税について（案）……7
○　地方消費税率引上げ時期の変更に伴う対応（案）……8
○　消費税率引上げ時期変更に伴う措置（個人住民税における住宅ローン減税措置の対象期間の延長）（案）…9
○　消費税率10%段階の車体課税の見直し及び地方法人課税の偏在是正……10
○　ふるさと納税の拡充（案）……11
○　（別紙）「ふるさと納税ワンストップ特例」の基本的スキーム……12
○　固定資産税に係る宅地等の課税の仕組み（平成27年度～平成29年度）（案）……13
○　固定資産税に係る農地の課税の仕組み（平成27年度～平成29年度）（案）……14
○　平成27年度税制改正大綱（固定資産税関係部分抜粋）……15
○　不動産取得税の税率の特例措置・宅地評価土地の課税標準の特例措置の適用期限の延長（案）……16
○　旧３級品の製造たばこに係る地方のたばこ税の税率の見直し（案）……17
○　有害鳥獣捕獲従事者に係る狩猟税の軽減措置（案）……18
○　北海道新幹線の開業に伴う固定資産税の課税標準の特例措置の拡充（案）……19
○　港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設（案）……20
○　空き家の除却等を促進するための固定資産税・都市計画税に係る所要の措置（案）……21
○　平成27年度税制改正（案）におけるわがまち特例の導入について……22
○　買取再販事業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税の減額措置の創設（案）……23
○　Ｊリート・特定目的会社に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長（案）……24
○　軽油引取税の課税免除措置（案）……25
○　地方消費税の清算基準の見直し（案）……26
○　地方税における猶予制度の見直し（案）……27
○　個人住民税等における還付加算金の起算日の見直し（案）……28
○　ゴルフ場利用税の現行制度の堅持……29

外形標準課税の拡大等（案）

○ 法人事業税の1／4に導入されている外形標準課税を2年間で1／2に拡大する。

現行　1/4　→　㉗　3/8　→　㉘　4/8（所得割：外形課税＝1：1）

○ 付加価値割と資本割の比率は、現行通り2：1とする。

付加価値割	現行	0．48%	→	㉗	0．72%	→ ㉘	0．96%
資本割	現行	0．2 %	→	㉗	0．3 %	→ ㉘	0．4 %
所得割	現行	7．2 %	→	㉗	6．0 %	→ ㉘	4．8 %（※）
（参考：法人税率	現行	25．5 %	→	㉗ 以降	23．9%）		
法人実効税率		34．62%	→	㉗ 32．11%（▲2．51%）		→ ㉘ 31．33%（▲3．29%）	

（※）施行時期
㉗：平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に開始する事業年度に適用
㉘：平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用

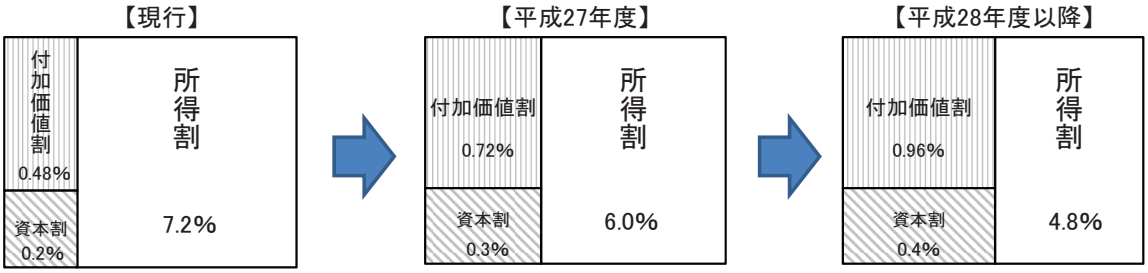

※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。
また、所得割の税率には地方法人特別税を含む。

1

賃上げへの対応（案）

○ 外形標準課税の拡充に際し、賃上げを促進する観点から、法人税の所得拡大促進税制における「控除対象給与等支給増加額」を付加価値割の課税標準の報酬給与額から控除し、増加額に係る付加価値割額を、実質的に税額控除。（赤字法人にも適用）

※ 雇用安定控除との重複の調整等所要の措置を講ずる。

控除対象給与等支給増加額に係る付加価値割額を控除

［控除額］ 法人税の控除対象給与等支給増加額 × 税率 × 雇用安定控除調整率

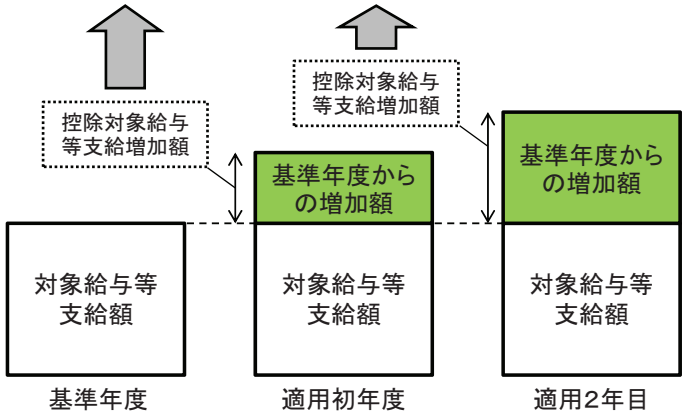

【要件】

(1) 基準年度と比較して、
平成27年度：3%以上
平成28年度：4%以上
平成29年度：5%以上
の給与等総支給額が増加

(2) 給与等総支給額が前年度以上であること

(3) 平均給与等支給額が前年度を上回ること

2

負担変動に対する配慮措置（案）

○ 外形標準課税の拡大により負担増となる法人（欠損法人、事業規模に比して所得が小さい法人）のうち、事業規模が一定以下の法人について、2年間に限りこれを軽減する経過措置を講ずる。

対象法人： 付加価値額 30億円以下の法人(※)　負担増の2分の1を軽減(※)

【措置案のイメージ（平成27年度）】

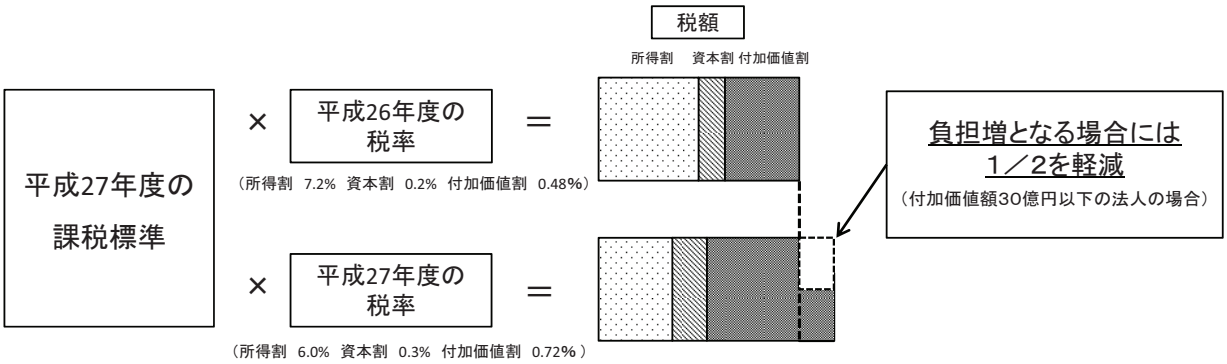

※ H28についても同様に、H28の課税標準をもとにH27とH28の税率で算出した額の差額の1／2(付加価値額30億円以下の法人の場合)を軽減。

※ 付加価値額30億円超40億円以下の法人については、1/2から0の間でなだらかに軽減率を引下げ。

3

法人事業税資本割の課税標準の見直し等（案）

○ 法人事業税資本割の課税標準及び法人住民税均等割の税率区分の基準（以下、「課税標準等」という。）を、原則、従来どおり下記①としつつ、①が②を下回る場合に②とする。

① 法人税法上の「資本金等の額」

② 「資本金」と「資本準備金」の合計額

○ 法人住民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、法人事業税資本割と合わせて、「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置を講じることとする。

〔原則〕

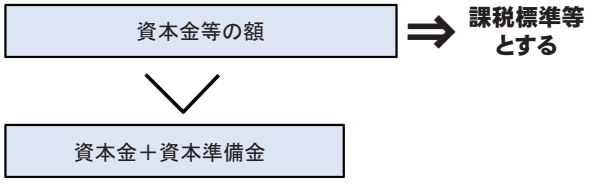

〔自己株式の取得等により資本金等の額が大きく減少している場合〕

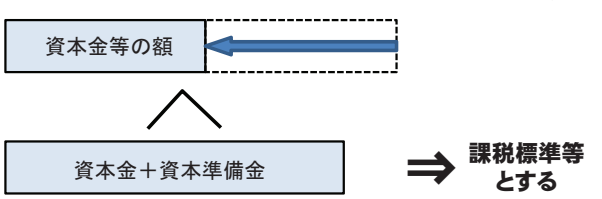

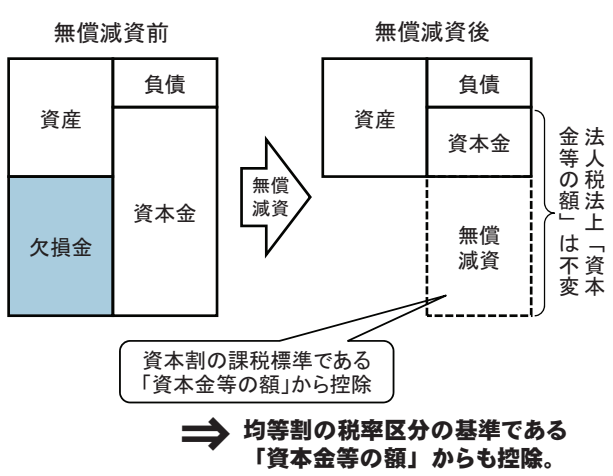

4

自動車取得税におけるエコカー減税の見直し（案）

乗用車

【改正前（平成24年度～26年度）】

区　分		軽減率
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド車、 天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、 クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)		非課税
ガソリン車 ハイブリッド車	★★★★かつ H27年度燃費基準＋20%達成	非課税
	★★★★かつ H27年度燃費基準＋10%達成	80% 軽減
	★★★★かつ H27年度燃費基準達成	60% 軽減

【改正後（平成27年度～28年度）】

区　分		軽減率	
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド車、 天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、 クリーンディーゼル乗用車(ポスト新長期規制適合)		非課税	
ガソリン車 ハイブリッド車	★★★★かつ H32年度燃費基準＋20%達成	非課税	
	★★★★かつ H32年度燃費基準＋10%達成	80% 軽減	
	★★★★かつ H32年度燃費基準達成	60% 軽減	
	★★★★かつ H27年度燃費基準＋10%達成	40% 軽減	新設
	★★★★かつ H27年度燃費基準＋５%達成	20% 軽減	新設

※ ★★★★:平成17年排出ガス基準75%低減達成。
※ ポスト新長期規制:ディーゼル車等において、平成21年以降(車両総重量等により、平成21年、22年と異なる)に適用される排出ガス規制。
※ 「改正前」の軽減率は平成26年度改正後のもの。

軽量車・中量車・重量車

乗用車と同様の考え方に基づき、排出ガス・燃費（平成27年度燃費基準）の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて軽減。

5

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）（案）

① 適用期間：平成27年４月１日から平成28年３月31日までに新規取得した軽四輪等(三輪以上の軽自動車)
② 軽課年度：平成28年度のみ
③ 対象及び軽課割合：下表のとおり
※ 自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例（軽課）とあわせて見直す。

○対象及び軽課割合

＜ 軽乗用車 ＞

対　象　車	内　容
電気自動車等	税率を概ね75%軽減
H32年度燃費基準 ＋20%達成車	税率を概ね50%軽減
H32年度燃費基準 達成車	税率を概ね25%軽減

＜ 軽貨物車 ＞

対　象　車	内　容
電気自動車等	税率を概ね75%軽減
H27年度燃費基準 ＋35%達成車	税率を概ね50%軽減
H27年度燃費基準 ＋15%達成車	税率を概ね25%軽減

※「電気自動車等」:電気自動車及び天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)とする。
※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。

○軽課を適用した場合の標準税率

車種区分			標準税率	軽　課		
				25%軽減	50%軽減	75%軽減
四輪以上	乗用	自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
		営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
	貨物用	自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円
		営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円
三　輪			3,900円	3,000円	2,000円	1,000円

※ 三輪車については、地方税法上は、「乗用」・「貨物用」の区別はないが、自動車検査証の「用途」欄に記載される「乗用」又は「貨物用」の区別に応じて適用される燃費基準の達成度により、軽課判定を行う。

二輪車に係る軽自動車税について（案）

平成27年度税制改正大綱（平成26年12月30日　自由民主党・公明党）

第二　平成27年度税制改正の具体的内容

四　消費課税

５　車体課税の見直し

（５）平成27年度分以後の年度分について適用することとされている原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始を１年間延期し、平成28年度分以後の年度分について適用することとする。

【 二輪車に係る軽自動車税 】

		現 行	改正後
①原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
②二輪の軽自動車	（125cc超250cc以下）	2,400円	3,600円
③二輪の小型自動車	（250cc超）	4,000円	6,000円

地方消費税率引上げ時期の変更に伴う対応（案）

【地方税に係る税制抜本改革法】

○　消費税率（国・地方）10%への引上げ等の施行日：平成27年10月１日　⇒　平成29年４月１日

○　景気判断条項（税制抜本改革法（地方）附則第19条第３項）の削除。

○　地方消費税の清算・交付に関し、平成29年度における地方消費税額について、その19分の10（本則22分の10）を社会保障財源化分以外とし、その19分の９（本則22分の12）を社会保障財源化分とする経過措置の手当て。

○　その他所要の規定の整備。

※　加えて、平成27年４月１日施行の地方交付税の法定率の改正規定の手当てが必要。

安倍総理大臣記者会見（抄）（平成26年11月18日(火)）

デフレから脱却し、経済を成長させる、アベノミクスの成功を確かなものとするため、本日、私は、消費税10%への引き上げを法定どおり来年10月には行わず、18カ月延期すべきであるとの結論に至りました。

（中略）

来年10月の引き上げを18カ月延期し、18カ月後、さらに延期するのではないかといった声があります。再び延期することはない。ここで皆さんにはっきりとそう断言いたします。平成29年４月の引き上げについては、景気判断条項を付すことなく確実に実施いたします。３年間、３本の矢をさらに前に進めることにより、必ずやその経済状況をつくり出すことができる。私はそう決意しています。

（中略）

ただいま申し上げた内容を実現するために、来年度予算の編成に当たるとともに、関連法案の準備を進め、来年の通常国会に提出いたします。

消費税率引上げ時期変更に伴う措置（個人住民税における住宅ローン減税措置の対象期間の延長）（案）

現行では平成29年末までが対象期間とされている住宅ローン減税措置について、消費税率10%への引上げ時期が変更されることを踏まえ、所得税同様、その対象期限を１年６ヶ月延長する。
※　現行同様、この措置による減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填。

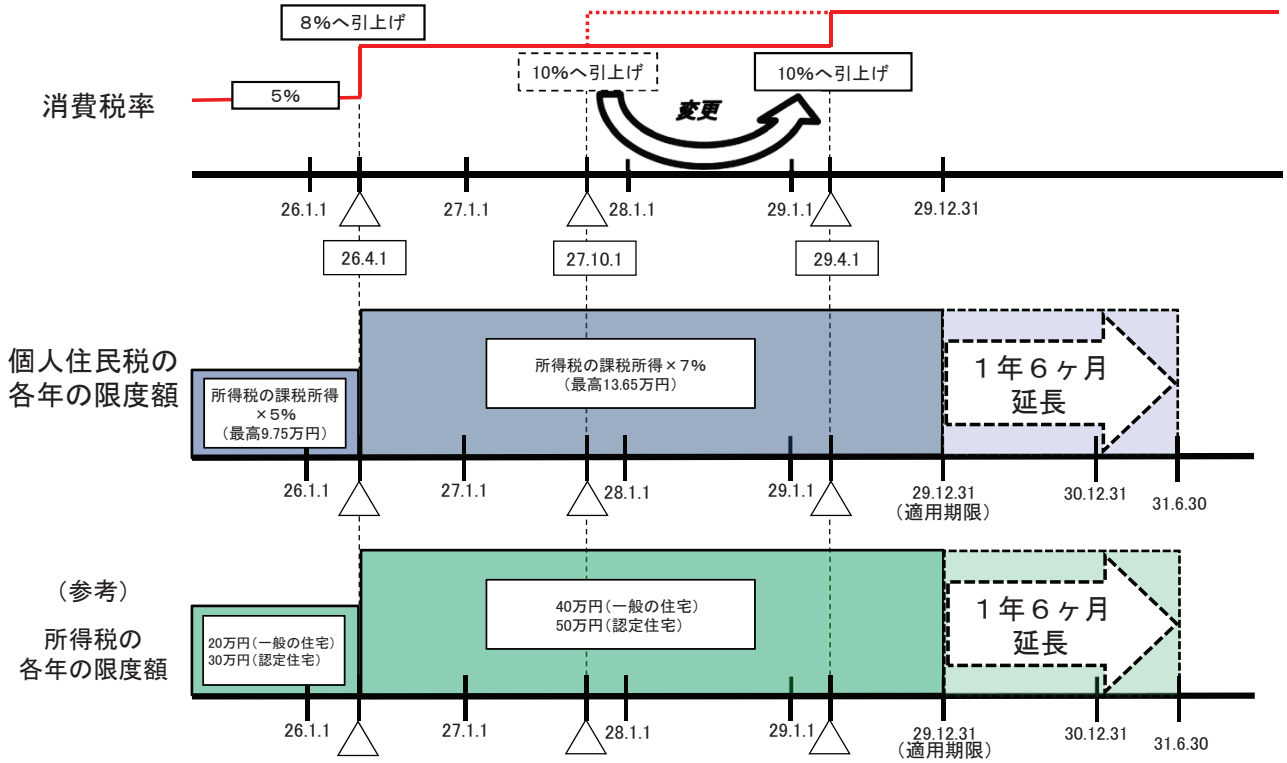

9

消費税率10%段階の車体課税の見直し及び地方法人課税の偏在是正

平成26年度税制改正大綱（抄）（平成25年12月12日 自由民主党・公明党）

第一　平成26年度税制改正の基本的考え方

２ 税制抜本改革の着実な実施

(1) 車体課税の見直し

・・・また、消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税（環境性能割）を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0～3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。

ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

ハ 自動車税（排気量割）のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。

ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。

(2) 地方法人課税の偏在是正

・・・消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

平成27年度税制改正大綱（抄）（平成26年12月30日 自由民主党・公明党）

第一　平成27年度税制改正の基本的考え方

２　消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

(2) 車体課税の見直し

平成26年度与党税制改正大綱等における消費税率10%段階の車体課税の見直しについては、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

・・・なお、消費税率10%段階の車体課税の見直しにおいては、税制抜本改革法第7条に沿いつつ、自動車をめぐるグローバルな環境や課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえた議論を行う。

(3) 地方法人課税の偏在是正

平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

ふるさと納税の拡充（案）

１．特例控除額の拡充

地方六団体の要望等を踏まえ、特例控除額の上限を個人住民税所得割の１割から２割に拡充する。

２．返礼品（特産品）送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請

１とあわせて、ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、下記のような行為の自粛を地方団体に要請する。

（通知（技術的助言））

① 募集に際し、対価の提供との誤解を招きかねない行為
- 「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示

② ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）送付
- 換金性の高いプリペイドカード等
- 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品

３．申告手続の簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設）

確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入する。

（別紙参照）

11

（別紙）

「ふるさと納税ワンストップ特例」の基本的スキーム

（１） 確定申告を行わない給与所得者等は、個人住民税課税市町村に対するふるさと納税（寄附）の控除申請を寄附先団体が本人に代わって行うことを要請できることとする。

（確定申告を行う者は、現行どおり、確定申告を通じて控除を受ける。）

（２） 寄附先団体は、必要な事項を寄附者の個人住民税課税市町村に通知する。

（３） 本特例が適用される場合は、個人住民税課税市町村は、翌年度の個人住民税において、所得税控除分相当額を含めて控除を行う。（確定申告を行った場合と同額が控除される。）

※ 確定申告を行う場合は、原則に戻ることとし、所得税と個人住民税から控除を受ける。

（注） ・ マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入
・ ５団体を超える地方団体へのふるさと納税（寄附）を行う者は、確定申告が必要

固定資産税に係る宅地等の課税の仕組み（平成27年度～平成29年度）（案）

○ 商業地等に係る据置特例、住宅用地特例や商業地等の課税標準額の特例については引き続き措置。
○ 商業地等に係る据置特例のあり方や異なる用途の土地間の負担の公平化については、次期評価替えに向け、引き続き検討。

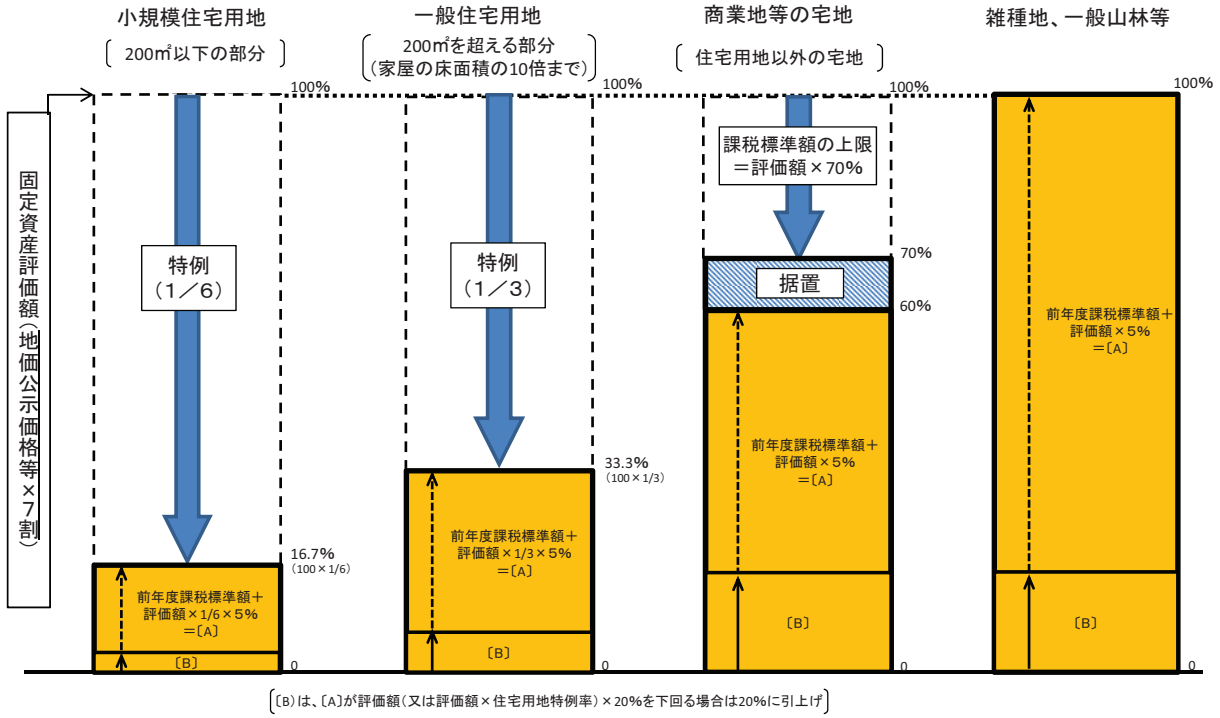

〔B〕は、〔A〕が評価額（又は評価額×住宅用地特例率）×20%を下回る場合は20%に引上げ

固定資産税に係る農地の課税の仕組み（平成27年度～平成29年度）（案）

○ 農地に係る現行と同様の負担調整措置を継続。
○ 税負担の公平性の確保及び制度の簡素化を図るため、他の地目と整合をとる観点等から引き続き検討。

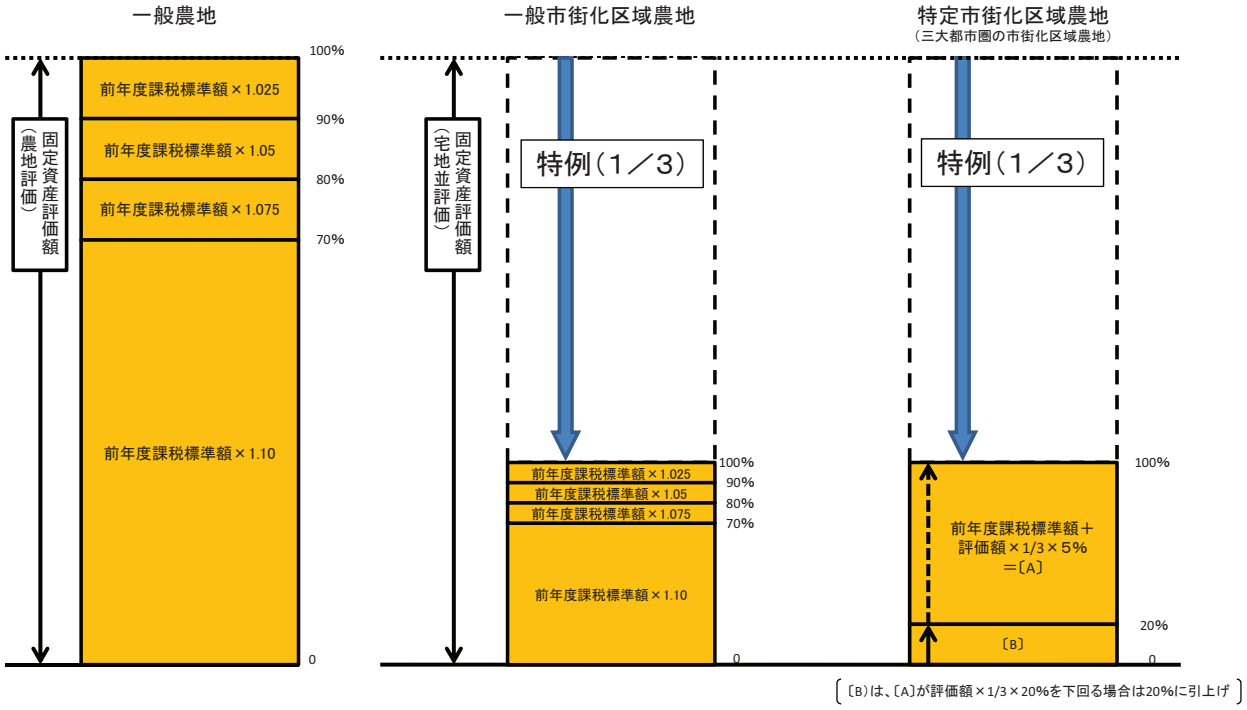

〔B〕は、〔A〕が評価額×1/3×20%を下回る場合は20%に引上げ

平成27年度税制改正大綱（固定資産税関係部分抜粋）

平成26年12月30日
自由民主党
公明党

第一　平成27年度税制改正の基本的考え方

Ⅳ　固定資産税

固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、今後ともその税収の安定的な確保が不可欠である。

土地に係る固定資産税については、商業地等の据置特例の対象土地における税負担の不均衡や、現行の一般市街化区域農地の負担調整措置により生じている不均衡等の課題があるものの、平成９年度から負担水準の均衡化を進めてきた結果、負担水準の均衡化は相当程度進展してきている状況にある。一方、地価の状況は、アベノミクスにより、東京都心部は上昇し、地方圏も下げ止まりつつあるものの、力強さに欠ける状況にある。

このような状況及び現下の最優先の政策課題はデフレ脱却であることを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する。

その一方、今後、デフレから脱却し、地価が一定程度の上昇に転じる場合には、商業地等の負担水準がばらつき、負担の不均衡が再拡大する等の問題が生じ、商業地等の据置特例等の負担調整措置の見直しが必要となると考えられる。

また、農地に関しては、早期の宅地化を期して市街化区域に編入された農地の税負担が長期にわたって低い状態にとどまるため、長く市街化区域内で営農されている農地との間での不均衡等の課題も生じている。これについては、都市農業の振興に係る措置の検討と併せて、検討を進める必要がある。

これらを踏まえ、次期評価替えまでの間において、デフレ脱却の動向を見極めつつ、これらの課題への対処について検討を進めるとともに、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、異なる用途の土地や他の資産との間の税負担の均衡化等、固定資産税の今後を見据えた検討を行う。

15

不動産取得税の税率の特例措置・宅地評価土地の課税標準の特例措置の適用期限の延長（案）

特例の内容

下記特例の3年間延長（平成30年3月31日まで）
- ○ 住宅・土地に係る税率の特例（4%→3%）
- ○ 宅地評価土地（住宅用地・商業地等）に係る課税標準の特例（評価額を1／2に圧縮）

※ いずれも平成27年3月31日までの措置

【税率の特例の変遷】

区分			S29～S55	S56～H14	H15～H17	H18～H19	H20～H26
本則			3%	4%	4%	4%	4%
特例	住宅、住宅用地	土地	3%	4%(※)	3%	3%	3%
		家屋		3%			
	店舗、事務所、商業地等	土地	3%	4%	3%	3%	3%
		家屋				3.5%	4%

※ 住宅用地については、税額の4分の1を減額する特例により実質3%としていたもの。

【課税標準の特例の変遷】

～H5	H6	H7	H8～
措置なし	1／2	2／3	1／2

【宅地評価土地（住宅用地・商業地等）に係る税額の算定方法】

税額 ＝ （固定資産税評価額）地価公示価格×70% × （課税標準の特例）1／2 × （税率の特例）3%

16

旧３級品の製造たばこに係る地方のたばこ税の税率の見直し（案）

○ 旧3級品の製造たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率を段階的に廃止する。
○ 上記の改正は、激変緩和等の観点から、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で税率引上げを実施。

（注） 旧３級品とは、専売納付金制度下において３級品とされていた紙巻たばこをいう。
（エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びうるまの６銘柄。）

（税率：円／1,000本）

実施時期	地方のたばこ税			国のたばこ税
		道府県たばこ税	市町村たばこ税	
現　行	2,906	411	2,495	2,906
平成28年4月1日	3,406	481	2,925	3,406
平成29年4月1日	3,906	551	3,355	3,906
平成30年4月1日	4,656	656	4,000	4,656
平成31年4月1日	6,122	860	5,262	6,122
（参考）一般品の税率	6,122	860	5,262	6,122

＜ 税率引上げに伴う所要の措置 ＞

○ 手持品課税の実施
・ 旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引き上げ後の価格で販売することによる不当利得の防止のために実施。

○ 市町村たばこ都道府県交付金制度における調整率の設定
・ たばこ消費基礎人口一人当たりの市町村たばこ税収が、全国平均の2倍（課税定額）を超えた市町村は、その超えた部分を都道府県に交付する制度。
・ 課税定額の算定に、前々年度の全国のたばこ税額を用いることから、税率の引上げに当たり、前々年度の税率で算出した全国のたばこ税額を当該年度の税率で算出し直すために「調整率」を乗じることが必要。

17

有害鳥獣捕獲従事者に係る狩猟税の軽減措置（案）

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月26日（環境省・農林水産省））に基づく有害鳥獣捕獲目標達成のために、捕獲を支える人材の確保が重要であることから、捕獲従事者に係る狩猟税について、以下の軽減措置を講じる。

また、これらの措置は捕獲目標の見直しが同対策の策定から概ね５年後に行われることから、見直しの時期に合わせて、平成30年度（平成31年３月31日）までの時限措置とする。

【狩猟税の軽減措置内容】

① 対象鳥獣捕獲員について、現行2分の1の税率を非課税とする。
② 新たに創設される認定鳥獣捕獲等事業者の従事者について、非課税とする。 ※新設
③ 鳥獣保護法第9条に基づく許可捕獲の従事者について、税率を2分の1とする。 ※新設

抜本的な鳥獣捕獲強化対策（平成25年12月26日（環境省・農林水産省））（抄）

○ 当面の捕獲目標（全国レベル）の設定
ニホンジカ、イノシシについては、まず当面の目標として、10年後（平成35年度）までに個体数を半減させることを目指すこととし、概ね5年後に捕獲対策の進捗状況を確認し必要に応じて見直しを行うこととする。

北海道新幹線の開業に伴う固定資産税の課税標準の特例措置の拡充（案）

① 新幹線鉄道の新たな営業路線の開業のために新設された線路設備等に係る特例措置の拡充

特例の概要

課税標準を最初の5年度分、価格の1／6、その後の5年度分1／3とする。
※三島特例（1／2）との連乗あり

改正の内容

対象路線（※）に、北海道新幹線（平成27年度末開業予定）を追加
※現行は、東北新幹線、北陸新幹線及び九州新幹線

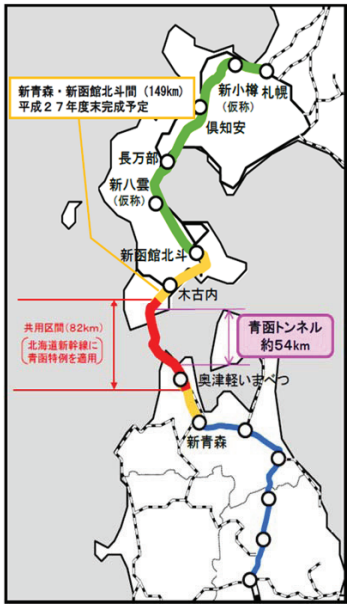

② 青函トンネルの鉄道施設に係る特例措置の拡充

特例の概要

課税標準を価格の1／6とする。
※三島特例（1／2）との連乗あり

改正の内容

対象施設に、北海道新幹線（津軽海峡線と共用する区間）に係る一定の鉄道施設を追加

港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設（案）

特例の内容

○ 南海トラフ地震防災対策推進地域の国際戦略港湾等※において、民間事業者が所有する国の無利子資金の貸付けを受けて改良された護岸、岸壁及び物揚場

→ 最初の5年間 課税標準を価格の2／3とする。（適用期限：平成30年3月31日まで）

※ 南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域の国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾

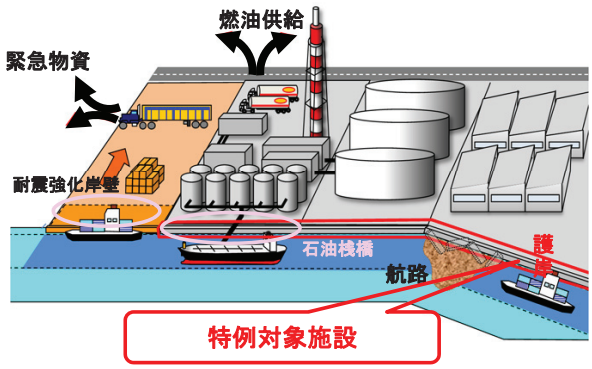

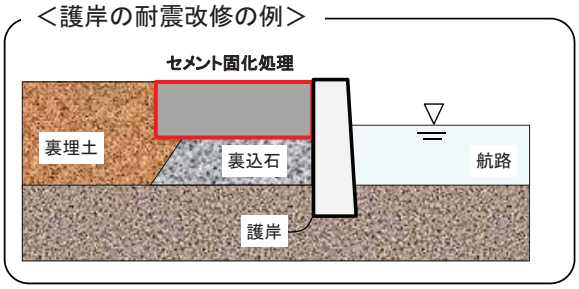

空き家の除却等を促進するための固定資産税・都市計画税に係る所要の措置（案）

背　景

○ 臨時国会において、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定や市町村による対策計画の作成等を定める「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立。

【参考】空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の内容
- 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空家等を「特定空家等」と定義。
- 市町村長が特定空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言・指導、勧告、命令等を行うことが可能。
- 「市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずる」旨も規定。

○ 専ら人の居住の用に供する家屋の敷地については、課税標準の特例措置（住宅用地特例）が講じられている。

【参考】住宅用地特例の概要

区　分	土地の利用状況と面積区分		本則課税標準額	
			固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	住宅の敷地	200㎡以下の部分	価格×１／６	価格×１／３
一般住宅用地		200㎡を超える部分（家屋の床面積の10倍まで）	価格×１／３	価格×２／３

※居住の用に供する見込みがないものについては対象外

改正の内容

○ 管理不全の空家の除却・適正管理を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地特例の対象から除外する。

21

平成27年度税制改正（案）におけるわがまち特例の導入について
【固定資産税・都市計画税・不動産取得税】

○都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長。

【固定資産税・都市計画税】

対象資産	対象地域	特例率等
公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産	都市再生緊急整備地域	**3／5を参酌して1／2以上7／10以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額**（現行：3／5）
	特定都市再生緊急整備地域	**1／2を参酌して2／5以上3／5以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額**（現行：1／2）

※具体的な対象資産：（公共施設）公園、広場等　（都市利便施設）緑化施設、通路

【不動産取得税】

対象資産	対象地域	特例率等
土地及び家屋	都市再生緊急整備地域	**1／5（1／5を参酌して1／10以上3／10以下で都道府県の条例で定めた場合はその割合）を控除**（現行：1／5）
	特定都市再生緊急整備地域	**1／2（1／2を参酌して2／5以上3／5以下で都道府県の条例で定めた場合はその割合）を控除**（現行：1／2）

○管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を3年延長。

【固定資産税】

対象資産	特例率等
津波避難施設等	**1／2を参酌して1／3以上2／3以下で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額**（現行：1／2）

※具体的な対象資産：（家屋）管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難の用に供する部分、（償却資産）誘導灯、誘導標識、自動解錠装置

○新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置について、わがまち特例を導入した上、適用期限を2年延長。

【固定資産税】

対象資産	特例率等
サービス付き高齢者向け住宅	**2／3を参酌して1／2以上5／6以下で市町村の条例で定める割合を減額**（現行：2／3）

わがまち特例の導入状況

固定資産税･･･12項目（4項目）、都市計画税･･･3項目（2項目）、不動産取得税･･･2項目（2項目）

※（　）書きは平成27年度税制改正（案）による追加分

22

買取再販事業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税の減額措置の創設（案）

特例の概要

○　買取再販事業者が中古住宅（新築から10年以上経過しているものに限る）を取得し、２年以内に一定のリフォーム工事（耐震、省エネ、バリアフリー等）を行った上で個人（自己居住用に限る）に販売した場合に、買取再販事業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税の税額を減額（注１）する特例措置（注２）を創設（H27.4.1～H29.3.31）

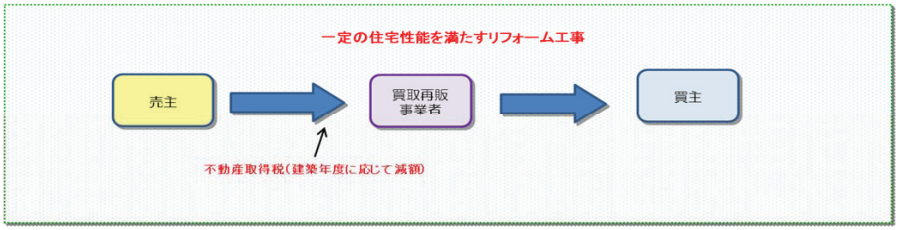

（注１）中古住宅の築年月日に応じた控除額（個人が取得する中古住宅に係る課税標準の特例措置と同様）に、税率を乗じて得た額を減額。

築年月日	控除額（万円）
平成９年４月１日～	1,200
平成元年４月１日～平成９年３月31日	1,000
昭和60年７月１日～平成元年３月31日	450
昭和56年７月１日～昭和60年６月30日	420
昭和51年１月１日～昭和56年６月30日	350
昭和48年１月１日～昭和50年12月31日	230
昭和39年１月１日～昭和47年12月31日	150
～昭和38年12月31日	100

（注２）本特例措置が適用される平均的な中古住宅※は、築年数18.5年（平成８年建築）、評価額580万円。
※平成26年度における登録免許税の特例措置（本特例措置と同一要件）の適用実績の平均。

Ｊリート・特定目的会社に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長（案）

特例の概要

（Ｊリート：平成１３年創設　特定目的会社：平成１０年創設）

○　Ｊリート（不動産投資法人等）及び特定目的会社（ＳＰＣ）等が、不動産証券化に係る不動産（対象施設及びその敷地）を取得した場合には、不動産取得税の課税標準を２／５に軽減。

改正の内容

○　Ｊリート（※）については、対象施設に物流施設を追加。

※　対象施設・・・住宅、事務所、店舗、駐車場、ホテル・旅館、大規模小売店舗、公共施設等

○　適用期限を２年延長。

＜物流施設＞

軽油引取税の課税免除措置（案）（平成27年度税制改正）

○ 適用額が僅少又は燃料の代替が可能なものを廃止し、その他については、国民生活や対象事業者の影響、円安による燃料価格高騰の動向等を勘案し、3年延長。

【廃止】
- 海上保安庁の航路標識
- 警察の電気通信設備
- 消防の電気通信設備
- 陶磁器製造業

（改正影響額：43.5百万円）

◇ 適用期限：平成30年3月31日まで

分　類	免税軽油使用者	免税用途	免税額（百万円）
公用・公共用	自衛隊	艦船の動力源	13,512
		通信機械等の電源	432
	海上保安庁	船舶の動力源	1,408
	警察	船舶の動力源	117
	消防庁及び地方公共団体	船舶の動力源	32
交通	船舶	連絡船等の船舶の動力源	5,098
	鉄道事業・軌道事業	鉄軌道用車両の動力源の用途	7,449
農林漁業用	農業	農業用機械の動力源	10,560
	林業	林業用機械の動力源	1,623
	漁業	漁業用船舶の動力源	11,568
その他産業	セメント製造業	積卸し等機械の動力源	577
	生コンクリート製造業	積卸し等機械の動力源	26
	電気供給業	助燃、発電装置等機械の動力源	7,452
	地熱資源製造業	掘削等機械の動力源	39
	鉱物掘採業	掘採等機械の動力源	13,412
	とび・土工工事業	くい打ち、掘削等機械の動力源	2,076
	鉱さいバラス製造業	破砕、集積等機械の動力源	555
	港湾運送業	積卸し等機械の動力源	2,470
	倉庫業	積卸し等機械の動力源	260
	鉄道貨物利用運送事業	積込み等機械の動力源	24
	航空運送サービス業	乗降、積卸し等機械の動力源	468
	廃棄物処理事業	積込み等機械の動力源	363
	木材加工業	積卸し等機械の動力源	987
	木材市場業	積卸し等機械の動力源	241
	たい肥製造業	積卸し、運搬等機械の動力源	204
	索道事業	スキー場の圧雪機、降雪機の動力源	479

※ 免税額は、平成27年度税制改正時における各省庁の調査結果による。

地方消費税の清算基準の見直し（案）

【現行の清算基準】

指　標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本調査）」の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	12.5%
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	12.5%

【見直し案】

指　標	ウェイト
「小売年間販売額（商業統計本調査）」 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査（注））」の合算額	75%
「人口（国勢調査）」	15%
「従業者数（経済センサス基礎調査）」	10%

（注） 清算基準の趣旨を踏まえ、インターネット取引等により消費地ではなく供給地で計上されていると思われるもの等を除く。

平成27年度税財政等に関する提案（抄）〔全国知事会　平成26年10月〕

（4）「人口」を重視した地方消費税の清算基準の検討

地方消費税については、税の最終負担者である消費者が消費を行った地域と税収の最終的な帰属地を一致させるために、各都道府県間において清算を行っている。社会保障財源を確保するため地方消費税を引き上げる経緯にも鑑み、清算基準である「消費に相当する額」について、小売年間販売額やサービス業対個人事業収入額、新たに導入された経済センサスでは正確に都道府県別の最終消費を把握できない場合に、消費代替指標として「人口」を用いること等により、算定における「人口」の比率を高める方向で見直すことを検討すべきである。

地方税における猶予制度の見直し（案）

○ 地方税の猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度を創設するなどの見直しを行うが、その際、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、換価の猶予に係る申請期限など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとする。

（注）平成28年4月1日から施行。

	要 件	延滞金	その他	
			現行	見直し（案）
徴収猶予 ［納税者の申請］	① 災害、盗難、病気等 ② 事業の休廃止等 ③ 賦課決定等の処分の遅延	（①の場合） 免除 （②・③の場合） 軽減 （26年は1.9%） （27年は1.8%）	・猶予期間は1年以内 （延長可。最大2年以内） ・新たな督促、滞納処分の 禁止 ・原則、担保が必要 ※ 50万円以下の場合等は不要	・同左 ・同左 ・同左 ※ 条例で定める場合は不要 ・分割納付の規定整備 （条例で定める分割納付の方法による。） ・資産・収入等の条例で定める資料提出 （提出困難な場合を除く。） ・不許可事由・取消事由の整備 （条例で定める事由を含む。） ・申請に係る質問検査権の整備
換価の猶予 ［地方団体の長の職権］	次の事実に該当し、納税について誠実な意思を有するとき ① 事業継続・生活維持困難 ② 猶予することが徴収上有利	軽減 （26年は1.9%） （27年は1.8%）	・猶予期間は1年以内 （延長可。最大2年以内） ・原則、担保が必要 ※ 50万円以下の場合等は不要	・同左 ・同左 ※ 条例で定める場合は不要 ・分割納付の規定整備 （条例で定める分割納付の方法による） ・資産・収入等の条例で定める資料提出 ・不許可事由・取消事由の整備 （条例で定める事由を含む。）
【新設（案）】 ［納税者の申請］ 申請期限：納期限から条例で定める期間内	一時に納付することにより事業継続・生活維持困難となるおそれがあり、納税について誠実な意思を有するとき（他に地方税の滞納がある場合その他条例で定める場合を除く。）			

27

個人住民税等における還付加算金の起算日の見直し（案）

見直し案

○ 所得税の還付申告に基因して個人住民税及び個人事業税の減額賦課決定が行われた場合、それにより生じる過納金に係る還付加算金の起算日を還付申告がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日とし、所得税の還付加算金の起算日と概ね一致させるようにする。

（注）平成27年4月1日から施行。

イメージ図

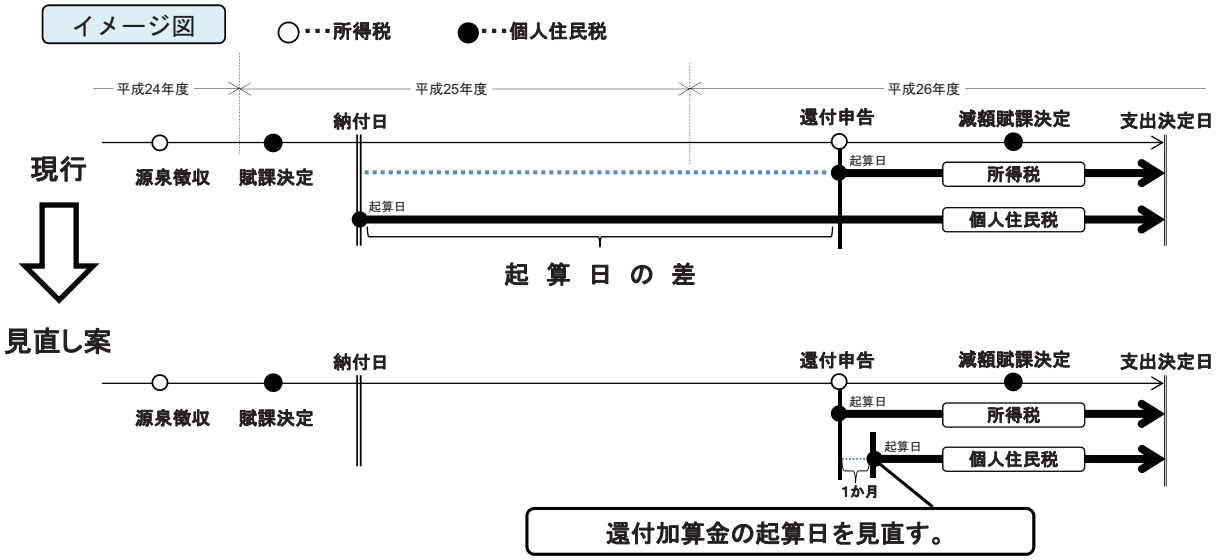

※ その外、所得税が更正の請求に基づき更正されたことに基因してされた個人住民税及び個人事業税の減額賦課決定により生じた過納金のうち、その還付加算金の起算日が納付日の翌日とされているものについても、同様に見直しを行い、起算日を「更正の通知がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日」とする。

28

ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

○ ゴルフ場利用税の概要

1. 課税主体　　：都道府県
2. 納税義務者　：ゴルフ場の利用者
　　（18歳未満・70歳以上・障害者、国体のゴルフ競技や学校の教育活動は非課税）
3. 標準税率　　：1人1日につき800円（制限税率：1，200円）
　　ゴルフ場の整備状況等に応じて、税率に差を設けることができる。
4. 市町村交付金：税収の7割をゴルフ場が所在する市町村に交付
5. 税収額　　：507億円（うち市町村への交付額：354億円）

○ ゴルフ場利用税を巡る堅持要望と廃止要望

（現行制度の堅持要望）

・税収の7割が市町村に交付されており、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村の貴重な財源。

・ゴルフ場所在市町村は、アクセス道路の維持管理をはじめとするゴルフ場関連の行政サービスを提供しており、ゴルファーにその費用負担を求める仕組みは合理的。

・平成15年度に、18歳未満の年少者や70歳以上の高齢者等に非課税措置を設け、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現にも十分に配慮。

⇔

（廃止要望）

・消費税との二重課税を解消すべき。

・スポーツのうち、2016年オリンピックから正式競技に復帰するゴルフのみに対する課税を解消すべき。

・ゴルフ場利用税の廃止は、スポーツ基本法の理念である「生涯スポーツ社会」の実現に寄与。

⇩

現行制度の堅持を決定